

令和6年度第3回おおいた子ども・子育て応援県民会議

日時：令和7年2月7日（金）10:00～12:00

場所：大分県庁 本館2階 正庁ホール

次 第

1 開 会

2 知事あいさつ

3 議 事

(1) 令和6年度 こども・子育て県民意識調査の結果について 【資料1】

(2) 令和7年度 当初予算要求状況について 【資料2】

(3) 大分こどもまんなかプラン（第5期計画）について

・各委員からいただいたご意見への対応について 【資料3】

・パブリックコメントの反映状況について 【資料4】

4 閉 会

<配布資料>

資料1 令和6年度 こども・子育て県民意識調査の結果について

資料2 令和7年度 当初予算要求状況について

資料3 各委員からいただいたご意見への対応について

資料4 パブリックコメントの反映状況について

資料5 大分こどもまんなかプラン（第5期計画）（案）

おおいた子ども・子育て応援県民会議委員名簿

任期：令和7年5月31日まで

分野	氏名	所属・勤務先等	備考
学識経験者	ふじた あや 藤田 文	大分県立芸術文化短期大学情報コミュニケーション学科 教授	
	おかだ まさひろ 岡田 正彦	大分大学教育マネジメント機構 教授	会長
	あいざわ ひとし 相澤 仁	大分大学福祉健康科学部 教授	副会長
地域福祉	ふじもと てつひろ 藤本 哲弘	大分県社会福祉協議会 事務局長	(欠席)
	ひめの みわこ 姫野 美和子	大分県民生委員児童委員協議会 主任児童委員連絡会 副代表	
	よねくら ゆかり 米倉 ゆかり	大分県公認心理師協会 理事 大分県教育委員会 スクールカウンセラー	
子育て支援	うえき ゆうこ 植木 優子	佐伯市弥生児童館 館長	
	や の しげき 矢野 茂生	NPO法人おおいた子ども支援ネット	
	おかべ ふくみ 岡部 富久美	やっかん児童クラブ クラブ長 宇佐市放課後児童クラブ連絡協議会 会長	[代理] 佐藤 久住
	しゅとう ふみえ 首藤 文江	NPO法人しげまさ子ども食堂 事務局長	
	そぶえ みゆき 祖父江 美幸	地域子育て支援拠点よいこのへや 子育て支援員	
小児医療・母子保健	あんどう あきかず 安藤 昭和	大分県医師会 常任理事	(欠席)
	たかはし のりこ 高橋 典子	大分県助産師会 会長	
社会的養育	よしだ ゆりこ 吉田 百合子	大分県社会的養育連絡協議会 理事	(欠席)
	ひきた さやか 引田 沙耶香	児童養護施設 清浄園 指導員	(欠席)
保育・教育	かんだ としえ 神田 寿恵	大分県保育連合会 理事・研修委員長 すみれこども園 園長	
	たなか まさき 田中 正樹	大分県認定こども園連合会 事務局長	
	どい たかのぶ 土居 孝信	大分県私立幼稚園連合会 会長 認定こども園 双葉こども園 双葉ヶ丘幼稚園	(欠席)
	たかはし きょうこ 高橋 京子	大分県小学校長会 研究副部長	
	ほそい かおり 細井 薫	豊後大野市教育委員会スクールソーシャルワーカー 大分県社会福祉士会 子ども家庭支援委員会	
保護者	やまくち しんすけ 山口 慎介	おおいたパパくらぶ 代表	
	もとむろ あさみ 本室 朝美	大分のママ集まれ！ 代表 合同会社co-e connect 代表社員	
若者(大学生)	うげち のどか 釜口 和果	大分県立芸術文化短期大学 学生	
	にしおか ゆう 西岡 優	大分大学 学生	(欠席)
雇用労働	かきぎ みねこ 笠木 美年子	大分県商工会議所連合会	
	ささき あいこ 佐々木 愛子	社会保険労務士	
公募	さとう あつこ 佐藤 淳子	未来応援コミュニティb-roomふるーむ代表	
	にしじま しのぶ 西嶋 しのぶ	NPO法人チャリティーサンタ大分支部代表	

令和6年度第3回「おおいた子ども・子育て応援県民会議」配席図

岡 相
田 澤

正 仁
彦 副
会 会
長 長

	◎	○	
--	---	---	--

- 植木 優子 委員 ○
佐伯市弥生児童館 館長 3
- 釜口 和果 委員 ○
大分県立芸術文化短期大学 学生 4
- (代) 佐藤 久住 委員 ○
やっかん児童クラブ クラブ長
宇佐市放課後児童クラブ連絡協議会 会長 6
- 笠木 美年子 委員 ○
大分県商工会議所連合会 7
- 神田 寿恵 委員 ○
大分県保育連合会 理事・研修委員長
すみれこども園 園長 8
- 佐々木 愛子 委員 ○
社会保険労務士 9
- 佐藤 淳子 委員 ○
未来応援コミュニティb-roomぶるーむ代表 10
- 首藤 文江 委員 ○
NPO法人しげまさ子ども食堂「げんき広場」 事務局長 11
- 祖父江 美 委員 ○
地域子育て支援拠点よいこのへや 子育て支
援員 12
- 高橋 京子 委員 ○
大分県小学校長会 研究副部長 13

- 米倉 ゆかり 委員
大分県公認心理師協会 理事
大分県教育委員会 スクールカウンセラー 28
- 山口 慎介 委員
おおいたパパくらぶ 代表 26
- 矢野 茂生 委員
NPO法人おおいた子ども支援ネット 25
- 本室 朝美 委員
大分のママ生まれ！ 代表
合同会社co-e connect 代表社員 24
- 細井 薫 委員
豊後大野市教育委員会スクールソーシャルワーカー
大分県社会福祉士会 子ども家庭支援委員会 23
- 藤田 文 委員
大分県立芸術文化短期大学情
報コミュニケーション学科 教授 21
- 姫野 美和子 委員
大分県民生委員児童委員協議会
主任児童委員連絡会 副代表 20
- 西嶋 しのぶ 委員
NPO法人チャリティーサンタ大分支部代表 18
- 田中正樹 委員
大分県認定こども園連合会 事務局長 15
- 高橋 典子 委員
大分県助産師会 会長 14

○	○	◎	○	○
三 重 野 こ ど も ・ 家 庭 支 援 課 長	鈴 木 こ ど も 未 来 課 長	佐 藤 知 事	工 藤 福 祉 保 健 部 長	渡 邊 福 祉 保 健 部 審 議 監
○	○	○	○	○

- ご欠席

 - 安藤 昭和 委員
(大分県医師会)
 - 土居 孝信 委員
(大分県私立幼稚園連合会)
 - 西岡 優 委員
(大分大学)
 - 引田 沙耶香 委員
(児童養護施設 清浄園)
 - 藤本 哲弘 委員
(大分県社会福祉協議会)
 - 吉田 百合子 委員

< 傍聴席・報道席 >

< 関係部局職員 >

資料1

(1) 令和6年度こども・子育て県民意識調査の 結果について

令和6年度子ども・子育て県民意識調査の結果について

[調査の目的]

子育て満足度日本一の実現に向け、子どもの育ちや子育てに関する県民意識調査を実施し、「おおいた子ども・子育て応援プラン(第4期計画)」の総合的な評価等の進捗状況を把握するとともに、各種施策の充実を図ることを目的とする。

[調査の概要]

- 調査期間 令和6年11月1日～12月2日
- 調査対象者 就学前児童の保護者 県内18市町村 2,020人を無作為抽出
小学生の保護者 県内18市町村 980人を無作為抽出
計 県内18市町村 3,000人を無作為抽出
- 回収率(上段:有効回答数、下段:有効回答割合)

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
就学前児童の保護者	1,009人 (50.0%)	998人 (49.4%)	942人 (46.6%)	851人 (42.1%)
小学生の保護者	454人 (46.3%)	480人 (49.0%)	456人 (46.5%)	404人 (41.2%)
合計	1,463人 (48.8%)	1,478人 (49.3%)	1,398人 (46.6%)	1,255人 (41.8%)

[主な調査結果]

1 「おおいた子ども・子育て応援プラン」の総合的な評価項目

(1)子育てが地域や社会で支えられている(「十分に感じる」、「まあまあ感じる」と答えた人の割合)

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
就学前児童の保護者	69.5%	68.2%	63.6%	63.1%
小学生の保護者	65.4%	62.7%	57.4%	62.9%
合計	68.2%	66.5%	61.6%	63.1%

(2)住んでいる地域の子育ての環境や支援に「満足している」「おおむね満足している」と答えた人の割合

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
就学前児童の保護者	69.4%	66.7%	67.3%	67.3%
小学生の保護者	65.9%	62.9%	61.7%	65.1%
合計	68.3%	65.5%	65.4%	66.6%

<結果のポイント>

- (1)子育てが地域や社会で支えられていると答えた保護者の割合
就学前児童の保護者 63.1%(前年比0.5%減)
小学生の保護者 62.9%(前年比5.5%増)
- (2)住んでいる地域の子育ての環境や支援に満足していると答えた人の割合
66.6%(前年比1.2%増)
 - (1)理想とするこどもの数 2.68人(前年比0.08人減)
予定するこどもの数 2.47人(前年比0.02人増)
 - (2)子育て支援サービスの認知度は各サービスとも上昇
地域子育て支援拠点(こどもルームなど)
92.6%(前年比16.5%増)

[自由意見から抜粋]

- ・保育料や給食費、児童手当、医療費などの経済的支援に助かっており、**住んでいる地域の雰囲気がよく、地区全体で見守っていただいている感じがする。**地区行事もたくさんあり、子育てをする環境がとてもよいです。
- ・**地域の人の見守りが昔に比べて少なくなり、安心して子どもを(子どもたちだけ)外で遊ばせる事が出来ない。**休日・深夜の医療体制が不十分。
- ・**もう少し地区や職場での子育てに関する理解があっほしい。**子どもの体調不良などで地区の清掃や仕事の休みなどがとりづらい。
- ・1人親だが、仕事が遅くなったときなど子どもを見てくれるところがあるのかなど**情報が全く分からない。**子ども食堂があると聞いたことがあるが、どこにあるのか分からない。

「満足している」「おおむね満足している」理由(複数選択式)

- 1位 医療費や保育料などの経済的支援が整っている(69.1%)
- 2位 子育てを支援する施設やサービスが充実している(33.9%)
- 3位 地域の雰囲気が子どもや子育て家庭に協力的である(30.9%)
- 4位 親子で気軽に出かけられる場所(居場所)がある(28.0%)
- 5位 こどもが安心して遊べる場所が多い(23.0%)

2 その他の主な項目

(1)理想とするこどもの数、予定しているこどもの数と現在のこどもの数

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
理想	2.77人	2.72人	2.76人	2.68人
予定	2.51人	2.42人	2.45人	2.47人
現在	2.29人	2.18人	2.21人	2.22人

[理想とするこどもの数を実現するために必要なこと] (複数選択式)

- 1位 経済的な支援 (79.7%)
- 2位 配偶者との家事・育児の役割分担 (41.0%)
- 3位 保育所の充実をはじめとしたこどもを預かる事業の拡充 (31.4%)
- 4位 男女がともに家事・育児を担うことへの職場の理解、環境整備の促進 (26.3%)
- 5位 出産・育児のための休業・短時間勤務制度の取得促進 (22.8%)

(理想よりも予定のこどもの数の数が少ない理由)

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①子育てや教育にお金がかかりすぎるから	66.5% 《1位》	67.4% 《1位》	71.1% 《1位》	63.0% 《1位》
②高年齢で生むのはいやだから	24.4% 《3位》	20.7% 《4位》	18.3% 《4位》	28.3% 《2位》
③自分の仕事(勤めや家業)が忙しいから	26.1% 《2位》	24.5% 《2位》	26.7% 《2位》	26.8% 《3位》
④これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから	17.3% 《4位》	21.3% 《3位》	24.1% 《3位》	22.6% 《4位》
⑤欲しいけどできないから	14.5% 《6位》	17.1% 《5位》	15.9% 《6位》	16.0% 《5位》
⑥夫婦の一方に家事・育児の負担がかたよっているから	16.2% 《5位》	12.6% 《6位》	17.0% 《5位》	10.5% 《6位》

[自由意見から抜粋]

- ・公立も私立も授業料や給食費を無償にして欲しい。全ての子どもが平等に学べて、親の不安を減らせてくれるような施策を考えて欲しい。小学生だけでなく、中学、高校、大学とお金がかかると、産みたくても産めない。
- ・現金支給が学費無料が助かる。いろんな物価高騰の中、将来への不安はある。子供たちを優先してほしいとは思わないけどいろんな部分での手続きなど簡単にしてほしいと思うし、小学校への入学時の金銭的負担が減っていないのはどうなんだろうと思う。
- ・保育料の助成や不妊治療の全額助成があれば、もっと子供産む方が増えると思います。

[自由意見から抜粋]

- ・もっと若いうちに結婚していれば、2人目、3人目と考えられたかもしれないが、結婚が遅かったため、第一子の時点で高齢出産であった事が悔やまれる。若い人が将来に希望が持てるように(将来的な所得の増大など)なれば、結婚やパートナーとの将来が考えやすくなると思う。
- ・私のように高齢で子どもを望む方はたくさんいるはずですが。そんな方のために補助金の充実を切に願います。子育てをしている方への支援も大切ですが、子どもをもちたいという方への支援も同じように大切に考えてくださることを期待しております。
- ・保育料無償化を3歳からでなく0歳からも対象にいただけると助かります。じゃないと3歳までにもう1人とはなかなかならず結果一人っ子になるか高齢出産になりそうです。

(2)子育て支援サービスの認知度(就学前児童の保護者)

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①一時預かり	81.7%	87.5%	85.4%	87.1%
②病児保育	84.3%	86.6%	87.4%	88.6%
③地域子育て支援拠点(こどもルームなど)	82.8%	74.2%	76.1%	92.6%
④大分県子ども救急電話相談	79.6%	82.0%	82.1%	85.0%
⑤いつでも子育てほっとライン	53.0%	50.4%	47.3%	55.8%
⑥ショートステイ	18.8%	19.6%	27.1%	31.1%
⑦ホームスタート	17.2%	16.7%	17.8%	20.6%

[自由意見から抜粋]

- ・子育て支援の情報をどこから入手したらよいかわからない事が多かった。
- ・こどもルームや児童館が気軽に利用できる環境がある。
- ・病児保育施設を増やしてほしい。

資料2

(2)令和7年度 当初予算要求状況について

令和7年度 当初予算（一般会計）要求の主な事業概要

※赤字は事務局説明事業

(部局名：福祉保健部 こども未来課、こども・家庭支援課)

事業名	事業概要	所管課
1 おおいた出会い応援事業	若者の出会い・結婚の希望を後押しするため、出会いサポートセンターの運営及び会員確保のための広報に取り組むとともに、市町村等と連携した地域における出会いの場づくり等を推進する。	こども未来課
2 保育環境向上支援事業	保育人材の確保と職場定着を図るため、保育士資格取得への支援、保育補助者等の配置やICTの活用など働き方改革に取り組む保育所等を支援するとともに、保育士等を目指す学生等向けの就職フェアを開催する。	こども未来課
3 認定こども園運営費	幼児教育及び保育の充実を図るため、認定こども園の運営に要する経費を負担する。 ・幼保連携型 118施設 (R6.4.1現在) ・幼稚園型 28施設 // ・保育所型 49施設 //	こども未来課
4 保育所運営費	保育の充実を図るため、保育所の運営や小規模保育等に要する経費を負担する。 ・保育所等 165施設 (R6.4.1現在)	こども未来課
5 私立幼稚園運営費	幼児教育の充実を図るため、私立幼稚園を設置する学校法人に対し運営に要する経費を助成する。 ・私学振興費 5施設、施設型給付費 13施設 (R6.4.1現在)	こども未来課
6 私立幼稚園業務改善等支援事業	幼稚園教諭の負担を軽減するための業務改善に向けたICT設備導入や認定こども園等への円滑な移行に向けた許可申請事務等を行う職員を雇用する学校法人に対し助成する。	こども未来課
7 大分にこにこ保育支援事業	保育を必要とする家庭の経済的負担を軽減するため、第2子以降の3歳未満児の保育料を全額免除する市町村に対し助成する。	こども未来課

令和7年度 当初予算（一般会計）要求の主な事業概要

※赤字は事務局説明事業

(部局名：福祉保健部 こども未来課、こども・家庭支援課)

事業名	事業概要	所管課
8 私立幼稚園耐震化促進事業	旧耐震化基準で建築された幼稚園舎の耐震化促進と幼稚園の教育環境の充実を図るため、幼稚園の施設整備及び幼稚園等の遊具等環境整備を行う学校法人に対して助成する。	こども未来課
9 地域子ども・子育て支援事業	子育て家庭の多様な保育ニーズに応えるため、保育所等における延長保育や一時預かりなどの子育て支援事業を実施する市町村に対し助成する。	こども未来課
10 病児保育充実支援事業	安心して病気のこどもを預けられる環境を整えるため、病児保育を実施する市町村に対し運営費を助成するとともに、病児保育の広域化・ICT化の取組を支援する。	こども未来課
11 放課後児童対策充実事業	放課後のこどもに安全で健やかな生活の場を提供するため、放課後児童クラブを運営する市町村に、助成するとともに、待機児童の解消に向け、支援員確保にも取り組む。	こども未来課
12 おおいた子育てパパ応援事業	男性の積極的な子育てを推進するため、県内子育て関係者と連携した取組により、父親の意識啓発を実施するとともに、広く県内に情報発信することで県民の機運を醸成する。	こども未来課
13 こども医療費助成事業	子育て家庭の経済的負担を軽減し、こどもたちの健康保持と健全育成を図るため、こども医療費を軽減する市町村に対し助成する。	こども未来課
14 伴走型出産・子育て応援事業	全ての妊産婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができる環境を整備するため、少子化対策の推進や妊産婦・子育て世帯への経済的支援体制を整備する市町村に対し助成するとともに、全市町村で均一的に産後ケア事業の利用及び乳幼児健康診査の実施ができる体制を整備する。	こども未来課

令和7年度 当初予算（一般会計）要求の主な事業概要

※赤字は事務局説明事業

(部局名：福祉保健部 こども未来課、こども・家庭支援課)

事業名	事業概要	所管課
15 不妊治療費助成事業	不妊治療の経済的負担軽減を図り、こどもを持ちたい夫婦の希望を実現するため、保険適用の不妊治療と併用して実施した先進医療に要する費用を助成するとともに、不妊・不妊を心配する夫婦の早期発見を促すため、に要する費用を助成する。 ・不妊治療費助成 ・不妊検査費助成 ・不育症検査費助成	こども未来課
16 プレコンセプションケア啓発推進事業	将来のライフプランをイメージさせ、『プレコンセプションケア（妊娠・出産に向けた健康な身体づくり）』の重要性や必要な知識・スキルを伝えるため、県内高校生・大学生、専門学校生を対象とした啓発活動を行う。	こども未来課
17 妊産婦健診等支援事業	近隣に産科医療機関のない妊産婦が安心してこどもを産むことができるよう、健診や出産に要する交通費等を支援する市町村に対し助成する。	こども未来課
18 母子保健対策事業	母親、乳児の健康保持及び増進に寄与するために必要な保健施策を実施する。 ・未熟児養育医療費負担金 ・先天性代謝異常等検査委託料（実証事業分を含む）など	こども未来課
19 周産期医療体制推進事業	ハイリスク妊娠・出産や低体重児の出生、産科救急等の高度な周産期医療を県民に提供するため、周産期母子医療センターに対し運営費を助成する。また、災害時の周産期医療体制の強化を図るため、災害時小児周産期リエゾンを養成する。	こども未来課
20 ヤングケアラー等支援体制強化事業	ヤングケアラー状態にあるこどもを早期に発見し支援につなげるため、市町村の相談支援体制と地域での支え合い機能の強化を図る。	こども・家庭支援課
21 児童養護施設等退所者支援強化事業	児童養護施設退所者等を支援するため、「児童アフターケアセンターおおいた」による自立・就労に向けた継続的サポートを行う。	こども・家庭支援課

令和7年度 当初予算（一般会計）要求の主な事業概要

※赤字は事務局説明事業

(部局名：福祉保健部 こども未来課、こども・家庭支援課)

事業名	事業概要	所管課
22 児童虐待防止対策事業	児童虐待防止の徹底を図るため、関係機関との連携を強化するとともに、弁護士や精神科医の活用等により児童相談所の法的対応力等を強化する。	こども・家庭支援課
23 子どもの居場所づくり推進事業	生活や養育環境等に課題を抱える子どもたちの居場所を確保し、早期発見・早期支援をつなげるために、こども食堂運営者向けの研修会や相談対応をするとともに、新規の立上げ等を支援する市町村に対し助成を実施する。 また、こどもの基本的生活習慣の定着を図るため、児童育成支援拠点による生活習慣の形成を実施するほか、こどもの居場所であるこども食堂の運営費を確保するため、クラウドファンディングを実施する。	こども・家庭支援課
24 家庭養護推進事業費	社会的養護が必要な児童を家庭的な環境で養育する里親委託をさらに推進するため、関係機関と連携した制度の周知・啓発等を積極的に行い、新規登録者を確保するとともに、児童を受け入れた里親が安心して適切な養育を継続していけるよう、「里親養育サポーター」を里親サロン等に派遣し、養育の悩みや相談に対応する。	こども・家庭支援課
25 児童相談所施設整備事業	増加する児童虐待への対応を強化するため、児童福祉司等の増員に伴い狭隘化した児童相談所執務室等の改修を行うほか、一時保護所の環境改善（居室個室化等）を引き続き行う。	こども・家庭支援課
26 ひとり親家庭等自立促進対策事業	ひとり親家庭の自立を促進するため、母子家庭等就業・自立支援センターの運営を委託するほか、ひとり親家庭の親等に対する就業支援や資格取得支援等を行う。	こども・家庭支援課
27 ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭の親子、父母のない児童に対し、医療費を助成することで健康を保持し、生活の安定と福祉の向上を図る。	こども・家庭支援課
28 女性相談支援体制強化事業	困難女性支援法が令和6年4月から制定されたことに伴い、女性相談支援センターの機能強化を図るとともに、市町村の女性相談支援体制を整備する。	こども・家庭支援課

大分こどもまんなかプラン(第5期計画)

各委員からいただいたご意見への対応

意見数	100件
素案に反映（丸数字）	27件
取組への反映	73件

No.	ページ	ご意見等	ご意見に対する方針、回答
①	36	“きちんと学ぶ”という表現に曖昧さを感じます。	ご意見を踏まえ、本文を“こどもが、「自分の権利」について、学校や家庭、地域でしっかり学ぶことができます。”に修正します。
②	36	家庭でもこどもの人権について学ぶという意識、取組づくりがやはり大事ではないか。	
③	36	こども自身の学びが中心になっていますが、現在の社会状況では、こども自身だけでなく大人(特に高齢者)にこどもの人権について学んでもらう機会を設ける必要があると感じます。	ご意見を踏まえ、本文を“こどもが、大人とともに「児童の権利に関する条約・・・」に修正します。
4	37	体験的参加型人権学習を受講した児童生徒の割合が100%となっているが、いじめはなくなる。こどもの権利条約について知っている子は100%ではない。「体験的参加型人権学習」とは？	児童生徒が能動的に参加することで、自身の行動力と意欲を高める学習形態のこと。身近な人権問題に関連付けて学ぶことで人権感覚を高めることを目指します。
5	39	※男女共同参画という漢字に違和感がある。調べたが、ジェンダー平等。 ※ジェンダーとは社会的、文化的性差のこと。ただし、性同一性障害の方や、両性具有の第三の性別の方や、トランスジェンダーの方たちもいます。しかし、ここでは主に、男性と女性を中心に話を進めています。(内閣府の注釈を参考が必要では。)	男女共同参画という言葉は、男女共同参画基本法に基づいた表現を用いており、めざす姿としては、「性別に関わりなく個性と能力を發揮できる」という表現にしています。 ジェンダーという言葉は、法的に明確な定義がされていないことから、国の動向等を注視しながら、使用については今後検討していきます。
6	39	男性自身の『産前』学習に関して県としての認識と具体的な啓発方法や内容・取り組み案があればお知らせ頂きたいです。	共育て推進の観点からも出産前に必要な知識や情報を得ることは大変重要と考えます。県内では13市町村において子育て支援センター等にて両親学級や父親教室を開催しており、県としては子育て支援ポータルサイト子育てのタネやSNS等を活用し、講座内容等を紹介するなど広く周知していきます。

No.	ページ	ご意見等	ご意見に対する方針、回答
7	39	企業連携等でのイベント形式開催で男性の産前学習や子育て、パートナーシップ向上を図れる見込みがないのか再検討いただけましたら幸いです。	今年度は、イクボス企業の協力のもと、子育てやパートナーシップ向上を主題としたイベントの開催を予定している。来年度以降は産前学習も含め、企業連携をさらに強化していきます。
⑧	39	「男性」という表記ではなく、「家庭で家事や育児を分担して行う」大切さについての意識を広めた方がよいと思う。	節が「男女共同参画に関する意識づくり」であることも踏まえ、本文を“ 夫婦で家事や育児を分担して行う～ ”に修正します。
9	39	女性の数や割合が大事ではないと思う。働きやすいと思えるかが大事。	当該目標は、男女共同参画の進捗を図る指標として長期総合計画と合わせて設定したものです。女性の活躍において、女性が働きやすいと思えることは重要なことだと考えており、そのような環境づくりは、方針決定の場に女性の参画が一定数あることで、より一層推進されると考えています。
⑩	42	・・・ことで、・・・ことで、と、二重表記のため内容が分かり辛い。	ご意見を踏まえ、本文を“ 子どもが不安な時に、いつでも体や気持ちを受けとめてもらえることで、安心感や他者への信頼感が生まれ、愛着形成を促せます。 ”に修正します。
11	42	この内容を男性の出産前教育等に取り入れていただくような企画・事業で男性の家事育児推進につなげるのはいかがでしょうか？	関係部署と協議し、今後の事業実施における連携を検討していきます。
12	46	保健の授業のほうで、プレコンセプションケアというのも中心に導入する必要があるのではないかな。	県が、高校生対象に作成した学習指導要領に沿ったプレコンセプションケアの動画や助産師を講師とする出前講座等を、高校に周知し推進しています。

No.	ページ	ご意見等	ご意見に対する方針、回答
13	46	行政や学校の窓口だけでは十分ではないのでは。SNSやアプリで相談できる方法などが有効に思える。	県内には、個々の相談の内容により対応する相談窓口はそれぞれありますが、思春期に特化した相談窓口は現状ありません。思春期の体についての心配ごとについては、一般社団法人日本家族計画協会が実施する「思春期・FP相談LINE」がありますので、周知に努めます。
14	46	中学校や高校では今の時代にそぐわない内容だと感じる。課題は保護者の理解を得る事、教員の負担軽減、地意識のアップデートだと考える。より専門性の高い外部講師や機関の連携が最優先打と考える。	学校における性に関する指導は、学習指導要領に基づいて実施しており、発展的な内容については、集団指導では取り扱わないこととされていますが、一人ひとりの発達の特性等に応じて、個別指導の充実を図っているところです。 県立学校に対しては、産科医等の外部講師派遣事業を実施し、性に関する指導の充実に努めています。
15	46	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは常時学校にはいない。気軽に相談できる関係ができていない中、また、話した内容が先生に漏れるかもしれないなど不安の中、相談をするだろうか。子どもたちはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーがどういう存在で、どんなことを相談できるのかとどれだけ認識できているのか。学校生活において、子どもと先生とのトラブルの話もよく聞く。そういったことを安心して話せる状況にあるのか、また、子どもから相談を受けた保護者が安心して話せる、相談できる窓口はどこなのか。この一文だけでは、なにかあったときに解決まで導いてくれるものを感じない。	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置については、市町村教育委員会と連携・協力しながら、全公立学校をカバーする体制を整えています。 また、上記以外にも相談先として、24時間子供SOSダイヤル、メール相談、LINE相談等を実施しており、児童生徒や保護者の悩み等に対応しています。なお、学校において、児童生徒からの相談等を受けた場合は教育相談コーディネーターを中心に組織的に共有するように指導しているところです。
16	46	子どもが話たいときに話せる環境が必要。子ども主体であること、子どもの秘密が守られることが最優先だと考える。例えば子どもアドボケイトのように完全に独立(家庭、学校とも無関係)した人が子どもの声を聴くことで、子どもが他者に話をするハードルが低くなる。子どもの話を聴いたのち、各専門機関との連携が不可欠。10代の人口妊娠中絶率もさることながら、まずは子どもが自身の気持ちや環境を話せる心理的安全な窓口の提供が重要と言える。	

No.	ページ	ご意見等	ご意見に対する方針、回答
17	48	相談内容に対するアドバイス内容等消防署の救急隊と情報交換や連携をされる機会はあるのか？	大分県子ども救急電話相談事業は、相談員(看護師)が常に医師に相談できる体制の下で業務を行っていますが、相談内容について各消防本部と直接情報交換等を行う機会は設けていません。 なお、救急医療対策の推進等についての協議の場である「大分県救急医療対策協議会」に、大分県消防長会も参画していただき、各種施策にかかる救急隊側のご意見も伺っています。
18	50	8月7日(水)の大分合同新聞で「県内小中学校の給食 国基準下回るカロリー」という記事が掲載されていた。健康づくりのために「給食の質の維持」についてはどう考えるのか？ また、給食時間が短くなっていること、給食費の格差についてはどう考えるのか？	学校給食の栄養価については、国の基準の考え方を踏まえ、児童生徒が望ましい栄養価を摂取できるよう、市町村教委等に対し、働きかけていきます。 給食の時間は、食事だけでなく、準備から片付けの実践活動を通して、食事のマナーなどを身に付けるなど教育効果が期待できることから、適切な時間が確保できるよう、市町村教育委員会等に対し、働きかけていきます。 給食費については、保護者負担の軽減策は、学校設置者の判断により実施されており、給食費の無償化は、全国一律で行われるべきものであることから、これまでも全国知事会等を通じて、国の責任と財源による制度設計を行う用、要望しているところです。
①9	50	まずは「食べることは楽しい」と感じる事が大切なので、このことを独立させてはどうか。家族とのふれあい、、、の言葉に違和感が残る。他者とのつながりやコミュニケーションを深め、食事のマナー(作法)や礼儀が身につきます。だとわかりやすいと思った。	ご意見を踏まえ、「食べることは楽しい」と感じることは大切なことであるため、ふれあいが深まるのは家族に限らないため、本文を“「食べることは楽しい」と感じ、家族や仲間等、他者とのふれあいも・・・”に修正します。
②0	50	誰でも行けるイメージがない。まわりでは「こども食堂」を知らない子も多い。子ども食堂以外に「地域の共食の場」はないのか。「こども食堂」だけに限定するのはどうなのか。	ご意見を踏まえ、こども食堂に限定しているものではないため、本文を修正しました。地域の共食の場としては、地域で実施するイベント等での食事、自治会の集まりの際の会食など、誰かと一緒に食事をする機会を想定しています。

No.	ページ	ご意見等	ご意見に対する方針、回答
21	50	「家庭の事情から食習慣に問題がある子ども」というのは、どうやって誰が判断しているのか。	食習慣に問題がある子どもについては、各学校のケース会議等において、情報を共有し、必要に応じて、関係者と連携を図るようにしています。
22	50	食育に取り組む地域・子ども食堂の割合も入れてはどうか。	大分県では、地域での食育に取り組む団体等へ食育の先生を派遣しています。ただ、希望制で、団体の母数の把握ができないため、数値目標として設定することができません。子ども食堂においても、それぞれの子ども食堂ごとに取組の内容や規模が異なりますので、数値目標としては設定が難しい状況です。
23	50	中学校での月1回以上の食育というのは、どのような状況で行われるのか、可能なのか少し疑問に思いました。	給食時間を中心に、学級担任や栄養教諭等が、月1回実施する「ふるさと給食」で使用している地域食材を紹介したり、給食だより等の配布資料を活用した指導を行っています。また、給食時間外では、県が派遣する食育の先生を活用し、「朝食の大切さ」などを学ぶ講話を行っている学校もあります。
24	53	大分県として質の向上に至る施策が必要ではないか。	幼児教育センターでは、幼児教育施設や市町村の要請に応じて、幼児教育スーパーバイザーを派遣して、ニーズに合った研修や保育について指導助言を行っています。接続期の教育については、架け橋期のカリキュラム開発会議の委員や作成に向けた助言を行い、県内全域の推進に取り組んでいるところです。
25	54	「確かな学力」の捉え方ですが、学習指導要領では、3つの資質能力「生きて働く知識・技能」「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力」「学びに向かう力、人間性等」となっておりますので、3つの力が入るとよいのではなにかと思います。 また、特に、学校教育では、「生きて働く」「未知の状況にも対応できる」という部分を大事にして学校教育に取り組んでいますので、めざす姿としてこの共通した捉えが必要ではないかと考えます。 また、習熟の程度に応じた指導ではなく個別最適、個々に応じたというのが現場実態では。	ご意見を踏まえ、本文を“ 子どもが、夢に挑戦し、自己実現ができるよう、「知識・技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの資質・能力をバランスよく育成し、習熟の程度に応じた指導を行い、着実に学力を伸ばします。 ”に修正します。 「習熟の程度に応じた指導」については、次期教育長計と表現を揃えたものとしています。

No.	ページ	ご意見等	ご意見に対する方針、回答
26	54	中教審では、教科担任制を小学校中学年まで広げることが示されていますが、大分県としては、小学校高学年における教科担任制の取組に重点を置いて取り組んでいくという捉えでよろしいでしょうか。	教科担任制の推進については、授業の質の向上や多面的な児童理解等の効果が期待されています。 国の動向等を踏まえながら、中学年への拡充について、検討していきます。
27	55	具体的のどのよう推進していくのか。子ども会やPTAも減少していく中、自治会に加入しない世帯も増えている。今後は「個」の参加を「集団」に引き込んでいく必要がある。異年齢の交流を目的とし小学生から高校生と一緒に活動することで地域活動の魅力を伝えることが大切だと考える。楽しみの中に学びがあり自然と生き抜く力が育まれていくと考える。小学生だった子どもがいずれ高校生として活動することも想定し、そこに循環が生れることが理想。	多くの小・中学校では、総合的な学習の時間や特別活動等の中で、職場体験活動やボランティア活動等を、地域と連携しながら取り組んでいる。例えば、大分市では、環境保全や美化活動等の地域行事に小中合同で参加し、活動の様子を写真や紙面で交流・校内掲示を行っています。 また、児童・生徒会活動を中心に行うボランティア活動では、異年齢の児童・生徒同士で協力・交流したり、協働したりして目標を実現しようとする活動を行っています。 今後も、「地域とともにある学校」づくりの推進とともに、地域におけるボランティア活動を推進していきます。
28	55	後述の「具体的な取り組み」でも、具体的な記載がないのはなぜか。芸術的な活動をしている団体やイベントは多数ある。なぜ、「読書」の項目ばかりなのか。	県立美術館でのこども向けワークショップ等の取組については、第2節の具体的な取組(2)②にすでに記載しています。
29	55	司書さんと一緒に、身近な学校の図書館を活用した読書推進活動を検討できないものか。	学校図書館を活用した読書活動の推進については、学校司書や子ども自身による図書委員の活動などで主体的に取り組を進めているところです。 子どもが本に親しむ機会を増やすため、学校司書を対象とした研修を行い、学校図書館の質の向上を図ります。
30	55	ビブリアバトルやこども司書は、本が好きな子しか参加しない。普段読まない子にどう本の魅力を伝えるかが大事。	推薦図書リスト兼読書記録ノートの配布や、子どもの読書に関する情報の提供により、普段、本を読まない子どもやその保護者に対して、家庭等における読書活動を促進します。

No.	ページ	ご意見等	ご意見に対する方針、回答
31	55	学校と、放課後児童クラブとの連携が重要。 放課後児童クラブと連携し図書室を開放してみたいか。	学校施設の利用については、学校との連携が不可欠であり、放課後児童支援員の研修の機会を通じて、連携が図られている好事例の横展開を図っていきます。
32	55	こどもたちの体験活動を充実させる、、、具体的には？これまでの会議でもずっと課題であった情報発信の仕方や、体験格差も一緒に検討してほしい。	ご意見を踏まえ、本文を“「協育」ネットワークや地域人材等を活用し、放課後や休日に、 伝統芸術文化活動や環境教育、農業体験、職業体験などのこどもの多様な活動を 充実させます。 また、引き続き、学校との情報共有や広報の連携を図ります。 ”に修正します。
33	55	オーラボだけ名前が記載されているのはなぜか？科学や技術への興味関心が持てる活動やイベントは他にもあると思うので、ここだけ具体的に表記されているところが疑問。	ご意見を踏まえ、本文を“こどもたちの科学や技術への興味関心を高めるため、 科学技術セミナーや科学体験プラザを開催するとともに 、体験型子ども科学館O-Laboの取組を県内全域に拡げるなど、小・中学生向け科学体験活動を充実させます。”に修正します。
34	58	スポーツをしたいと思ってもお金がかかりすぎてできないこどもも多数いるのではないかと。部活でも道具をそろえるのに10万円近くかかるもの、遠征や試合での親のサポート、すべての親が対応できるとは思えない。この素案だけでスポーツをする子が増える、スポーツに親しみが持てる子が増えるとは思えない。	生活困窮世帯に対しては、市町村での就学援助や高校生等奨学給付金により、経済的支援を行っているところです。 部活動の参加の有無に関わらず、スポーツに親しむ資質や能力の育成を目指し、体育の授業における「わかる・できる・楽しい」授業づくりや各学校が昼休みの時間を活用したり、遊びの要素を取り入れたりしながら工夫して行う「1校1実践」の取組を進めている。これらの取組により、子どもたちが運動やスポーツの楽しさや喜びを味わうことにより、運動への愛好度を高め、日常的な運動習慣の形成に繋がっていきたくと考えています。 また、子どもたちがスポーツ活動に継続して親しむことができる機会を確保するために、「地域単位」で活動できる環境の構築に向け、地域クラブ活動への移行を促進していきます。
35	58	学校だけに限らず、スポーツができる環境を整えた、誰でも利用できる公園が、地域の身近な所に日常に存在すれば、スポーツがより親しみやすい存在となり、他者とのコミュニケーション、地域とのつながり等、心身の健全育成につながるのではないかと。	ご意見を踏まえ、新たに“ ④こどもたちが、学校以外でも運動やスポーツに親しめるよう、運動公園等の充実を図ります。 ”を追加します。

No.	ページ	ご意見等	ご意見に対する方針、回答
36	61	「協育」ネットワーク活動を保護者がどれくらい認知しているのか。支える側と支えられる側の適合性の確認が必要だと考える。	市町村教育委員会等を通じて、学校や保護者、各種団体等へ協育ネットワークを活用した家庭教育支援の周知や推進を図っています。今後も保護者のニーズ等に合わせた内容を取り上げる等の工夫や関係機関等との連携を進めていきます。
37	66	主体を合わせて表記するのであれば、2ぼつ目は、「子育てに対する不安軽減を図るため、身近な場所で相談援助が受けられる体制を整えます。」の様に主体を統一した方が伝わり易い。	ご意見のとおり、“子育てに対する不安軽減を図るため、身近な場所で相談援助が受けられる体制を整えます。”に修正します。
38	66	速やかに通告してもらうために、考えに考えてやっとの思いで通報してくれた人に負担のない電話等の応答を考えて欲しい。電話だけでなく、他の通報の方法ができるのであればハードルは下がるが難しいのであれば、電話対応について再度考えて欲しい。	虐待かもと思った時などにすぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号であり、国が全国的に推進しているため本県としても周知に取り組んでいきます。本文に“また、「いつでも子育てほっとライン0120-462-110」にて24時間365日の相談に対応します。”を追記します。
39	66	要保護児童対策地域協議会の運営について、実践的なモデルを知りたい。	本県では、全市町村で要対協実務者会議(定期連絡会)を毎月開催し、児相と市町村が受理した全ての虐待事案を共同管理台帳に登載して共同して進行管理を行い、参加メンバーも拡大しています。
40	66	人員の増加を明確に記載してはどうか。	毎年度の児童虐待件数などで配置基準数に変動する(増減がありうる)ため、人員数の記載は困難であるため現行の記載のままとします。
41	70	一時保護施設が地域にないことで、日常を断たれることを防いでほしい。地域にショートステイできる仕組みづくりを大分県で作れないか。	市町村に対しショートステイの実施など家庭支援事業の推進を呼びかけています。

No.	ページ	ご意見等	ご意見に対する方針、回答
42	70	里親登録や児童養護施設にとどまらないショートステイのしくみづくりが必要ではないか。	地域でショートステイ先として活用できる里親の拡大に取り組んでいます。
④3	71	「虐待で子どもが傷ついたり、命を落としたりすることがない社会を作ります」 これでは子どもの命は救えない。先日のニュースで、県内の児童相談所が虐待の疑いがあるとして対応した件数が過去最多とあった。これ以上増やしてはいけない。 「絶対に命は救う」という強い意志を示す必要があると思う。また、虐待を受けた子どもをその後どう支えていくか、支援が必要な子どもとその保護者について、親子関係の構築に向けた支援は？	あくまで目指す姿であり、具体的な取組は別に記載しています。 ご意見を踏まえ、(第4章 第2節 2-(4)-③)に “児童相談所による親子関係支援プログラムの実施など、様々な事情で家庭から離れて暮らさざるを得ない子どもが安心して家庭に戻るための取組を推進します。”を追記します。
44	72	子ども自身が「貧困」だと気づかないケースもあるのではないか。	子ども自身が「貧困」だと気付かないケースもあると思われる。周囲が気付けるよう、子どもの居場所となる「子ども食堂」等、必要な環境の整備を進めます。
④5	72	ここでは、子どもを取り巻く複雑に絡み合った問題をあきらめることなく行政、学校、民間、地域、専門家が連携をとり解決していくことをめざしたい。2つ目の「全ての子どもたちは、、、」は第1章の子ども・若者のウェルビーイングで記載しているので重なる気がする。	ご意見のとおり、表現は重複しているが、読者に伝わりやすいよう、 子どもの貧困対策の推進 においても記載します。
46	72	今の時代、学校だけでなく放課後児童クラブ、放課後デイサービス、フリースクール、子ども第3の居場所拠点、子ども食堂、スポーツ少年団、習い事など、子どもを取り巻く環境はたくさんある。その中で、学校にいる時間が一番長いとも言えない状態と、学校だけで子どもの様子を見守ることは難しい。ましてや、その様々な場面で暮らす子どもたちの様子を学校が、積極的に知りたいと聞いてくることは少ない。「学校をプラットフォームに」と学校は思っていないのではないか。	今年度実施した「子どもの生活実態調査」においては、市町村教委や学校と連携して進めてきました。 子どもへの支援に繋げるよう市町村教委、学校をはじめ、関係機関・団体とも連携しながら取り組んでいきます。
47	72	幼児期の早期発見についてのみの記載に偏っていないか。いろんな問題は成長過程において、急に起きる可能性がある。(親の失業や、家族の病気等)	幼児期以外の成長過程における対応は③、④、⑤で記載しています。

No.	ページ	ご意見等	ご意見に対する方針、回答
48	72	高校生の中途退学したこどもたちの進学や就職を迫える数字がない。在学していた学校に相談できない、本人や家族の力だけで新しい進路にたどり着くことは難しい。	中途退学する生徒に対して、学校はその後の進路について、生徒、保護者と一緒に考えるなどの対応を行っています。 また、高校中退者等の学び直しを支援するため、退職教員等による学習相談の窓口を設置し、県内各地における学習講座を企画・実施するとともに、関係機関による連携体制を構築しています。
49	72	高校の進路指導でも日本学生支援機構以外の奨学金情報を受け取ることは難しい。具体的にどの機関がどのように届けるのか知りたい。	公益財団法人大分県奨学会では、毎年、県内すべての高校に大学等奨学生の募集の案内をしています。
50	72	奨学金、手続きが難しいと思う。高校の秋からしないと4月には間に合わない。ポーっとしている時期に申請しないといけない。専門の方が巡回で書き方を教えてくれる仕組みがあるといいと思う。奨学金は親がいないとアウトと思う。	各学校では、奨学金係を設け、学校のHPで掲示したり、文書で生徒を通じて保護者にお知らせするようにしているところです。 ひとり親家庭に対しては、各種制度を記載した「ひとり親家庭のハンドブック」を市町村を通じて毎年配布します。
51	72	この内容についても学校が関係機関と連携をとって支援をするということでしょうか。行政がおこなうということでしょうか。	こどもの自己肯定感を高めるため、児童育成支援拠点、こども食堂なども活用しつつ、学校とも連携しながら進めます。
52	72	エ「こどもの生活実態調査」は必要であるが、こどもといっても貧困、虐待を受けている人、裕福な家に生まれた人、外国人、性的少数者など、色々な人がいる。誰ひとり取り残さないためには、多様なバックグラウンドをもったこどもから意見を聞くことを重視しないといけない。	7月に実施したこどもの生活実態調査では、小学5年から高校3年までの幅広い児童生徒から回答をもらいました。今後、よりこどもに身近な地域である市町村において、実態調査の実施が拡大するよう支援をしていきます。
53	73	放課後児童クラブ等の利用における、、、と今後児童育成拠点利用についても保護者負担金の減免を記載して欲しい。	児童育成支援拠点については、未整備の市町村が大半であるため、まずは児童育成支援拠点の整備を進めていきます。(5)④参照)。

No.	ページ	ご意見等	ご意見に対する方針、回答
54	73	月に1度など開催のこども食堂も多い。こども食堂に限らず、こどもの居場所づくりについて検討している団体や個人に支援は必要なのではないか。また「居場所」について、こどもたちにはどのように周知しているのか。	こども食堂のニーズとシーズを捉えることが重要と考えている。そのため、今後は市町村を中心としてこどもの居場所に関する支援体制づくりを進めていきます。
55	73	全国的にも「来て欲しい家庭のこどもや親に来てもらうことが難しい」とアンケートに答えているこども食堂も多い。 その一方でこども食堂は増えているように思う。県内のこども食堂を利用している現状はどんな感じなのでしょうか？ 私たちの活動もそうですが、本当に困っている人に手を差し伸べられる団体でありたいと思っています。そのためには行政との連携は欠かせないと思っていますが、それがうまくいっているとも思えず。もっと真剣に取り組まなければいけない問題だと思っています。	市町村との連携は重要だと考えている。行政と団体とが連携した支援ができるように、支援体制づくりを進めていきます。
56	75	ア.内の優先的利用に”障害児通所支援”も追記してはどうか？	放課後等デイサービス事業所はR6.4月時点で263事業所3,119名であり、十分な供給量があると考えていますが、ひとり親家庭が入りにくいという声があれば、市町村と連携して相談に応じていきたいと思えます。
57	78	スマホを持っていない、SNSを使っていない子は気軽に相談できるのだろうか。9月2日の朝日新聞の朝刊にて、RAMPS(ランプス)という子どもたちの「見過ごされがちな自殺リスク」を可視化し、予防に繋げるためのITのツールと、それを取り入れている学校が紹介されていた。学校で配布されているタブレット端末に入れることができ、原則毎日「心の健康観察」をしているところも多いようだ。熊本も2027年までに導入予定ということだが、大分では検討はされているのだろうか。口頭では言えないことも端末だと気軽に答えられると考える生徒も多いようだ。ただ課題もあり、先生がチェックする仕組みなので負担増や、見落とし見過ごしもあるかもしれない。先生に知られたくないと正直に答えられない子もいるかも。こどもの様々なSOSを逃さない方法は、しっかり考えるべき。	児童生徒には一人一台端末が配備されており、今年度から、全ての県立高校にRAMPSを導入し、生徒の自殺リスクや精神不調等を組織的に把握するようにしています。 小中学校のモデル校に、デイケン(デイリー健康観察アプリ)を導入し、児童生徒の心身の状態の把握等を行っています。

No.	ページ	ご意見等	ご意見に対する方針、回答
58	78	複式学級など人数が少ないような相談ケースが少ない学校と、大規模校で相談ケースが多い学校とでスクールカウンセラーの配置状況がどのようになっているのか、平等に配置するよりも必要なところに多く配置するなど予算の傾斜があってもいいように思います。	スクールカウンセラーについては、児童生徒数を踏まえた配置を行っているところです。
59	78	多様化・複雑化している児童・生徒の困りに対応できるよう、SC,SSWに対する研修を実施し、資質の向上を図ることが必要。現在の会計年度任用職員の制度において、雇用の安定、専門スキルの育成、資質向上が難しい。	専門的な知識や技能を習得するため、SC、SSWとも適宜研修を行っています。国においても、SC、SSWの常勤化に関する調査研究が行われており、引き続き、注視していきます。
60	78	被害児童だけでなく加害児童に対して、指導だけでなく支援が必要なケースが多くあります。そういった視点での対策も必要になると思います。	いじめに関する問題を特定の教職員で抱え込まずに組織的に対応するために、法律において校内組織を設置することが義務付けられています。加害児童生徒への対応についても、いじめの行為は絶対に許されないという毅然とした態度を取りながらも、加害者の成長支援という視点も持った対応を行うことが大切であることから、教職員研修を通じて組織的対応が推進されるよう取り組んでいきます。
61	78	「人間関係づくりプログラム」に限定せず、「人間関係づくりプログラム」やストレスへの対処など心理教育を実施することにより、未然防止に取り組むとしてはどうか？ 現在、学校においていじめや不登校の未然防止、自殺予防教育として全国的に様々な心理教育が実践研究されている。災害後のストレス状況に対処するため心理サポート授業、SSTやアンガーマネージメント、ストレスマネージメント、SOSを出す、SOSに気づく・つなげる教育等	欲求やストレスに適切に対処することなどの知識やストレスへの対処の技能など心の健康に関する学習については、学習指導要領上、保健体育において扱うよう示されています。 全ての児童生徒にとって、学校、とりわけ所属する学級・ホームルームが安全・安心な居場所となるような取組を行うことが重要であり、生徒指導の三機能を意識した授業づくりや人間関係づくりプログラム等を通じて未然防止に取り組んでいきます。

No.	ページ	ご意見等	ご意見に対する方針、回答
62	78	現在のひきこもり状態の定義としては「様々な要因の結果として、社会的参加(就学・就労・家庭外での交など)を回避し、6カ月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態をさす」とされています。近年、国でもひきこもりは多く議論されるようになりました。これまであった「ひきこもっている方々を外に連れ出すためにどうするか」ではなく、「ひとりひとりの安心や安全を確保し、家族や地域全体でどのように見守り、回復していくか」ということが重視されています。ひきこもりの要因は様々ですが、ひきこもり支援の現場には、不登校からの連続した状態や精神保健的な課題を抱える方などが多く見受けられます。そこをサポートするには、多様な分野、機関、専門職等の連携が必要になります。庁内においても連携体制の強化を検討いただけるとありがたいです。	不登校でひきこもり傾向があり、学校を離れたあとの状態が心配と思われる生徒への連続した支援については、庁内において、教育委員会(不登校対策)、福祉保健部局(重層的支援体制整備、児童虐待、子どもの貧困、ヤングケアラー等)と連携した早期ひきこもり防止対策を行っています。また、精神保健的な課題を抱える方などには、早い段階からの専門的なサポートが大切です。ひきこもりの方を早期に適切な支援に繋ぐため、医療分野の専門機関を有する福祉保健部局とのさらなる連携を推進するとともに、庁内における横断的な支援体制の強化に取り組みます。
63	79	67.2→85.2に大幅に目標が増加しています。なぜ専門的な指導を受けていないのかの状況の分析ができていて、それが解消できそうなのか見込みがあるならばこの数値でよいと思います。もしくは、もう少し目標値を下げてもいいのかもと思います。	目標が達成できるよう、全ての不登校児童生徒が、学校内外の機関等による専門的な相談・指導を受けることができるよう、相談体制の充実等に取り組んでいきます。
64	82	5歳児健診の推進も加えてはどうか。5歳児健診は、発達障がいに関するスクリーニング、発達相談となっている。福祉から教育をつなぐ場となっている。	全市町村での5歳児健康診査の実施及び5歳児健診後のフォロー体制の整備のために市町村及び関係機関と検討します。
65	83	(3)「障がいのあるこどもの家庭への支援」 医療的ケア児がいる家族への支援についての記載がないのはなぜか。	委員のご意見を踏まえ、県では、医ケア児本人だけでなく、レスパイトなど家族への支援の充実を図っているため、本文に“ 医療的ケア児やその家族が、状況に応じた適切な支援を受けられるよう… ”を追記します。
66	83	「こどもの発達が気になる保護者…」とあるが、気にしていない、気づいていない、認めたくない保護者への働きかけはどのようにするのか。	気になる保護者以外の方々に対しても、保育所や相談支援の職員研修などで事業の周知を図っており、そこを通じて保護者への研修への積極的な参加を促しています。今後も様々な機会を通じて研修の周知を図っていきます。

No.	ページ	ご意見等	ご意見に対する方針、回答
67	84	<p>具体的な取組はたくさん記載されているが、数値目標は”知的障がい特別支援学校高等部生徒の一般就労率”のみ。数値目標の設定は他に必要ないか検討する余地はあると思われます。</p> <p>障害のあることどもの目標をもう少し丁寧にたてるべき。</p>	<p>ご意見を踏まえ、目標指標に「適切な学びの場として通級での指導を受ける人数(人)」と「個別の教育支援計画」の作成率(通常学級に在籍し、必要な児童生徒への作成率)(%)」を追加します。</p>
68	86	<p>必ずしも英語が話せる国の人ばかりではなく、文化や習慣も違うため、日本人のコミュニティに積極的に入れる人ばかりではありません。そういう方たちが孤立しないような支援や交流できる場も必要かと。別府市は外国から来た人が多いですが、その他の市町村では相談する人もより少ないのでは？</p>	<p>県内には、同邦の外国人住民によるコミュニティ団体があり、互助的に支援等を行っています。県としても、こうした団体と連携し活動の支援を検討していきます。</p> <p>また、地域でボランティアが日本語を教える地域日本語教室は、日本語学習だけでなく、外国人参加者同士の横の繋がりが広がる場もあります。こうした地域日本語教室の活動を支援するほか、日本語教室がない地域における設立の支援を行います。</p>
69	88	<p>第5章 第2節までとなっているが、第3節として性別違和を抱える子どもや親への支援について加えてはどうだろうか。性別違和を抱える子どもの中には、いじめや不登校、精神疾患の発症、自殺の危険性の高さが報告されている。</p> <p>LGBTQへの取り組みも必要。</p>	<p>ご意見を踏まえ“第3節 性的指向等に悩みを抱える子どもへの支援”を新設します。</p>
70	90	<p>思春期の頃から自分の健康に興味を持ち、適切な健康習慣や妊娠や出産、自分のからだ(生殖機能)の知識を身につけた、、、、「自分のからだ(生殖機能)」の部分の意図は、1、早い妊娠などを避ける2、適齢での出産についてだろうか。他の記述に変更を希望する。</p>	<p>ご意見を踏まえ、本文を“思春期の頃から自分の健康に興味を持ち、妊娠・出産の正しい知識を身につけ、自分の生活や健康に向き合いながら、自らライフデザインを描くことができます。”に修正します。</p>

No.	ページ	ご意見等	ご意見に対する方針、回答
71	90	毎月第3日曜日を「家族の日」としていることに関しては理解できる。しかし、いろんな家族の形があることを認めることが必要ではないか。「家族」と記載した時にどのようなイメージを大人がしているかは子どもにとって、説明が必要だと思う。血縁関係でなくても家族と思っている関係性はたくさんある。複雑な環境にある子どもたちをさみしい思いをさせないよう配慮が必要だと感じた。	こども家庭庁は毎年11月第3日曜日を「家族の日」と定めており、多くの自治体も「家庭の日」を定めています。 大分県も条例により毎月第3日曜日を「家庭の日」と定めており、その趣旨は、家庭でのふれあいや対話を通して青少年(こども)の健全育成の基盤である家庭の役割についての理解を深めてもらうためのものです。 青少年(こども)それぞれに様々な環境・形の「家庭」がありますが、その全ての「家庭」において、ふれあいや対話が行われるよう、引き続き時代に応じた啓発を実施していきます。
72	90	私たちの活動で、家庭を持つイメージは持ってもらえると思う。連携できるならしたい。	「OITAえんむす部 結婚おうえん団」に登録いただき、多様な出会いの場を提供していただければと思います。
73	91	次代の親の育成について やりますって言ったところで数値目標がやっぱりないとなかなか継続にもなりませんし、どういうふうに数値を設定するか、またすごく難しい問題ではあると思うが今回の議論の中でも、話が流れていく中で、数値目標がないってのはとても残念に思う。	ご意見を踏まえ、数値目標に“ プレコンセプションケアの啓発にかか る講座の受講者数 ”を追加します。
74	96	子育てする側からの視点のみで、めざす地域の姿が記載されていない。	ご意見を踏まえ、本文を“こどもや子育てについて悩んだり、困ったりした時に、気軽に話を聞いてもらったり、相談できる場所が身近にあります。また、必要な子育て支援サービスを気軽に受けられるよう 地域社会全体で子育てを応援する体制を構築します。 ”に修正します。
75	96	多胎児家庭への支援も継続していただきますようお願い申し上げます。多胎ピアサポート事業の継続をお願い申し上げます。	多胎児家庭への支援は今年度までにピアサポーターの養成を進めており、今後の多胎児家庭への支援に十分つながるような取組を検討します。

No.	ページ	ご意見等	ご意見に対する方針、回答
76	96	提供会員さんは、リタイアされた方だったりとか、もう生活に余裕がある方が主だった。今はそういう方が、高齢化でご自分の親を介護する世代になっている。労働条件等を改善し若い人の労働力を確保する必要があるのでは。	若者の労働力確保については、関係部署とも連携し、検討していく必要があると考えます。
77	96	児童虐待対策の項で記載した住民が関われる地域でのショートステイ、トワイライト事業の推進して欲しい。	市町村に対して家族支援事業の推進を呼びかけています。
78	96	小学校に併設？のところと民間のところと、預かり時間も違うのですが、金額もずいぶん違うところがあります。内容にもかなり差があるとも聞きます。補助など検討はされているのでしょうか？	放課後児童健全育成事業については、国が定める基準や各市町村が定める条例の基準に基づく運営ができるものであれば、市町村が適切と認めた者に委託を行うことができるものとなっています。民間の事業者による付加価値の高いサービスを望む保護者が多いこともありますが、児童への公平なサービスの提供という観点において、付加価値の高いサービスを行うクラブも含めて一律に料金を統一化するために補助を行うことについては、慎重な検討が必要であると考えています。
79	97	勉強不足なだけかもしれませんが、協育ネットワークというのを初めて知りました。例えば大分市は公立の小学校と、国立の小学校があります。公立の学校だけに声をかけるのではなく、「すべての」こどもに声をかけてほしい。(管轄が違うというのはおとなの事情であって、こどもには関係がない)	公民館講座や地域のイベントを含め、国公私立の設置者別の制限は設けていません。引き続き、多くの児童生徒が参加出来るよう関係機関に周知していきます。
80	97	知らないと答えた人は、どこでこどもと過ごしていたのか。なぜ知らない人がいるのか知りたい。	こども・子育て県民意識調査において、地域子育て支援拠点という表記だったためにつながらなかった方もいると考えています。今年度調査から、“こどもルーム等”という表記を加えるようにしています。

No.	ページ	ご意見等	ご意見に対する方針、回答
⑧1	97	利用対象は小学校卒業までの子なので、“就学前児童”の割合に限らなくてもよいのではないかと？	ご意見を踏まえ、 該当項目に小学生を持つ保護者の割合も含めること で見直します。
82	97	もっと周知すべき。これがうまくいけば地域での子育てにつながっていく。	県の広報誌に情報を載せるなどして積極的に情報を発信しており、今後も続けていきます。
83	97	「地域に子育てや悩みについて相談できる場所や人がいるか」の追加	毎年実施している県民意識調査での調査項目であり、子ども・子育て応援県民会議の中で引き続き報告します。
84	100	小学校と保育現場、幼児教育現場と小学校の接続は、今しっかりされつつある中で、児童クラブと小学校、また、幼児教育施設と児童クラブの接続があまりできていない。一つラインを作っただけならば、児童クラブももっとこどもたちをうまく受入ができるのでは。	保育所、幼稚園との連携については、国の定める「放課後児童クラブ運営指針」において求められているものであるため、放課後児童クラブ支援員の研修において、各市町村や各クラブでの好事例の横展開等を図っていきたい。
⑧5	100	「処遇改善」とあるが、具体的にはどう検討しているのか。待遇がよければ保育士を希望する人も増えるし、人員配置ももっと余裕を持って配置することで保育士に心の余裕も生まれ、自信を持って職務に当たれるのではないかとと思う。具体的にそして早急に対応すべきと考えますが、この1文からはそのような感じに受け取れません。 ニーズの多様化、働く人の高齢化がすすんでいる。働く人の確保が必要ではないか。	ご意見を踏まえ、本文を“多様な保育ニーズへの対応のため、 賃金水準の改善 や修学資金等の貸し付け、就職マッチングの強化などにより、必要な保育士等の確保を図ります。”に修正します。
86	102	「めざす姿」と、具体的な取り組みで示されている「地域での子育て応援活動や団体運営を担うリーダー」を養成すること、講座を実施することで、めざす姿に到達できるとは思えない。	人材育成研修受講生の中には、産前産後ケアサロンや発達障がい児サークルを運営するなど、地域において子育て支援者として活動している方もいる。今後も地道に県内の子育て支援者を増やしていくことで、安心して子育てできる環境をつくっていきます。

No.	ページ	ご意見等	ご意見に対する方針、回答
87	102	<p>ホームスタート事業が第4章等に記載されても良いのではないかと思います。この訪問型子育て支援は他県に比べても県の関与が大きく、実際に多くの家庭支援に繋がっており、実績もあるのでご検討下さい。</p> <p>第1節地域子育て支援サービスの充実にも家庭訪問型子育て支援(ホームスタート)の記載があればよいと思う。</p>	<p>他の章・節への追記についても検討したが、同一の記載となるため、第7章での記載とします。</p>
88	102	<p>「子育て支援員」というのもあるようですが、「子育て支援者」とは？専門的な知識が問われることが多いのではないかな？行政の子育て関連の窓口や保育士、先生？？専門的な知識を学んだ人が担う方がよいのでは？行政、保育士がどうしても難しい場合は、相談できるラインやSNS、オンラインで相談できる窓口を知ってもらう方がよいと思います。簡単にすべきではないのでは？</p> <p>そもそも「子育て支援者」というのが何をし、どういう役割で子育て世代を関わるのか見えない。</p> <p>それよりはここまでの子育て支援の内容をもっと充実させた方がよいと思う。</p> <p>子育てを応援したいと考えていらっしゃる方が子育て支援者なら、ファミリーサポートセンターの提供会員になってもらってはどうか？</p>	<p>子育て支援員制度とは保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、支援分野の各事業等に従事することを希望する方に対し、必要な知識や技能等を修得するために創設された全国共通の研修制度であり、受講後は子育て支援員として保育所や地域子育て支援施設等で勤務していただいています。</p> <p>地域保育コースの中にはファミリー・サポート・センター事業の提供会員向けもあり、支援の担い手となる人材確保にも繋がっています。</p>
89	102	<p>児童育成拠点事業のスタッフにも放課後児童支援員研修や子育て支援員研修の受講を推進して欲しい。</p>	<p>人材不足が課題となっている放課後児童クラブや地域子育て拠点等の人材確保に向けて、広く資格研修について周知を図っていきます。</p>
90	104	<p>いろいろといい制度ができていても、それが必要な人に届いていないのでは意味がありません。SNSなどを使わない方もいらっしゃいます。</p> <p>「努めます」とあるので、HPを作るだけ、SNSで流すだけ、チラシを置くだけではなく、言葉の通り力を尽くしてほしい。</p>	<p>今年度は、新たに制度を運用している方の顔が見えるような取材を行った記事を作成しており、より皆様に制度を活用していただけるよう努めているところです。今後も県民の皆様に寄り添った広報を行っていきます。</p>

No.	ページ	ご意見等	ご意見に対する方針、回答
91	104	子育て支援サービスを知っていると答えた人の割合が低すぎると思っています。妊娠中、出産後、保健所などなにかしらできる事はあったのではないのでしょうか？なぜこんなに低いのかきちんと調べるべき。	今年度、新たな取組みとして子育て支援サービス等をより広く知っていただくため、ポータルサイト子育てのタネやSNS等を活用し、関連記事をアップするなど周知に努めているところです。原因分析については例年実施していることも・子育て県民意識調査の結果等も参考としていく予定です。
92	106	「協働事業を推進します」とあるが、たくさんの団体がある中、どういう団体が、どういう基準で選ばれて協働事業をしているのか知りたい。そしてそれがどういう成果につながったのかも知りたい。私たちの団体も行政との協力が必要だと考えており、一緒にできる事を考えていきたい。	各事業を子育て支援団体等と協働で実施する際は、事業内容に応じて提案協議であったり過去の実績等を考慮したうえで判断することとなります。今後も必要に応じて子育て支援団体の支援に努めていきます。
93	106	居場所をつくっても、子ども自身が知らないのであればいざというときの居場所としても活用されないのではないかと？ こどもたちにはどのように周知をされているのだろうか？	児童館等の周知は、各校区の学校にだよりを置く等で周知されています。
94	108	是非(4)地域ぐるみの交流活動の推進の項目に「こども食堂が多世代交流の場づくり」につながる趣旨の記述を追加していただきたいです。	ご意見を踏まえ、本文に“⑤「こども食堂」は、こどものみならず、地域の高齢者や障がい者なども参加できる場所も多くあり、地域の「こどもの居場所」として市町村と連携した支援に取り組みます。”を追加します。
95	110	女性活躍をしてくれという要望がくるが仕事と育児の両立が、こどものためにいいかと思う。家庭にゆとりがないとこどもはまんなかにおけないと思う。ワークライフバランスが大事と感じている。	育児を含む生活と仕事の調和がとれるよう、企業向けの働き方改革セミナーや専門家派遣等を通じて、ワークライフバランスを推進していきます。
96	112	男性の育児休業取得率について、育児介護休業法も改正されたが、なぜ低いのか？	労働福祉等実態調査の結果によると、男性の育休取得が進まない主な理由は「代替要員の確保が困難」「周囲の負担増」などとなっています。県では、企業に対し男性従業員の育休取得者数に応じて助成金を支給するなど、取得促進に取り組む企業を後押ししており、目標達成に向けて引き続き取り組んでいきます。

No.	ページ	ご意見等	ご意見に対する方針、回答
97	118	「子育てしやすい環境づくり」だと子ども目線になる。	ご意見を踏まえ、節名を“ 子育てしやすい環境づくり ”修正しました。
98	121	るるパーク以外の施設の記載がないのはなぜでしょうか？ 私は子どもと一緒に、または1人で毎年県内の18市町村を回っています。とても自然が豊かで、体験施設も多く、大分県は子育てするにはとても魅力的な場所だと思っております。 が、意外と「そんな場所知らない」「行ったことがない」と言われることが多い。もっと行政が、県内の魅力を発信していくべきではないかと思う。	ご意見を踏まえ、本文を“ 「るるパーク」や「県民の森」などを活用し、豊かな自然と親しみながら… ”に修正します。
99	123	道交法改正により2024年11月1日から自転車に乗りながらスマートフォンを使う「ながら運転」と酒気帯び運転について、罰則付きで違反となります。そのほか2026年からは16歳以上の自転車の交通違反に反則金納付を通告できる青切符制度の導入も決まった。 自転車のマナーとルールについてしっかり周知すべきである。	ご意見を踏まえ、本文を“ ③自転車利用時における、交通ルールの遵守と乗車用ヘルメットの着用等について指導・安全教育を推進します。 ”に修正します。
100	127	情報モラルや情報セキュリティに関する児童生徒および保護者向けの講演会(研修会)を開催した学校の割合などは難しいでしょうか？	情報モラルや情報セキュリティに関する学習については、学習指導要領上、特別の教科道徳や技術科、情報など複数の教科において学習を行っています。 また、児童生徒向けに、専門講師による「情報モラル」出前研修を年80回程度行っているが、講師派遣回数には上限等があることから、目標指標として、「講演会(研修会)を開催した学校の割合」を設定することは難しいと考えます。

大分こどもまんなかプラン(第5期計画) パブリックコメントでいただいたご意見への対応

意見数	71件
素案に反映したもの（丸数字）	29件
取組の推進にあたり留意すべきもの	33件
素案に反映済のもの	6件
素案、取組に反映が難しいもの（三角数字）	3件

No.	ページ	ご意見等	担当課室	ご意見に対する方針、回答
1	18	<p>P7 第2章 前期計画(第4期)の進捗状況 No.66「知的障がい特別支援学校高等部生徒の一般就労率」(達成率72.4%) 一般就労希望率が低下し、目標値に達成しませんでした。一般就労希望率向上に向け、生徒向け進路講演会を新たに実施することで、就労率の向上を図っていきます。とありますが、一般就労率の向上は15年以上前からずっと文科省が進めてきた事です。これでは「こどもまんなか」でなく「国がまんなか」にならないでしょうか？ 障害者差別解消法が昨年(R6年)4月に改正され、事業者側も合理的配慮が義務化されました。この法律が県内事業者に対してどこまで周知されてどういう取り組みがなされているか？一度調査されてはどうでしょうか？特別支援学校生徒への働きかけだけでなく、事業者への働きかけによっても変わっていく項目だと思います。</p>	障害福祉課	<p>障害者差別解消法の改正については、企業・団体向け出前講座をはじめ、動画作成やテレビ、新聞等における広報、スーパーやコンビニでのチラシ配布など、さまざまな方法で周知に努めているところです。 今年度も1月末時点で企業・団体向け出前講座を7回開催し、約400人に受講いただいたところであり、今後とも企業等に対する周知に努めていきます。</p>
②	19	<p>子ども真ん中とは その子どもを見る大人に笑顔があることが大前提。やはり未来ある働き手である保育者の給与をあなたたち公務員と同額以上にすべき。全国初として、不足額を県の助成金で賄うべく助成金を出したらいかがか。立派な子ども真ん中施策。P8の4 保育所待機児童数は引き続き保育所等の定員拡大を図るとあるが、本当にそうなのか。大分県のどの市町村のどの地区を指しているのか？ イタズラな保育所増設により適正配置が乱れ定員割れしている保育所の方が多いのではないかと。「現状、待機児童は多いとはいえ一部は市町村に限られている。今後は市町村の実情に合わせ適切に対応する」と変更すべき。市町村も県も施設が定員割れを起こして困らないのか。思考停止から早く脱却すべしかと。外部産業参入推進より社会福祉法人の収益可能な事業の幅を増やし事業者のフットワークをよくすべしである。</p>	こども未来課	<p>保育士の賃金水準は、平成25年以降累次の改善により、平成25年度と比較して令和6年度は約34%、月額11.3万円程度上昇し、加えて、経験年数等に応じた月額最大4万円の加算も行って、これらを行政から施設へ運営費として支払っています。</p> <p>待機児童数ゼロを達成しているものの、より自宅や職場に近い、きょうだいと同じ施設が良い、といった理由で入所しない未入所児童が令和6年4月時点で大分市等に823人いることから、「前述のとおりゼロを達成していますが、特定の施設を希望し入所しなかった児童等も相当数いることから、地域のニーズに応じた保育所等の定員拡大等を図ります。」と修正します。</p>

No.	ページ	ご意見等	担当課室	ご意見に対する方針、回答
3	20	1. P6 第1章 こども・子育ての現状 のところ、※少子化の現状に係る統計データを挿入予定とありますが、このデータが以下の内容の妥当性を示すエビデンスになるので作成途中までのデータでもよいので記載が欲しかったです。	こども未来課	第5期計画の作成に係るエビデンスとして、素案P9、P10「前期計画(第4期)における個別事業ごとの評価」を掲載しています。毎年度、県における取組結果については、県民会議に報告の上、大分県のHPでも資料を掲載しています。
4	22	P11 第2章 前期計画(第4期)の進捗状況 別表 前期計画(第4期)における総合的な評価およびリーダーチャート基準値を全国順位で評価する方法は不適切と思う。実際はわずかな差なのに順位は大きく違う項目(⑩自分にはよいところがあると思うと答えた子どもの割合等)があり、誤解を招く。全国順位を達成率に換算するのは無意味だと思う。P18も同様 同様にP15の(1)個別事業ごとの評価 でも目標値が全国水準以下とか以上とありますが、全国平均に追いつき追い越せの取り組みは寂しい。	こども未来課	総合的な評価については、子育て満足度日本一達成に向け、大局的に大分県の取組や現状について、わかりやすく評価する指標としています。
5	23	全体的に障がいの有無に関わらず、全ての子どもを対象にしている旨を記載するようにしてください。	こども未来課	本計画のめざす姿「すべてのこどもが健やかに生まれ育つ温かい社会づくり」のとおり、すべてのこどもを対象とした計画にしています。
6	23	「ヤングケアラー」「交通遺児」など具体的な表記が少なく感じられた。曖昧な表現で誰に焦点が当たっているのか分からない政策よりも、より具体的な表現や政策対象者を絞ったプランにして欲しい。	こども未来課	5期計画では、これまで1つの章であった「きめ細やかな対応が必要な子どもと親への支援」を「様々な困難を抱えるこどもと親への支援」、「多様性を尊重し受け容れる社会づくり」の2つの章に分け、より丁寧な記載をするようにしています。

No.	ページ	ご意見等	担当課室	ご意見に対する方針、回答
7	26	<p>総論編 第4章</p> <p>(2)総合的な評価指標のうち、指標⑤「合計特殊出生率」は、具体像4「経済的基盤が確保され、希望するライフデザインを実現できている」の指標として示されているが、希望するライフデザインは多様化しており、結婚、出産をすべきという価値観を押し付けているととられかねない。「若者の就業率」などを指標としてはどうでしょうか。なお、合計特殊出生率は、具体像5の指標として活用してはどうでしょうか。</p>	こども未来課	<p>「合計特殊出生率」については、こども大綱の「こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標」でも採用されており、具体像4の指標としています。</p> <p>結婚、妊娠、出産、子育ては個人の自由決定に基づくものであり、多様な価値観、考え方を尊重することが大前提です。</p> <p>その上で「若者の就業率」については大分こどもまんなかプラン(第5期計画)の個別事業ごとの評価指標としています。</p>
⑧	34	<p>各論編</p> <p>第1章1節 社会全体の意識づくり</p> <p>2具体的な取組③</p> <p>子どもや男女はこうあるべきという、アンコンシャスバイアスの解消は意識づくりのうえで大きな意味を持つと考えます。アンコンシャスバイアスについては、第1章第3節「男女共同参画…」に記載はありますが、無意識の思い込みは男女に限らないものであり、子どもの人権が尊重されにくい原因の一つと思われる。具体的な取組の中に、第3節の具体的な取組①のような記載が必要と思います。</p>	こども未来課	<p>第1章1節 社会全体の意識づくり</p> <p>2具体的な取組⑤として</p> <p>「社会全体において、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消に向けた意識啓発を行います。」を追記します。</p>
9	36	<p>総論編 第5章</p> <p>第2節 ③県民参加と情報公開</p> <p>こどもまんなかをテーマにしているからこそ、こどもの意見を聴くことや、こどもの参画や、こどもにわかりやすい情報発信などについて、記載がほしい</p>	こども未来課	<p>各論編</p> <p>第1章 第2節 2 (1) こどもの権利についての普及・啓発②</p> <p>第1章 第2節 2 (2) こどもの人権に関する学習の推進②で記載しています。</p>
⑩	36	<p>第2節 こどもの人権を尊重する意識づくり</p> <p>具体的な取組の中に、「アドボケイトの養成など、子どもの声を聴く大人を増やす仕組みづくり」といった内容を入れてほしい</p>	こども・家庭支援課	<p>こども権利条約により、こどもは自己の意見を表明する権利が確保されていることから、いただいたご意見を踏まえ、第2節2の(1)の③として、「アドボケイトの養成など、こどもが自己の意見を表明する際に利用できる仕組み作りに努めます。」と追記します。</p>

No.	ページ	ご意見等	担当課室	ご意見に対する方針、回答
△11	36	<p>第5期計画の具体像①に関して、自分には良いところがあると思うと答えた子供の割合が特に低いこと分かりました。そして、「総合的な子育て満足度」レーダーチャートを踏まえた本計画を見ると、子どもの自己肯定感における課題と解決策が他の項目より明示されていないと感じます。同じように平成30年と比べて割合が減少した6歳未満の子を持つ男性の家事・育児関連時間の項目に関しては、男性が育休を取りづらい現状が課題で、広報や啓発、セミナーの開催が解決策であると明示されています。これを踏まえると、<u>子供の自己肯定感の低さに関してその課題と解決策を明示するべきだと思います。ただ子供の自己肯定感を構成する要素は多種多様であると考えられるので、何が課題か探るためにも「自分にはいいところがあると思わない理由」</u>を児童に尋ねるアンケートを行うべきだと考えます。</p>	こども未来課	<p>第1章 第2節 こどもの人権を尊重する意識づくり 2 具体的な取組 (3)こどもの自尊感情の醸成に明示しています。</p> <p>また、自己肯定感については令和6年度に大分県こどもの生活実態調査で、「自分らしさはあるか」、「今の自分が好きか」等の設問を設定し、こどもから意見を聴取しました。結果については、県HPで公表していますが、自己肯定感を高める要因の成功体験等、各取組を行っていきます。今後もこどもからの意見聴取を定期的に行い、その課題と解決策を分析します。</p> <p>但し、回答者が消極的に感じる設問は設定できないと考えます。</p>
12	39	<p>福岡県では男女共同参画の企画でジェンダーフォーラムがあり、どんな団体でも企画書が通れば年2回の研修に参加できるというイベントが昨年度にあり、そんなフォーラムに若年ひとり親の人たちもイベントとして参加できれば勉強になっていいなあと思います。ジェンダーフォーラムじゃなくても県主催の研修会があればいいなあと思います。</p>	県民生活・男女共同参画課	<p>本県では、6月の男女共同参画週間に「アイネス男女共同参画フェスタ」を開催し、啓発セミナーを行うほか、任意の団体から企画を募集してワークショップを開催しています。また、団体等の要望に応じて講師を派遣する出前講座も行っていますので、県民の方々への広報に努めます。</p>
⑬	39	<p>第3節 男女共同参画に関する意識づくり タイトルを、「ジェンダー平等に関する意識づくり」とし、SDG'sの観点や、性別に関わらずという視点を盛り込んだ内容にしてほしい</p>	県民生活・男女共同参画課	<p>タイトルについては、現行の他の計画との整合性を図るため原案のままとしますが、ご意見は、次期男女共同参画プランの策定にあたって参考にします。</p> <p>ご意見を参考に「男性も女性も」といった表記2カ所を「性別に関わらず」に変更します。</p>

No.	ページ	ご意見等	担当課室	ご意見に対する方針、回答
14	42	全体的に「充実を図ります」「促進します」などの言葉が多く、具体的に何をするのが分からない。 各議論の第2章「こどもの健やかな成長と母親の健康を支える環境づくり」の支援の対象が母親だけなのはなぜか。	こども未来課	本計画では、国のこども大綱を勘案し、こども施策に関する基本施策を定めています。本プランの進捗状況を毎年度フォローアップし、優良事例や社会状況の変化を踏まえ、更なる取り組みを推進できるような表現にしています。 <母親だけが対象の理由> この節では、対象が、「妊娠・出産」をする母親となる者への直接支援や環境づくり、または、母親を介して胎児・児にダイレクトに影響を及ぼすことに関する支援についての記載となっています。<周産期医療・妊婦健康診査・精神的リスクを持つ妊産婦・口腔の健康管理>
⑮	46	第2章第1節 こどもや母親への健康づくり チャイルドラインに届く相談では、特に、性に関する知識不足や誤った情報で戸惑い悩む子どもたちからの声が大変多いのが実態です。幼児期から親子で性教育を学んだり、学校での包括的性教育を推進することが、自分も相手も尊重する、命を守ることに繋がると考えます。性教育等に関する記載をきちんとどこかに入れてほしいです。性をめぐって子どもを被害者にも加害者にもしないためには、性(セクシュアリティ)についての科学的知識を身につけることが不可欠です。また、デートDVやDVの防止啓発などもどこかに記載が必要と思います。	教育庁 体育保健課 県民生活・男女共同 参画課	第2章第2節2(3)④「性に関する指導については、こどもの発達段階を踏まえ、保護者の理解を得ながら、学校 全体で共通理解を図り、保健体育科や特別活動等における集団指導と個別指導の連携を密にして効果的に行うように努めます。」のとおり、こどもが個々に抱える課題に対しては個別に指導を行うなど、指導の充実に努めてまいります。 また、第2章第2節の2具体的な取組の(2)に以下の取組を記載します。 ・心身の発達段階に応じたデートDVIに関する講座を実施します。また、DV防止啓発用冊子の活用により、若年層への効果的な啓発に取り組みます。
16	46	第2節 思春期からの健康づくり 第1節でも申しましたが、幼児期から段階的に性教育を進めることが大事と考えます。幼児や児童の性被害をなくしたいです。また、小学生のうちから過剰なダイエットやうつ病などもあり、「健康づくりは思春期以前から必要」と考えます。	教育庁 体育保健課	第2章第2節2(3)①「保健、医療、福祉等の関係機関と連携し、学校保健委員会の役割・機能の充実」を通じて、発達段階に応じた健康教育や心身の成長を支える支援として学校保健委員会を活用するなど、こどもの健康づくりに取り組みます。

No.	ページ	ご意見等	担当課室	ご意見に対する方針、回答
17	48	拝読させていただきました。よくまとめられていて、無理ない目標値であり、素晴らしいとおもいます。次回の見直しの際で良いので、ひとつ追加をお願いしたいです。3節 病気への支援に 当該の治療のこどもではなくそのきょうだい児童に対する支援もお願いしたいです。例えば、ドナルドハウスのような。長期にわたり親や入院児童と離れて暮らすこどもは、寂しさと不安で押しつぶされそうです。家で待っていることを強いられ、わがままを言わないように我慢していると思います。(かつて私がそうだったように) ホテルなどの宿泊でも結局はお金がかかるので、経済的支援を保護者に。精神的安心感を子どもに、何か考えてくださると嬉しいです。	健康政策・感染症対策課	大分県では令和5年度より、大分県独自の事業として小児慢性特定疾病児童等の長期入院にかかる患者家族の付き添い入院時の身体的・経済的な負担軽減および家族の心理的なサポートによる児童等の心身の発達・自立支援を図るため、長期入院に付き添った家族のホテル等の宿泊施設の利用に係る経費に対して一部助成を行っており、2具体的な取組の(2)③の記述がそれに該当します。 引き続き、長期療養が必要な子どもとその家族の経済的負担、精神的不安の軽減に向けた取組を進めてまいります。
18	51	内容的にバランス良く上手にまとまっていると思います。新たな視点も入っているようで、プランニングに本気さも感じました。ただ、数値目標で1ヶ所だけ残念な点が。食育の「1ヶ月に1回」は少なすぎると感じます。心身をはぐくむ食育は日常的に実践することが大切なので、その意識を県民に持ってもらうためにも、回数にとらわれすぎることなく「暮らしの中で食育を意識した食生活や子育てを実践する家庭を増やす」ことを目指すほうが現実的であり、子育て・子育ての効果も高まると思います。	生活環境部 食品・生活衛生課	食育推進のためには、学校現場での取組が大切になることから、この指標を設定し、目標値を100%としたところです。学校給食を通じた食育が全校で実施されることで、こどもがより実感を持って地域の食についての理解を深めるとともに、食文化が次世代へ継承されていくものと考えています。 ご意見のとおり、食育は日常的に実践することが大切です。目標指標の達成とあわせ、親子料理教室や食育に関する講演会等へ講師を派遣するおおいた食育人材バンク事業などを通じて、県民の意識の向上にも努めてまいります。
19	53	第3章 大分県5歳児指導の記録の活用をすることが幼児教育・保育の質の向上が期待されます。具体的な取り組みの中で、活用の推進をする旨を記載をお願いします。	教育庁 幼児教育センター	第3章 第1節 第1項 幼児教育の充実 2 具体的な取り組み ④「幼稚園、保育所、認定こども園等幼児教育施設において、保育者が行ってきた援助や指導を小学校に適切に伝達し、就学前後におけるこどもの育ちをつなげるため、関係各課が連携しながら、幼児教育施設、小学校における「5歳児指導の記録」の活用を推進します。」を追記します。

No.	ページ	ご意見等	担当課室	ご意見に対する方針、回答
20	53	<p>第3章第1節 保育士や幼稚園教諭、教職員による、いじめや暴力、性加害が無くなりません。このような現状をなくすために、県として具体的な取組みがあるのでしょうか。</p>	<p>こども未来課 教育庁 人権教育・部落差別 解消推進課 義務教育課</p>	<p>保育園については、性被害の防止等に資するため、こどものプライバシーを保護するパーテーション等の設置や保護者からの確認依頼等に応えるため支援内容を記録するカメラの設置費用に対し助成を行っています。</p> <p>保育士や幼稚園教諭については、「集合研修」やオンデマンド教材を活用した「オンライン研修」により、不適切保育による幼児の影響等について触れ、根絶に向けた取組を進めているところです。また、不適切保育が疑われる場合、市町村の求めに応じて、指導主事導及び幼児教育スーパーバイザーを園に派遣して、改善に向けた指導・助言も行っています。</p> <p>教職員においては、不祥事を根絶するため、各学校において年4回服務規律保持に関する研修を実施するとともに、性暴力等の防止に関する取組事例集や研修動画等を活用した研修を随時実施するなど未然防止の徹底を図っています。</p>
②1	53	<p>P36内にて、幼児教育の質の向上に向けた研修や助言、架け橋期のカリキュラム作成の際に「保育所保育指針」や「幼保連携型認定こども園教育保育要領」、「幼稚園教育要領」を根拠にすることを記載するとともに、大分県で作成した「大分県5歳児指導の記録」をツールとして活用することを記載してください。</p>	<p>教育庁 幼児教育センター</p>	<p>ご意見を踏まえ、 第3章第1節第1項2②「幼稚園、保育所、認定こども園等幼児教育施設における教育力・保育力の向上を図るため、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を基にした各種研修会等を開催するとともに、園からの要請に応じて幼児教育スーパーバイザーを派遣し、園内研修の支援や助言を行います。」に修正し、 第1項2に「④幼稚園、保育所、認定こども園等幼児教育施設において、保育者が行ってきた援助や指導を小学校に適切に伝達し、就学前後におけるこどもの育ちをつなげるため、関係各課が連携しながら、幼児教育施設、小学校における「5歳児指導の記録」の活用を推進します。」を追記します。</p>

No.	ページ	ご意見等	担当課室	ご意見に対する方針、回答
22	54	P37 第3章 こどもの生き抜く力を育む機会づくり 第2項 確かな学力の育成 の数値目標が全国平均正答率との比較数値になっているが、全国学力テストの結果を追い求める結果にならないか？	教育庁 義務教育課	こどもたちが夢に挑戦したり自己実現を果たしたりするために必要となる資質・能力を確実に育成するためには、児童生徒の学力の状況を把握し、授業改善に生かすことが重要です。調査結果からどのような資質・能力に課題があるかを丁寧に分析するとともに、その課題解決を目指した授業改善を進めることを大切にしたい取り組みを進めてまいります。
23	55	このプランのめざす姿を私たちも念頭に置き41年間地域に根差し活動してきました。子どもの権利条約31条にあるよう子どもが文化や芸術に参加する権利を保障しなければならないし、成長発達には欠かせません。成長発達に応じた舞台芸術との継続的な出逢いは、親子の精神的絆を深め、地域の人々と観続けることで思いやる感情が芽生え、お互い様の人間関係が生まれます。このプランを実現するにはつながりが必要不可欠だと思います。地域で舞台芸術との出逢いを増やしていくことを提案します。0歳から観れる舞台芸術が日本でも20年前から創られています。子ども劇場のある大分市・別府市・中津市・日田市・佐伯市だけの上演。学校公演の数もコロナ禍後ますます減っているようです。親子であそび・舞台芸術にふれられる環境を一緒に創っていきたい。親子が集う公民館の整備やホール借用時の経費の軽減を検討頂けると機会が広がって行くと思います。	こども未来課	第3章 第1節 第3項 豊かな心の育成 2 具体的な取組(2)文化芸術活動の充実、(4)体験活動の充実に記載しています。

No.	ページ	ご意見等	担当課室	ご意見に対する方針、回答
24	56	P38 第3項 豊かな心の育成 の数値目標が、読書が好きな児童生徒の割合になっているが適切な数値目標とは思えない。	教育庁 社会教育課	読書活動は、こどもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で重要です。その上で、文部科学省「全国学力・学習状況調査」における「読書は好きですか」という質問に肯定的回答をしたこどもの割合を数値目標として設定し、こどもたちが読書を好きになるような取組や環境の整備を進めてまいります。
25	66	P44,45 第4章 様々な困難を抱えるこどもと親への支援 第1節児童虐待に対する取組の強化 子ども家庭センターと児童相談所の違いや役割分担がわかりにくい。窓口が増えてどこに連絡すればよいかわかりにくくないか？ 相談のたらい回しでなくワンストップで必要な支援先につながる工夫が必要と思う。	こども・家庭支援課	こども家庭センターは、地域において、児童虐待発生防止に向けて母子保健と児童福祉の連携・協働による支援を行い、児童相談所は専門的支援を行っており、要保護児童対策地域協議会において関係機関と情報共有や連携を図っています。すでに14市町村が設置しています。 また、速やかに通告ができる児童相談所全国共通ダイヤル「189」の周知に取組み、早期発見と早期対応を図っていきます。 こどもに関する相談は、こども家庭センターと児童相談所のどちらに連絡していただいてもよく、互いに連携して対応させていただきます。
26	66	第4章第1節 児童虐待に対する取り組みの強化 (1)児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応や(4)いじめ・不登校を契機としたこどもの自殺対策の推進 において、子どもの声を聴こうとする大人を増やすことやチャイルドラインなど民間団体の活用・連携も検討していただきたい。	教育庁 こども家庭支援課	記載のとおり関係機関と連携し、取り組みを強化していきます。

No.	ページ	ご意見等	担当課室	ご意見に対する方針、回答
27	70	資料46ページにある里親について。実際里親さんを利用した経験からいうと里親の啓発という点は、強く進めて欲しい。利用から帰って来た当時、子供の心は傷付き荒んでおり、3年ほど経った今でも里親さんへの不満を日常的に口に出しているため、利用したことを親として後悔しない日は無い。	こども・家庭支援課	資料P46の2(1)②に記載の「啓発」は、県民の方々に里親制度のことを知ってもらい、里親制度に対する意識を醸成していくことを意味しています。 ご意見でいただいた内容についてですが、県中央児童相談所において、里親に対し、日々の養育の支援や状況に応じての必要な指導を行っています。
28	70	第4章 児童養護施設やファミリーホームを卒業したあとの児童が成人期を迎えて、自立した際に困難さを抱えているケースについてよく耳にします。具体的な取り組みの中で就労支援・生活支援について触れていますが、具体的にどのような機関がサポートを行うのか記載をお願いします。	こども家庭支援課	第4章第2節-2-(3)-①のとおり、社会的養護自立支援拠点事業者(児童アフターケアセンターおおいた)が児童養護施設退所者等の自立を促進しています。
29	70	第2節(4)「アドボケイトによる面談……」とあるが、「アドボケイトの養成」については記載が無い	こども・家庭支援課	いただいたご意見をふまえ、第4章第2節2の(4)の①に追記します。 「①こどもの権利擁護の視点から、施設職員や里親等へ養育力向上のための研修を実施するとともにアドボケイトによる面談、児童福祉審議会への意見表明制度等、こどもが自らの意見を表明し、自己決定できる環境づくりを進めます。そのために、アドボケイトの募集及び養成に努めます。」

No.	ページ	ご意見等	担当課室	ご意見に対する方針、回答
30	73	第3章第2節 家庭や地域の教育力の向上 「こどもの居場所づくり」や「こども食堂」については、『第4章 様々な困難を抱えるこどもと親への支援 第3節(6)こどもの居場所づくり』の欄に記載があるが、貧困家庭だけでなく孤独孤立対策としても重要な役割を担っていることから、地域の力としてこの欄にも掲載してほしい	こども未来課	第4章第3節(6)③で孤独孤立対策としての記載をしています。
31	75	ひとり親の自立を促すような行事があればいいと思います。 リーダー研修で母子会の各支部のリーダーを育て、中心になってまとめてもらいたい。	こども・家庭支援課	県内の各ひとり親団体の指導及び連絡調整を行い、ひとり親家庭の福祉増進に資する事業を行っている一般財団法人大分県ひとり親家庭福祉連合会と引き続き連携を深め、ひとり親家庭の生活の安定と向上を進めていきます。
③2	75	第4節(2)⑦ 面会交流の実施に向けた支援 父母の同意があった場合とあるが、子どもの同意も入れてほしい。	こども・家庭支援課	いただいたご意見をふまえ、第4章第4節2(2)⑦を修正します。「こどもと非同居親との面会交流について、無料相談会を通じ、具体的な方法などのアドバイスを行うとともに、 親子の同意に基づく 面会交流を支援します。」
33	78	2, 具体的な取り組み (1)いじめ・不登校対策の強化・充実や(3)いじめ・不登校を契機としたこどもの自殺対策の推進 において、子どもの声を聴こうとする大人を増やすことやチャイルドラインなど民間団体の活用・連携も検討していただきたい。	教育庁 障害福祉課	記載のとおり関係機関と連携し、取り組みを強化していきます。

No.	ページ	ご意見等	担当課室	ご意見に対する方針、回答
34	78	(1)③ 独立性・専門性のある意見表明支援者を学校に配置する。 教員やスクールカウンセラーなども意見表明支援者の役割を一定果たすことができますが、子どもから見ると評価する人や学校側の人です。子どもにとって利害関係がない、評価しない第三者が意見表明支援員となることで、子どもは安心して自分の意見を表明できます	教育庁 人権教育・部落差別 解消推進課	第1章第2節2(1)②「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」等に基づいた学習をとおして自分の暮らしや将来に関し、自由に自分の夢や気持ち、意見を大人に伝えられる機会の充実」や(2)②「こどもが、相手の意見を受け止めながら自分の思いもきちんと伝えるなど、発達段階に応じて意見表明をする力量を高めるための学習」などを通じて、子どもたちが安心して自分の意見を表明できるよう、学校全体でこどもの権利が守られるよう引き続き取り組んでまいります。
35	78	不登校の子どもたちが目に見えて増えていて、知り合いの子どもは高校のカウンセラーの予約待ちだけでも20人、カウンセリングを受けようとしないう子もいるので不登校、不登校予備軍も多いです。いろんな選択肢があればいいのと思います。高校を卒業してからの将来の不安もあると思います。	教育庁 学校安全・安心支援 課	第4章第5節2(1)①「24時間子供SOSダイヤルやいじめ相談(メール)、LINE相談、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等によるいじめ等相談窓口の設置を設置して、いつでもどこでも児童生徒や保護者から、いじめや悩みの相談ができるように相談体制の充実を図る。」のとおり、引き続き、相談を行いやすい体制整備に努めてまいります。
③⑥	82	P56(1)④に大分県で作成した「大分県5歳児指導の記録」をツールとして周知と活用を推進することを記載してください。	こども未来課	第5章 第1節 障がい児への支援 ④「 発達が気になるこどもや家庭環境が気になるこどもなどを含め、すべてのこどもがライフステージを通じて適切な支援を切れ目なく受けられるようにするため、特に小学校就学前後における関係者間の情報連携・支援体制の構築を図る「大分県就学前後の切れ目ない支援体制構築のためのガイドライン」の活用を推進します。また、幼児教育保育施設が作成する「5歳児指導の記録」を活用し、関係機関との連携を図ることもできます。 」と追記します。
③⑦	82	大分県発達障害支援専門員養成研修と派遣事業、5歳児指導の記録と大分県就学前後の切れ目ない支援体制構築のためのガイドライン等の記載がない。子どもを真ん中に考えたら、当然含まれるべき内容と考える。内容的に不十分。	こども未来課 障害福祉課	大分県発達障害支援専門員養成研修と派遣事業については、No.45のとおり、ご指摘を踏まえた文言を追記しました。

No.	ページ	ご意見等	担当課室	ご意見に対する方針、回答
38	82	<p>第5章 第1節 障がい児への支援 について めざす姿に「切れ目のない一貫した支援」があげてあり、非常に重要な視点と考えられますが、「2. 具体的な取組」の中で、そのための施策に関する記述が不十分です。とくに近年対象児数の増加が著しい発達障がい児の支援に不可欠なネットワークの構築や連携が深められるべき人材、組織については記述が欠落している重要な事項があります。計画は、県が遂行する施策の方向性を明示するものですから、担当者が理解していればよいというものではなく、広く県民に周知を図る必要があるため、だれにでもわかるように記載すべきです。また、もし成人にも適用される障害福祉施策と重複することを理由に記載を控えたとすれば、そういう姿勢は「切れ目のない一貫した支援」を妨害する縦割り行政の弊害と考えられますので、以下の点について加筆をお願いします。○大分県就学前後の切れ目のない支援体制構築のためのガイドライン 子ども未来課が中心にまとめたと聞いていますが、このガイドラインの記載が欠落しています。(1)④が該当する箇所と思われるが、同ガイドラインについて記述が必要です。 同様に、子ども未来課が2024年3月に市町村児童福祉主管課長あてに周知を依頼した「5歳児指導の記録」の活用についても記述すべきと考えます。</p>	<p>子ども未来課</p>	<p>第5章 第1節 障がい児への支援 ④「発達が気になることもや家庭環境が気になることもなどを含め、すべてのこどもがライフステージを通じて適切な支援を切れ目なく受けられるようにするため、特に小学校就学前後における関係者間の情報連携・支援体制の構築を図る「大分県就学前後の切れ目のない支援体制構築のためのガイドライン」の活用を推進します。また、幼児教育保育施設が作成する「5歳児指導の記録」を活用し、関係機関との連携を図ることもできます。」と追記します。</p>

No.	ページ	ご意見等	担当課室	ご意見に対する方針、回答
39	82	子供まんなかは大切ですが、障害のある子供をもつ親としては一時的な問題からの回避としての支援となっていたと過去を振り返ると感じています。障害の程度が重度でなかったり、収入も300万みたない場合などある程度に見える場合にはなかなか公共的な援助はあまり受けられませんでした。実際には民間の援助に頼るしかなく、その部分への援助も考えてもらえるよかったですと思います。実際に公共の援助は年を重ねるごとに減っていきませんが、反対に年をとるごとに子どもの自我も芽生えさらなる援助や支援体制が必要だと感じています。表にでない、社会にでていくことのできない子どもたちのためへの援助、支援の体制を民間も含めて協働していけるようになるとういと感じています。	障害福祉課	乳幼児期の健診等を通じた障がいの早期発見・早期療育、就学期の教育機関との連携、卒業後の就労・定着支援など、今後とも官民一体となって、ライフステージを通じた切れ目のない支援の充実に努めていきます。
④0	82	第5章「多様性を尊重し受け入れる社会づくり」 第一節「障がい児の支援」 についてですが… 大分県発達障がい支援専門養成研修(SV)と派遣事業の記載が漏れています。 それから、5歳児指導の記録と就学前後の切れ目のない支援体制の為のガイドラインなどの記載もよろしくお願い致します。	障害福祉課 こども未来課	第5章 第1節 障がい児への支援 ④「 発達が気になるこどもや家庭環境が気になるこどもなどを含め、すべてのこどもがライフステージを通じて適切な支援を切れ目なく受けられるようにするため、特に小学校就学前後における関係者間の情報連携・支援体制の構築を図る「大分県就学前後の切れ目のない支援体制構築のためのガイドライン」の活用を推進します。また、幼児教育保育施設が作成する「5歳児指導の記録」を活用し、関係機関との連携を図ることもできます。」 を追記します。
④1	82	第5章「多様性を尊重し受け入れる社会づくりの」第1節障害児への支援 2「具体的な取組のなかに」 ・「大分県発達障がい者支援専門員養成研修と派遣事業」 ・「5歳児の指導の記録」 ・「大分県就学前後の切れ目のない支援体制のためのガイドライン」を明記してください。	障害福祉課 こども未来課	

No.	ページ	ご意見等	担当課室	ご意見に対する方針、回答
④2	82	過疎になってはさびれるばかりで、「5歳時検診」なども前向きに検討頂き「子ども」を大事にしていきたいです。プツンと切れめのない、就学前後の支援から成人後も引き続き宜しくお願いします。	こども未来課	<p>【5歳児健康診査】 第2章 第1節 こどもや母親の健康づくり 2.(4)①の取組に包含しています。 具体的には、以下を取組みます。 こども家庭庁の要件に沿った5歳児健康診査を、現在、4市村が実施しています。市町村の状況に応じ、県医師会・県小児科医会や県障害福祉課等と共に健診後のフォロー体制も同時に整備に努めます。</p> <p>【就学前後の支援から】 第5章 第1節 障がい児への支援 ④「発達が気になるこどもや家庭環境が気になるこどもなどを含め、すべてのこどもがライフステージを通じて適切な支援を切れ目なく受けられるようにするため、特に小学校就学前後における関係者間の情報連携・支援体制の構築を図る「大分県就学前後の切れ目ない支援体制構築のためのガイドライン」の活用を推進します。また、幼児教育保育施設が作成する「5歳児指導の記録」を活用し、関係機関との連携を図ることもできます。と追記します。</p>
④3	83	「⑥障がい児の在宅支援の実施主体である市町村と、地域の中核的な相談・療育施設である児童発達支援センターが連携して、センターを中心とする障がい児に関わる保健、医療、福祉、教育、就労支援各関係機関等のネットワークづくりを進めるよう支援します。」←この中に「発達障がい者支援センター」を加えてください。	障害福祉課	ご指摘を踏まえ、第5章第1節2(2)③に発達障がい者支援センターの役割を追記しました。

No.	ページ	ご意見等	担当課室	ご意見に対する方針、回答
44	83	第5章 多様性を尊重し受け容れる社会づくり 第1節 障がい児への支援 医療的ケア児および強度行動障がい時への対応が記述されていることは大いに評価できる。 しかし、そうした子どもたちが学校を卒業し社会に出た時の受け皿がないと片手落ちになってしまう。受け皿の確保が必要。	障害福祉課	就労系障がい福祉サービス事業所の整備等、卒業後の受け皿のさらなる充実に努めていきます。
④5	83	子どもが障がい児で福祉に頼りっぱなしで申し訳ないですが、何も知識がない方に、対応されるとお互いどうしてよいかわからず大変です。「人手不足」は否めませんが、せめて大分県発達障がい者支援センターのSV専門か養成は引き続き力を注いでいただいて、現役の方、お仕事退職された方、どなたでも「こんな子知ってる」みたいな方を増やして人材育成してもらいたいです。	障害福祉課	
④6	83	第5章 ・障がい児への支援において、「大分県発達障がい者支援センターECOAL」が行っている「大分県発達障がい者支援専門員」の養成と派遣を活用することで、発達支援の質の向上を目指す旨を記載をお願いします。	障害福祉課	
④7	83	P57(2)に発達障がい児支援の充実に向けて、大分県発達障がい者支援センター連絡協議会が中心となって大分県発達障がい者支援専門員の養成と派遣を継続することで発達支援のネットワークや質的向上を目指すことを記載してください。	障害福祉課	
④8	83	P57(3)⑥のところ、「大分県発達障がい者支援専門員等の専門家による相談や派遣」を追記してください。	障害福祉課	

ご指摘を踏まえ、第5章第1節2(2)③に「発達障がい児の支援にあたっては、大分県発達障がい者支援センター「ECOAL(イコール)」において専門人材を養成し、地域の保育所等に派遣するなど、発達障がい児支援の質の向上とネットワーク強化を図ります。」という文言を追記しました。

No.	ページ	ご意見等	担当課室	ご意見に対する方針、回答
④9	83	<p>○支援ネットワークの在り方について 発達障害に関しては、大分県では「発達障がい者支援センター」ECOALを支援の中核におき、直接的な対人支援だけでなく、人材育成と関係機関との情報共有や連携を進め支援ネットワークを構築してきたという歴史があります。しかるに本計画のネットワークの記載には児発の文言はあるのに「発達障がい者支援センター」の記載がありません。本計画は関係者や保護者等に周知されるべきものですから、支援ネットワークの中心にECOALがあることを明記する必要があります。</p> <p>発達障がい児を支援するネットワークを構成する重要な人材として、大分県では「発達障がい者支援専門員(SV)」の研修と派遣事業を行ってきました。SVは今日成人の支援にも活躍していますが、当初は発達障がい児とその家族、福祉施設や学校等を支援することを目的に養成され、県の派遣事業も続けられてきたものです。ちなみにSVは大分県独自の人的資産というべき存在であり、識者や厚労省から高く評価され、全国での展開が検討されました。</p> <p>また、SVは特別支援学校の巡回相談と並行して、特別支援教育の対象児や保護者の支援にも活躍していますので、教育の項にも記載が必要と思われます。</p> <p>発達障がい児と家族の支援ネットワーク形成に尽力し、実際に支援者として重要な機能を果たしているECOALおよびSVに関する記述が、障がい児の支援計画に記載されていないのは重大な誤りというべきです。発達障がい児に特化した支援の仕組みを障がい児全体の支援計画に書き込むのは容易ではないかもしれませんが、発達障がい児に特化して詳述した項目も存在しているのですから、正確な記述をお願いします。</p> <p>なお、ペアレントメンターは一般的な記述になっていますが、養成研修や派遣事業は発達障がい児に関する家族支援として実施されているはずで</p>	障害福祉課	<p>ご指摘を踏まえ、第5章第1節2(2)③に「発達障がい児の支援にあたっては、大分県発達障がい者支援センター「ECOAL(イコール)」において専門人材を養成し、地域の保育所等に派遣するなど、発達障がい児支援の質の向上とネットワーク強化を図ります。」という文言を追記しました。</p>

No.	ページ	ご意見等	担当課室	ご意見に対する方針、回答
⑤0	85	P57、66に「大分県就学前の切れ目のない支援体制の構築のためのガイドラインのP11 支援・連携にかかわる地域の人材表1」のように関連機関を具体的に記載することで地域資源の周知になり、支援の充実につながると考えるので参照して欲しい。	こども未来課	トピックに掲載します。 「児童発達支援センターについて」 P85
⑤1	88	第5章第3節 タイトルを「性的少数者の多様性を抱える……」を、「セクシュアリティに関する不安を抱える」に変えてほしい 「ジェンダーアイデンティティ性自認」は「ジェンダーアイデンティティ(性自認)」の誤りでしょうか？	人権尊重・部落差別 解消推進課	より分かりやすい表現とするため、「性的指向等に悩みを抱えるこどもへの支援」に変更します。 ご指摘のとおり、言葉が重複しているため、「ジェンダーアイデンティティ」に修正します。
52	90	第6章 将来の見通しを持つことができ、結婚・妊娠・出産の希望が叶う環境づくり 第1節 結婚・妊娠・出産への支援 OITAえんむす部出会いサポートセンターの存在を知らなかった。周知が課題では？	こども未来課	OITAえんむす部出会いサポートセンターの周知についてはSNSやWEB広告等を用いて、センターの対象である20代～30代の男女をターゲットに効果的な情報発信を行っています。引き続き広報の強化を行っていきます。
⑤3	91	P63 数値目標のプレコンセプションケアの啓発にかかる講座の受講者数 単位は回でなく人が正しいのでは？	こども未来課	当初受講回数を予定していましたが、受講者数に変更しましたので、ご意見のとおり「人」が正しいです。

No.	ページ	ご意見等	担当課室	ご意見に対する方針、回答
54	96	<p>P66の⑨の「ショートステイ事業」と、P67の⑩の「トワイライトステイ事業」の記述において、「児童養護施設等で…預かる」との表現があるが、預かり先として「里親」及び「ファミリーホーム」の活用も行われており、また今後その更なる活用が求められると考えられることから、当該部分に「<u>里親</u>」及び「<u>ファミリーホーム</u>」も明記してもらいたい。「児童養護施設等」の「等」に含まれているとお考えとは思いますが、家庭養育優先原則の理念にも鑑み、ぜひ追加して明記していただくよう求めたいと思います。</p>	<p>こども・家庭支援課</p>	<p>児童福祉法の改正により、国は家庭支援事業の実施を推進している中、市町村としても子育て短期支援事業を推し進めるにあたり、更なる委託先の確保が必要となります。 そのため、いただいたご意見のとおり、里親及びファミリーホームを追加して明記します。</p> <p>※児童養護施設等→児童養護施設、里親及びファミリーホーム等</p>
55	96	<p>P66内にて、地域子育て支援サービスの充実に向けて、大分県で作成した「大分県就学前後の切れ目ない支援体制構築のためのガイドライン」を参照しながら支援ネットワークを推進するように記載してください。</p>	<p>こども未来課</p>	<p>ご指摘を踏まえ、第7章 第1節 地域子育て支援サービスの充実 2 具体的な取り組み ⑨「大分県就学前後の切れ目ない支援体制構築のためのガイドライン」に基づき、すべてのこどもがライフステージを通じて適切な支援を切れ目なく受けられるようにするため、特に小学校就学前後における関係者間の情報連携・支援体制の充実を推進します。」を追記します。</p>

No.	ページ	ご意見等	担当課室	ご意見に対する方針、回答
⑤6	96	第7章 「大分県就学前後の切れ目ない支援体制構築のためのガイドライン」を元に切れ目のない支援ネットワーク作りを進めていく旨について記載をお願いします。	こども未来課	ご指摘を踏まえ、第7章 第1節 地域子育て支援サービスの充実 2 具体的な取り組み ⑨「大分県就学前後の切れ目ない支援体制構築のためのガイドライン」に基づき、すべてのこどもがライフステージを通じて適切な支援を切れ目なく受けられるようにするため、特に小学校就学前後における関係者間の情報連携・支援体制の充実を推進します。」を追加します。
57	96	ファミリーサポートはなかなか最初のハードルが高いように感じる親もいるようです。予約もなしに気軽に急な用事でも預けられるような施設があれば助かると思います。	こども未来課	ご承知のとおり、ファミリー・サポート・センターのご利用には、事前の登録と援助会員さんとの打ち合わせが必要となりますが、マッチングが整うと、会員同士のやりとりで預けすることも可能です。 そのほかにも、事前登録や数日前までの予約が必要となりますが、市町村において、保護者が何らかの理由で保育が出来ない場合、就園していない乳幼児を預かる一時預かり事業も実施されています。 今後とも、より利用しやすい子育てサービスの推進に向け努めていきます。

No.	ページ	ご意見等	担当課室	ご意見に対する方針、回答
58	97	長期休みの時の児童クラブが使えなくなるらしく、来年度からの夏休みなどの子供の居場所に困っている、不安だという話を聞きます。	こども未来課	放課後児童クラブの施設整備等による受皿の拡大や、認定研修による放課後児童支援員の養成、経験年数等による加算制度を活用した処遇改善などによる支援員の確保など、市町村とともに、受入児童数の拡大に向け、取り組んでいきます。
⑤9	97	第7章 地域ぐるみでこどもを育む環境づくり 第1節 地域子育て支援サービスの充実 「子育て支援サービス」「ファミリー・サポート・センター」などの文言が並ぶが、前出の子ども家庭センターとの違いが分かりにくい。 また、P67数値目標 トワイライトステイ事業実施市町村数がR5年14からR11年13に減少しているのは何故？理由がほしい。	こども未来課 こども・家庭支援課	トワイライトステイ事業実施市町村数は、最新の市町村状況集計により、 目標数値を16に変更します。
60	101	P69 第7章 地域ぐるみでこどもを育む環境づくり 第2節 幼児期の教育・保育の環境整備 数値目標 教育・保育施設定員数(2号認定および3号認定)の定員数が増えているのに認定こども園のR11年目標数が減っているのは何故か？	こども未来課	前回計画の数値が記載されており、正しくは検討中でした。

No.	ページ	ご意見等	担当課室	ご意見に対する方針、回答
61	106	ちょっとした心配ごと、悩みを聞いてくれる人を育成する。その人は、聞くだけでも良くて、相手を否定しない。もし、何か提案や情報があれば伝え、決めるのは本人。例えば 1、料理が苦手→電気調理器紹介。栄養面を考える人向き。高いなら、子育て世代には補助金や県がレンタルなど 2、ゲームする時間がなくてストレス→子どもがいるなら気軽に預かれる所を作る(罪悪感を感じさせない) 3、障害児が生まれたら不安→寄り添ってくれる所をつくり心配いらぬことを伝える 4、離婚や死別で、一人お父さんやお母さんになっても安心して子育てできる体制づくり どんな些細なことでも話せる場所や人が必要で、さらに対応できるシステムができるといいな～	こども未来課	大分県では子育て支援に関する、各種相談窓口については県ポータルサイト「子育てのタネ」に集約しわかりやすく提供するように努めています。今後も、インスタグラムなどSNS等を活用し、創意工夫した情報発信に努めます。 https://kosodatenotane.jp/information/soudan-madoguchi.html
62	119	第9章第1節 子育てしやすい生活環境づくり この節のタイトルだけ、「子育て」という表現となっていますが、めざす姿や具体的な取り組み内容は、「子育てしやすい」内容であり、違和感があります。 「子育て」の観点からのプランも必要と思います。 子どもが自ら体験し、たくさんものを見て触れて、時には失敗する中で成長していける環境づくり。(参考)世田谷区の「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーにしたプレーパーク	こども未来課	こども目線になると考え、節のタイトルを設定しました。 ご指摘を踏まえ、めざす姿の表現を修正します。
63	126	第9章第4節 こどもを犯罪から守る環境づくり 幼児期からの段階的な性教育や学校での包括的性教育は、犯罪被害の未然防止や犯罪被害にあった子どもへの支援につながる大切な取り組みと考えますので、記載してほしいです。	教育庁 体育保健課	第2章第2節2(3)④「性に関する指導については、こどもの発達段階を踏まえ、保護者の理解を得ながら、学校 全体で共通理解を図り、保健体育科や特別活動等における集団指導と個別指導の連携を密にして効果的に行うように努めます。」のとおり、こどもが個々に抱える課題に対しては個別に指導を行うなど、指導の充実に努めてまいります。

No.	ページ	ご意見等	担当課室	ご意見に対する方針、回答
64	-	<p>社会福祉法人が地域のふれあいコミュニティとなるべく、保育所だけにとどまらず、貧困対策として対応すべくパン屋や子ども食堂など、人々がふれあいのできる居場所づくりが併設できる仕組みづくりが大切なのではないか！ 各制度は確立されていても、制度と制度がうまく併合できるようになっていない。人が作る制度なら既存の制度をぶち壊して、フットワークの軽い運用となり得る制度構築を早急に整備して、現在の待たなしの少子高齢化時代に子育て満足度日本一の大分県から笑顔豊かな子育て満足度へとしていかないと、地球が待ってくれない。毎回毎回同じことを繰り返さない。児童発達と放課後デイの合わせ施設の乱立による保育の質の低下問題と保育士の絶対的不足問題。上記施設の保育所への「送と迎」の子どもに与える精神的及び教育的負担とその弊害の考察がない。また、施設間連携の名の下に法整備なき送迎が行われている状況への警鐘。</p>	<p>子ども・家庭支援課 子ども未来課 障害福祉課</p>	<p>社会福祉法人は、社会福祉法に規定され、基本的に社会福祉法に規定される第1種社会福祉事業と第2種社会福祉事業を行う法人とされます。現在パン屋や子ども食堂は、上記社会福祉事業に位置付けられておらず、社会福祉法人がパン屋や子ども食堂を実施する場合は、収益事業、その他事業として、社会福祉事業に影響のない範囲であれば行うことは可能です。その実施に当たっては、定款に沿って、法人内で組織的に合意形成を行い定款変更が所轄庁により認可されれば可能となります。</p> <p>児童発達支援事業所等の増加がサービスの質の低下を招かないよう、今年度から地域での集団指導やオンラインでの事業所説明会を開始したところです。</p> <p>なお、送迎のあり方については給付決定主体である市町村と地域の事業所、保育所等が密に連携を図り、個々の児童の状況に応じた適切なサービスを提供すべきものと考えています。県としても地域の関係機関の連携が形だけのものにならないよう、しっかり市町村を支援していきます。</p>
65	-	<p>児童発達と放課後デイの子どもを預かる勤務時間がこの時代において、夕方5時前後というお粗末さ。一度保育所で預かったお子さんを見守る送迎サービスが保育所に迎えにきて、訓練後のお子さんは、また保育所へ戻しに来るといって横着さ。子どもの心は疲弊しており、いくら保護者の理解を得たとはいえ、子ども真ん中の政策からは離れていって現状にお気づきか。また、訓練後保護者に帰さず保育所へ返しに来ることで、預かった状態の子どもの保護者への説明は、確実に一步遅れていることになっている現実。ましてや、無意味な施設間連携の名の下に行われており、制度上に何の担保が保育所にはない状態。保育士の負担感が増えていくのはまさにこの問題があるから。児童発達は夕方には閉所して、保育所はローテを巡らせて悪戦苦闘しながら午後7時まで開けている始末。本気で子どもに取り組むなら、特に保育所で働く保育職員の環境の緩和に手を打つことが大事</p>	<p>子ども未来課 障害福祉課</p>	<p>送迎のあり方については給付決定主体である市町村と地域の事業所、保育所等が密に連携を図り、個々の児童の状況に応じた適切なサービスを提供すべきものと考えています。</p> <p>ご指摘の点につきましても、まずは市町村の自立支援協議会等を通じて、関係者がより適切なサービス提供のあり方を協議していくことが望ましいと考えています。</p>

No.	ページ	ご意見等	担当課室	ご意見に対する方針、回答
66	-	現在の大分県の少子化が進んでいる要因を理解できる内容で良かった。大分こどもまんなかプラン(第5期計画)では少子化の原因が婚姻件数が戦後最少や出生数、合計特殊出生率が過去最少など深刻な少子化問題に大分県が直面している事がわかった。これらの課題を解決するための具体的な施策の内容や考えなど、現時点で考案している例を提示して欲しいと感じた。(例)結婚を希望する若者の支援 →OITAえんむす部出会いサポートセンターの普及・発展。(例)出産・子育ての希望をかなえることができる環境整備 →放課後クラブの充実と増加。上記のように、具体的な施策を大分こどもまんなかプラン(第5期計画)に掲示して貰えると、出産・子育てや結婚を希望する若者にとっての頼り所になると思うし、こども未来課の政策にも興味を持ちやすくなると思った。	こども未来課	取組の提示として、合計66件のトピックを掲載します。 例:○結婚を本気で希望する若者を応援! P92 「OITAえんむす部出会いサポートセンター」 ○「放課後児童クラブ」について P104
△67	-	18歳未満の子ども、青少年への様々な費用の無料化を大分県主体で進めて欲しい。これさえ整えば、各市町村毎に行っている様々な子育て世代への補助金や移住者への補助金など不要だと思う。	こども未来課	市町村におけるこども施策の方向性を定める市町村こども計画は、こども基本法第10条より、国が策定するこども大綱及び都道府県こども計画等を勘案して定めることとされています。市町村の自主性を尊重しつつ、こどもまんなか社会の実現に向けて、国、市町村と連携を図りながら取組を進めていきます。
68	-	多様性を受け入れる社会作りの部分で、計画としてあがっていますように。先日から様々な事件を受け(耳の不自由な方が自分の子どもを殺害してしまう事件等)障がいを持った子どもさんを体が不自由な保護者様が子育てする上での支援であったり、多国籍家族への支援であったり、医療ケアの必要な子どもさんが、保育園や学校で自分の成長し発達した力を最大限に発揮できる機会をつくる等。子どもも大人も、ともに生きともに育ち合える広い意味でのインクルーシブな社会が実現できればと思います。	こども未来課	社会全体が子育てを応援し、すべてのこどもが健やかに生まれ育つことができる、温かい社会づくりをめざします。

No.	ページ	ご意見等	担当課室	ご意見に対する方針、回答
△69	-	以前に認可保育園の経営者は皆(利益が出過ぎて)税金対策に苦慮していると税理士事務所の実務担当者から聞いたことがあるが、現場で働く保育士は子どもと遊ぶ人でなく幼き命に対してその尊厳をリスペクトできる稀有な人材であることを認識してそれに見合った報酬が支払われてしかるべきと思う。	こども未来課	保育園に支払われる委託費等は、国が定めた基準により利用定員や保育の取組内容に応じて公定価格として算定されています。 保育所から保育士等に支払われる給与は、国の通知により、地域の給与水準と均衡していることや一部の職員のみにも均衡を失する手当が支払われていないことなど、適切な給与水準を維持することとなっています。
70	-	昨今、子どもを取り巻く環境は、ずいぶん整備されてきているにもかかわらず、子どもを巻き込む悲しい出来事は後を絶たない。社会全体で子どもを守るしくみが、今後も進化していくことを望みます。第5期計画の趣旨が尊重され、社会が少しずつでも、大切な子どもの成長を守っていけるよう私自身も、身近なことから、取り組んで行きたいと思います。地域の子どもたちに、目を向けかかわっていきたいと思います。	こども未来課	保護者のもとより、社会全体が子育てを応援し、すべてのこどもが健やかに生まれ育つことができる、温かい社会づくりをめざします。また、こども・子育て支援の取組を通じて、より多くのこどもの笑顔をはぐくみ、生んで良かった、生まれて良かった、住んで良かったと思える大分県の未来を拓き、「子育て満足度日本一」の実現をめざします。
71	-	大分こどもまんなかプラン 子育て満足度日本一を目指すためには、大分県が全国に先駆けて、「こどもまんなか」を実現できる体制づくりが必要と考えます。こども施策の効果があがることで、大人になってからの社会的課題も軽減できるのではないのでしょうか。現在、福祉保健部、生活環境部、総務部、教育委員会等で縦割りに事業が実施されていますが、「こども局」など総合的に推進する体制について、大分県も議論を進めてほしいと思います。	こども未来課	「大分こどもまんなかプラン」は大分県こども計画として他部局の計画(8つの計画)を包含した内容となっています。県のこども施策の方針を総合的かつ一体的に定めた計画を基軸に各部局が連携しつつ、その専門性も生かしつつ、切れ目のないこども施策を推進していきます。

大分県次世代育成支援行動計画

大分こどもまんなかプラン

(第5期計画) 案

～子育て満足度日本一を目指して～

大分県

目 次

計画の策定に当たって	1
------------	---

I 総論編

第1章 こども・子育ての現状	6
第2章 前期計画（第4期）の進捗状況	17
第3章 計画の基本的な考え方・施策体系	23
第4章 計画の評価体系	25
第5章 計画の推進に当たって	30

II 各論編

第1章 こども・若者の持続的幸福(ウェルビーイング)の実現に向けた社会全体の意識づくり	33
第1節 社会全体の意識づくり	
第2節 こどもの人権を尊重する意識づくり	
第3節 男女共同参画に関する意識づくり	
第2章 こどもの健やかな成長と母親の健康を支える環境づくり	41
第1節 こどもや母親の健康づくり	
第2節 思春期からの健康づくり	
第3節 こどもの病気への支援	
第4節 食育の推進	
第3章 こどもの生き抜く力を育む機会づくり	52
第1節 こどもの生きる力をはぐくむ学びの推進	
第1項 幼児教育の充実	
第2項 確かな学力の育成	
第3項 豊かな心の育成	
第4項 健やかな体の育成	
第5項 信頼と対話に基づく学校運営の実現	
第2節 家庭や地域の教育力の向上	
第4章 様々な困難を抱えるこどもと親への支援	65
第1節 児童虐待に対する取組の強化	

第2節	児童養護施設や里親など家庭に代わる養育（代替養育）の充実	
第3節	貧困やヤングケアラーなど困難を抱える子どもたちへの支援	
第4節	ひとり親家庭への支援	
第5節	いじめ・不登校やひきこもりへの対応	
第5章	多様性を尊重し受け容れる社会づくり	81
第1節	障がい児への支援	
第2節	在住外国人の親と子どもへの支援	
第3節	性的指向等に悩みを抱える子どもへの支援	
第6章	将来の見通しを持つことができ、結婚、妊娠・出産の希望が叶う環境づくり	89
第1節	結婚、妊娠・出産への支援	
第2節	若者の就労支援	
第7章	地域ぐるみで子どもを育む環境づくり	95
第1節	地域子育て支援サービスの充実	
第2節	幼児期の教育・保育の環境整備	
第3節	子育て支援者の育成	
第4節	子育て支援サービスに関する情報提供の充実	
第5節	子育て支援のネットワークづくり	
第8章	安心して子どもを生き育てながら働ける環境づくり	110
第1節	ワーク・ライフ・バランスの推進	
第2節	男性の家事・育児の推進	
第3節	女性の就労支援	
第9章	子どもまんなかまちづくりの推進	118
第1節	子育てしやすい生活環境づくり	
第2節	安心して外出できる環境づくり	
第3節	子どもを交通事故から守る環境づくり	
第4節	子どもを犯罪から守る環境づくり	

（参考）本計画で使用する用語について

○児童	おおむね18歳未満の者
○児童生徒	小学生、中学生及び高校生
○生徒	中学生及び高校生
○青少年	小学生からおおむね18歳未満の者
○少年	おおむね20歳未満の者
○青年	おおむね18歳以降からおおむね30歳未満

計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

(こども基本法)

こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。

こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされています。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。

(こども大綱)

こども大綱の目指す「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会です。

こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものです。都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成することになっています。（こども基本法第10条）

(子ども・若者育成支援推進法)

若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的としています。

(こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律)

子どもの貧困対策の推進に関する法律の名称が、こども大綱において、「こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されたことを踏まえ、法律の題名に「貧困の解消」を入れることとし、法律の題名を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」とし、題名の変更に伴い、「子どもの貧困対策」を「こどもの貧困の解消に向けた対策」に変更されました。

(次世代育成支援対策推進法)

急速な少子化の進行は、将来の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えることが懸念されており、少子化の問題は私たちが取り組まなければならない重要な課題です。

このため、核家族化や都市化の進行に伴う家庭や地域の子育て力の低下も踏まえ、国においては、従来の取組に加え、もう一段の対策を進めることが必要との認識のもと、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を推進するため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」(以下「次世代法」という。)が制定されました。

この法律では、国や地方公共団体、事業主等が、次代を担う子どもの成長と子育て家庭を社会全体で支援するための取組を、平成17年度から令和6年度までの10年間において、集中的かつ計画的に推進することとされました。その後、同法は令和6年5月に改正され、有効期限が令和17年度末まで10年間延長されています。

(子ども・子育て支援制度)

平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月からスタートしました。

令和6年10月からは、児童手当制度について所得制限の撤廃、支給期間を中学生までから高校生年代まで延長、支給月を年3回から年6回に増加と拡充されています。

(大分県次世代育成支援行動計画)

県では、大分県次世代育成支援行動計画として、平成17年度から平成21年度までを計画期間とする「おおいた子ども・子育て応援プラン」を、平成22年度から平成26年度までを計画期間とする「新 おおいた子ども・子育て応援プラン」を、平成27年度から平成31年度までを計画期間とする「おおいた子ども・子育て応援プラン(第3期計画)」を、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「おおいた子ども・子育て応援プラン(第4期計画)」を策定し、一人ひとりの子どもが健やかに生まれ育つことができる温かい社会を「めざす姿」として設定するとともに、「子育て満足度日本一」の実現を基本目標に、幅広い施策に取り組んできました。

こどもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。こどもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりのこどもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の地域社会の担い手を育成するための重要な未来への投資でもあります。

このため、引き続き、結婚から妊娠・出産、子育てまで切れ目なく支援を行い、「すべての

こどもが健やかに生まれ育つ温かい社会づくり～子育て満足度日本一～の実現をめざす、「大分こどもまんなかプラン（第5期計画）」を策定し、家庭や地域、学校、企業等とつながりながら、生んで良かった、生まれて良かった、住んで良かったと思える大分県づくりに取り組みます。

（大分県青少年健全育成基本計画）

県では、青少年の健全育成を県政の重要課題と位置づけ、平成17年3月に、青少年に対する自立支援と良好な環境の整備及び県民の責務を規定した「青少年の健全な育成に関する条例」を制定しました。

また、条例の理念を具現化するため、平成18年度から平成27年度までを計画期間とする「大分県青少年健全育成基本計画」を、平成28年度から令和7年度までを計画期間とする第2次「大分県青少年健全育成基本計画（大分県子ども・若者プラン2015）」を策定し、県や市町村、家庭、地域、学校、職場、さらには青少年自身がその役割を果たしながら連携を強化して取組を進めてきました。

この度のこども大綱策定に伴い、こども施策の一つである青少年の健全育成に関する施策については「大分こどもまんなかプラン（第5期計画）」において、各部局、関係機関等とこれまで以上に連携を図りながら、引き続き県民総参加で取り組みます。

2 計画の位置づけ

この計画は、次に掲げる性格を有します。

- (1) 「こども基本法」（令和4年法律第77号）第10条第1項に基づく県こども計画
- (2) 「子ども・若者育成支援推進法」（平成21年法律第71号）第9条第1項に基づく県子ども・若者計画
- (3) 「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号）第9条第1項に基づく県計画
- (4) 「次世代育成支援対策推進法」（平成15年法律第120号）第9条第1項に基づく都道府県行動計画
- (5) 「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）第62条第1項に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画
- (6) 「成育基本法に基づく成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」に基づく県母子保健計画
- (7) 「青少年の健全な育成に関する条例」に基づく基本計画
- (8) 「大分県長期総合計画」の部門計画

3 計画の期間

この計画は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間を計画期間とします。

4 こども、県民意見等の反映

この計画の策定に当たっては、以下のとおり、子育てや子育て支援を担う県民のみなさんやこどもの意見を広く聴く機会を設けるとともに、いただいた意見について計画への反映に努め、県庁ホームページ等で情報公開するなど、策定過程の公表に努めました。

(1) 「子ども・子育て支援事業計画のための実態調査」等の実施

県や市町村が実施する保育サービス等へのニーズや満足度を把握するため、市町村との連携により、小学生以下のこどもを持つ家庭を対象とした「こども・子育て県民意識調査」を実施し、施策や目標設定に当たっての基礎データとして活用しました。

(2) 「おおいた子ども・子育て応援県民会議」委員からの意見

計画の策定に当たっては、公募委員をはじめ、学識経験者や関係機関・団体の代表、大学生等からなる「おおいた子ども・子育て応援県民会議」に、骨子案検討の段階から意見を聴き、計画に反映しました。

(3) 「県民意見募集（パブリックコメント）」の実施

計画の素案に対する意見を広く聴くため、令和6年12月13日から令和7年1月20日にかけて、「県民意見募集（パブリックコメント）」を実施しました。

(4) 大分県こどもの生活実態調査の実施

こども基本法第11条に基づき、こどもの意見を本計画に反映させるため、令和6年度に県内の小学校5年生～高等学校3年生に大分県こどもの生活実態調査を実施しました。

I 総論編

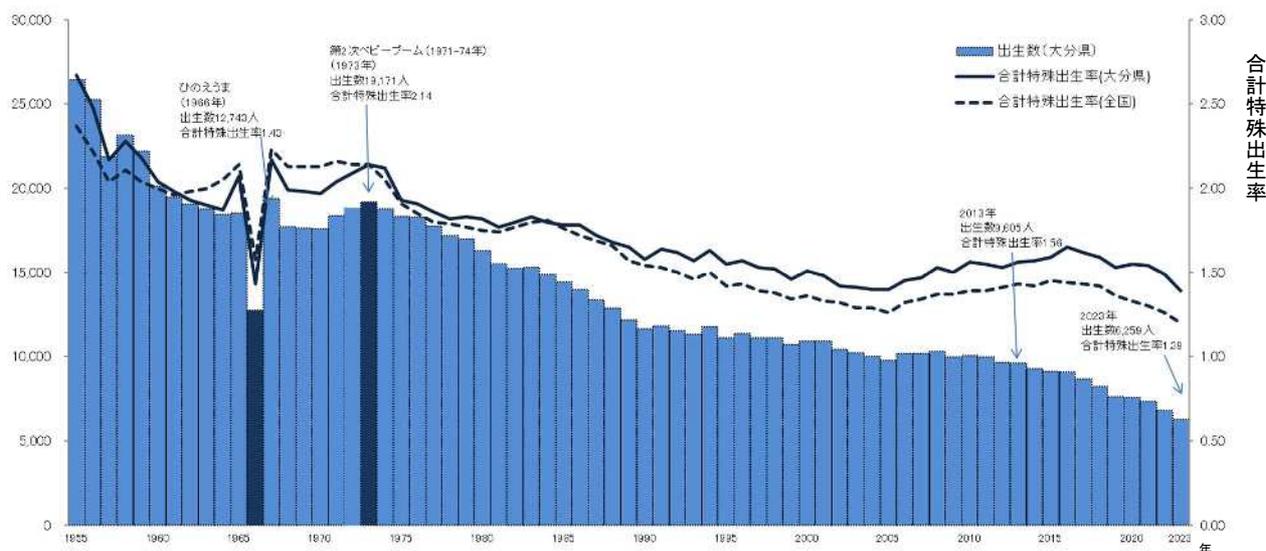
第1章 こども・子育ての現状

第1節 少子化の現状と見通し

(1) 出生数と合計特殊出生率の推移

本県の年間の出生数は、第2次ベビーブーム期は約1万9千人でしたが、その後減少傾向が続き、2005年（平成17年）に初めて1万人を割り込み、2023年（令和5年）には6,259人まで落ち込んでいます。また、合計特殊出生率についても2004年（平成16年）、2005年（平成17年）に1.40まで低下したものの、その後、徐々に上昇し、2016年（平成28年）には22年ぶりの1.6台となりましたが、再び低下傾向となり、2023年（令和5年）には過去最低の1.39となりました。

(図1) 出生数と合計特殊出生率の推移（大分県・全国）

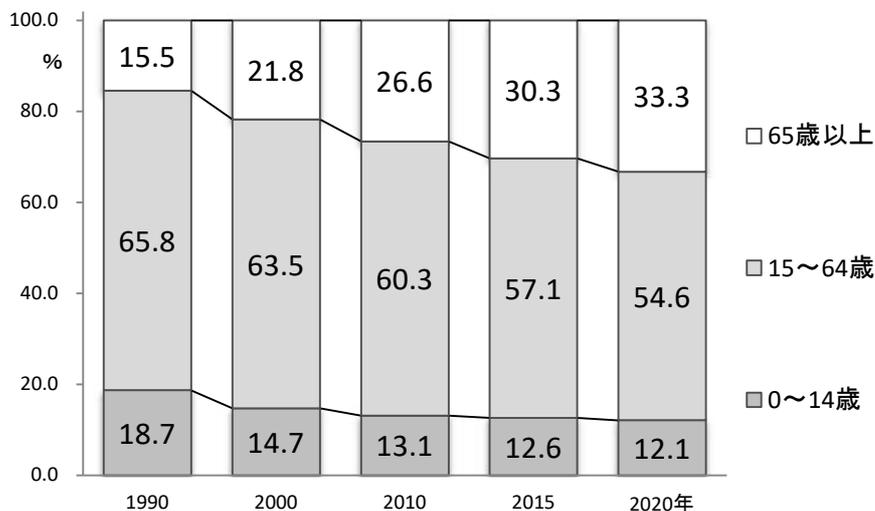


資料 厚生労働省「人口動態調査」

(2) 人口構造の変化

出生数の減少に伴い、県の総人口に占めるこどもの割合は年々減少しており、2020年（令和2年）には県の人口に占める14歳以下の割合は12.1%となっています。

(図2) 人口構造（年齢構成）の推移（大分県）



資料 総務省「国勢調査」

(図3) 市町村別14歳以下の人口

(単位：人)

市町村名	計	男	女	市町村名	計	男	女
大分市	60,650	30,884	29,766	杵築市	2,621	1,363	1,258
別府市	11,298	5,773	5,525	宇佐市	5,717	2,903	2,814
中津市	10,259	5,223	5,036	豊後大野市	2,934	1,485	1,449
日田市	7,005	3,613	3,392	由布市	4,156	2,158	1,998
佐伯市	6,164	3,120	3,044	国東市	2,121	1,091	1,030
臼杵市	3,339	1,716	1,623	姫島村	116	62	54
津久見市	1,190	601	589	日出町	3,617	1,829	1,788
竹田市	1,556	818	738	九重町	777	397	380
豊後高田市	2,416	1,292	1,124	玖珠町	1,420	718	702
				県全体	127,356	65,046	62,310

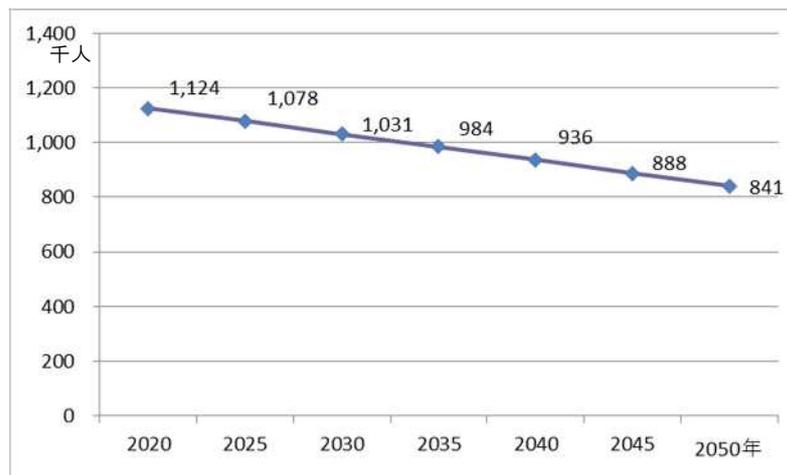
資料 大分県「人口推計（年報）」（2023年10月分）

(3) 将来の人口の見通し

国立社会保障・人口問題研究所が2023年（令和5年）に作成した日本の地域別将来推計人口によると、2050年（令和32年）の本県人口は約84万人まで減少が見込まれています。（2020年（令和2年）比▲25.2%）。

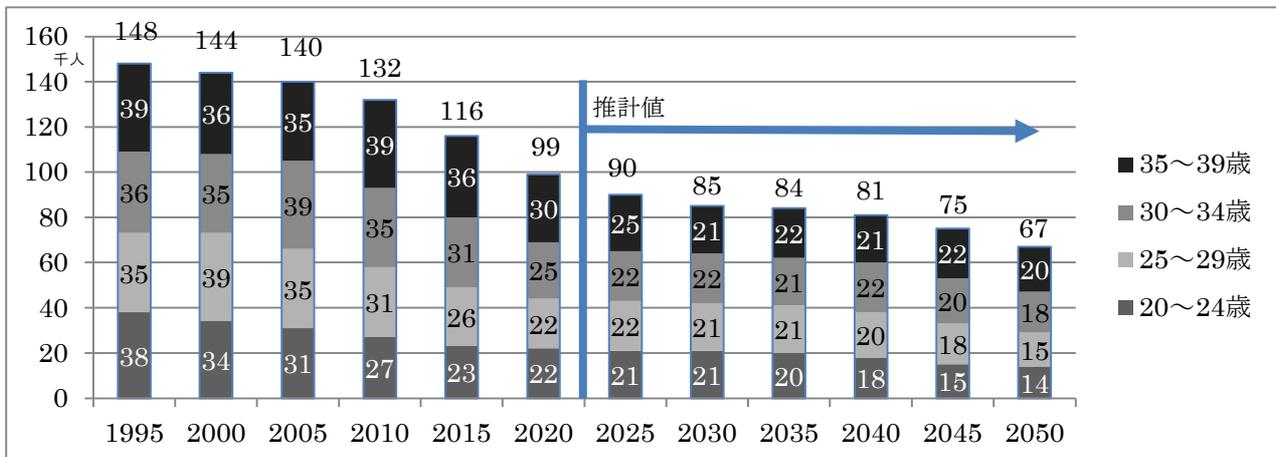
特に、20歳代、30歳代の女性人口の急減少が見込まれ、その影響は大きく、希望する人が住み続けて、家庭を築き、子どもを生み育てることができる社会の早期実現が急務です。

(図4) 将来人口推計（大分県）



資料 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（2023年）

(図5) 20～39歳の女性人口の推計（大分県）



資料 (2020年まで) 総務省「国勢調査」

(2025年以降) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（2023年）

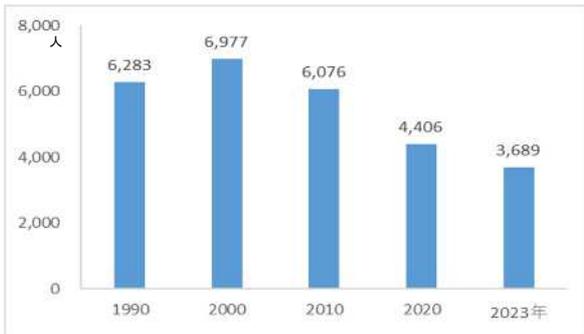
第2節 結婚、妊娠・出産をめぐる状況

(1) 未婚化・晩婚化の進行

本県における婚姻数は年々減少し、50歳時未婚率（45～49歳と50～54歳の未婚率の平均）は、男性が25.9%、女性が17.7%と、この40年間で男性は約13.6倍、女性は約4.6倍に増えています。独身にとどまっている理由（25～34歳）は、男女ともに「適切な相手にめぐり合わない」が最も多くなっています。

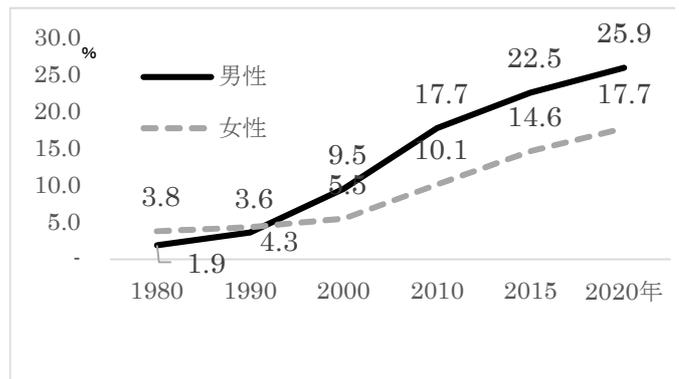
また、平均初婚年齢も男性が30.4歳、女性が29.4歳と、年々晩婚化の傾向が高まっており、これに伴い女性が出産する年齢も上昇しています。

(図6)婚姻数の推移(大分県)



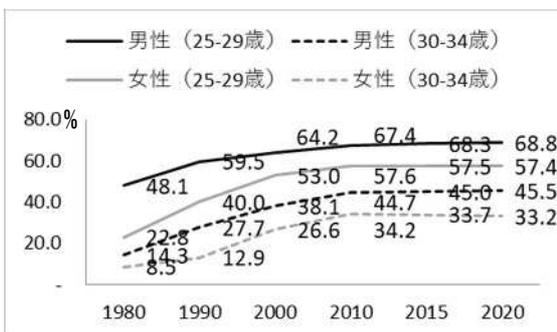
資料 厚生労働省「人口動態調査」

(図7)男女別50歳時未婚率の推移(大分県)



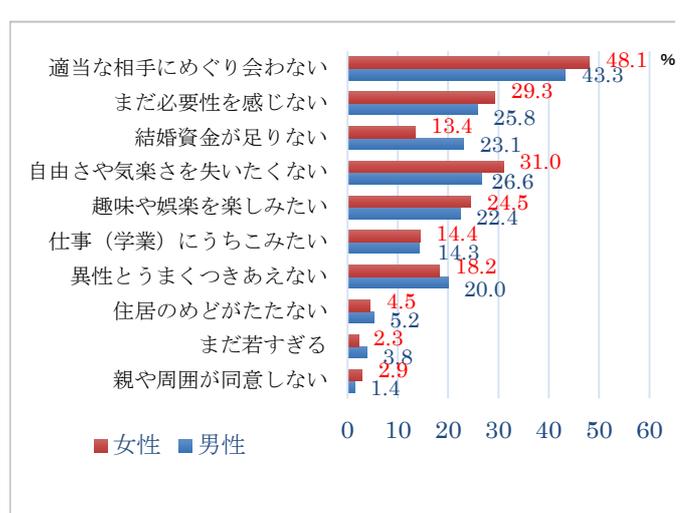
資料 総務省「国勢調査」

(図8)男女別年代別未婚率の推移(大分県)



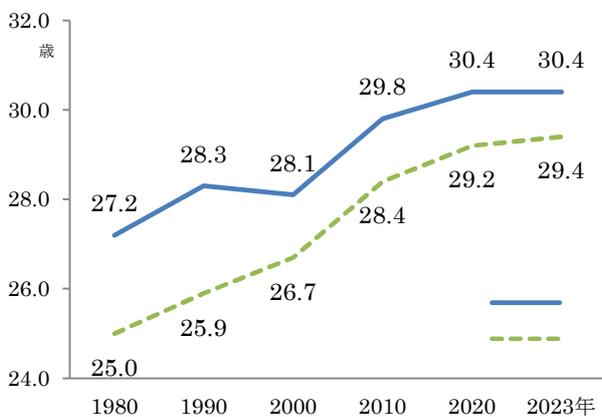
資料 総務省「国勢調査」

(図9)独身にとどまっている理由(25歳～34歳)(全国)



資料 国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」

図10)平均初婚年齢の推移(大分県)



資料 厚生労働省「人口動態調査」

(図11)出生順位別母の平均年齢の推移(大分県)



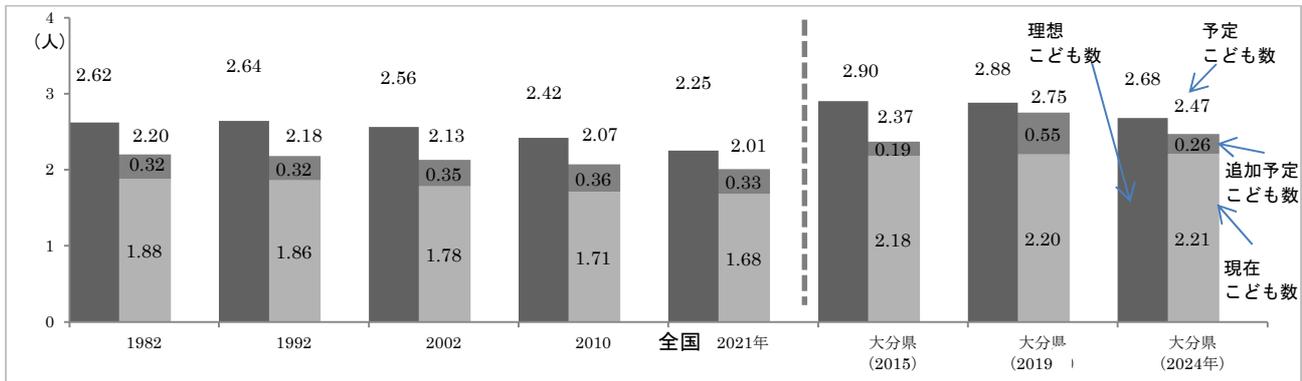
資料 厚生労働省「人口動態調査」

(2) 理想とすることども数

国立社会保障・人口問題研究所が2021年（令和3年）に実施した「第16回出生動向基本調査」によると、夫婦にとっての理想的なこどもの数（平均理想こども数）は、2.32人であるのに対して、実際に持つつもりの子どもの数（平均予定こども数）は2.01人となり、いずれも年々低下傾向にあります。一方で、県が2024年度（令和6年度）に実施した「子ども・子育て県民意識調査」によると、県内在住の夫婦の平均理想子ども数は、2.68人、平均予定子ども数は2.47人となっています。なお、理想子ども数と予定子ども数が異なる理由として、最も多いのは経済的な問題ですが、高年齢で生むことへのためらいや、自分の仕事に差し支えるからという理由も見受けられます。

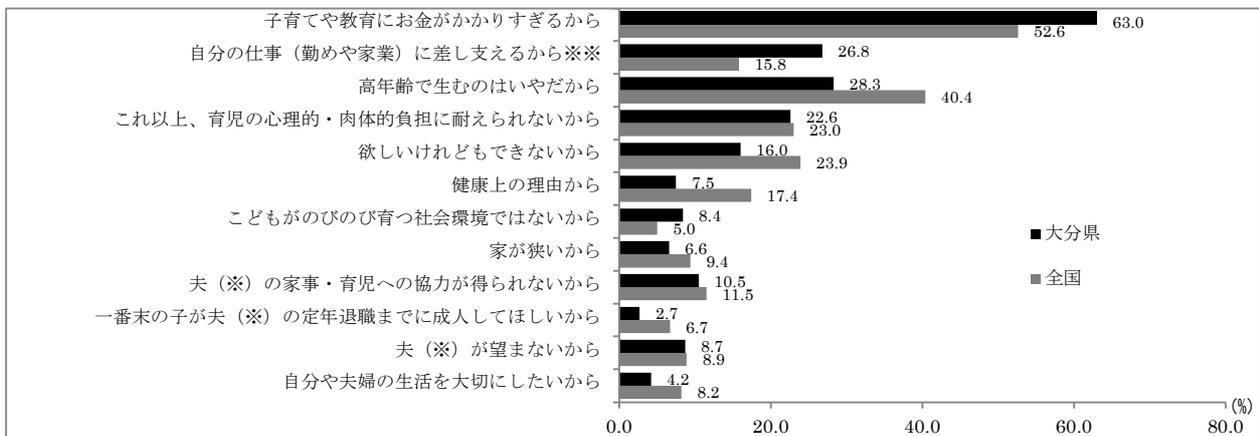
「第16回出生動向基本調査」によると、全国的には「不妊を心配したことがある」と回答した夫婦が37.1%いました。

（図12）夫婦の平均理想こども数と平均予定こども数の推移（大分県・全国）



資料 国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」（2021年）、大分県「子ども・子育て県民意識調査」（2024年度）

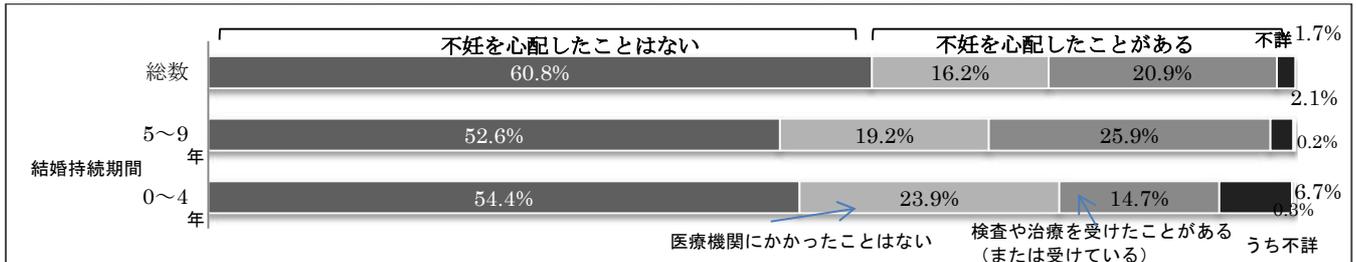
（図13）理想子ども数と予定子ども数が異なる理由（大分県・全国）



資料 （大分県）大分県「子ども・子育て県民意識調査」（2024年度）、（全国）国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」（2021年）

大分県の調査においては、（※）部分の「夫」を「夫（妻）」と、（※※）部分の問いを「自分の仕事（勤めや家業）が忙しいから」と表記

（図14）結婚持続期間別にみた、不妊について心配したことがある夫婦の割合と検査・治療経験（全国）



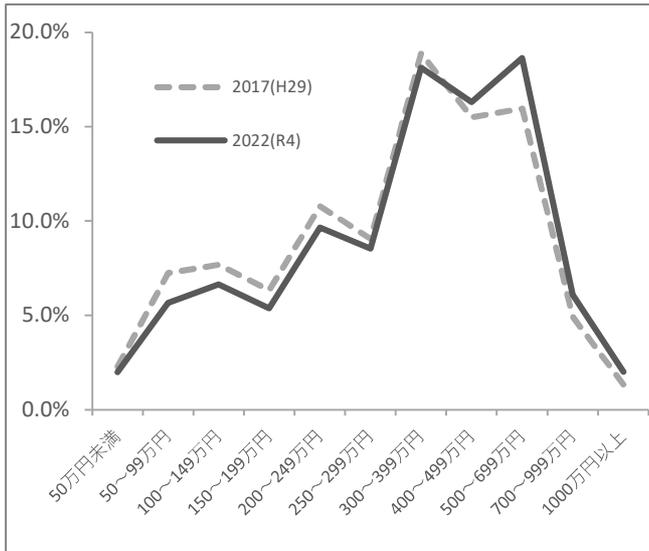
資料 国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」（2021年）

(3) 若者の就労状況

2022年（令和4年）に行われた調査では、子育て世代（30歳代）の収入状況は、2017年（平成29年）調査時に最も多かった300万円台の雇用者の割合は大きく変わりありませんが、年収500万円～699万円の割合が2017年（平成29年）より増加しています。

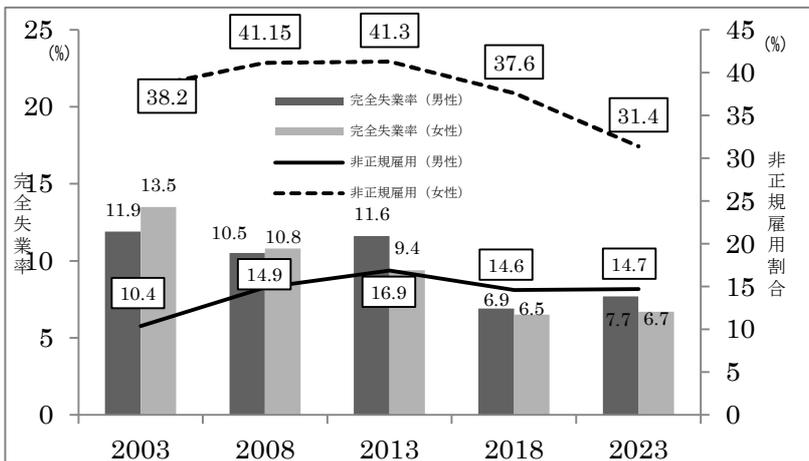
若年者（25～34歳）の完全失業率は2023年（令和5年）調査では、2018年（平成30年）調査に比べて男女とも微増しています。非正規雇用割合についてみると、近年では男性はおおむね横ばいで推移していますが、女性は減少傾向にあります。

(図15) 30歳代の収入階級別雇用者構成の推移（全国）



資料 総務省「就業構造基本調査」

(図16) 25～34歳の収入階級別雇用者構成の推移（全国）



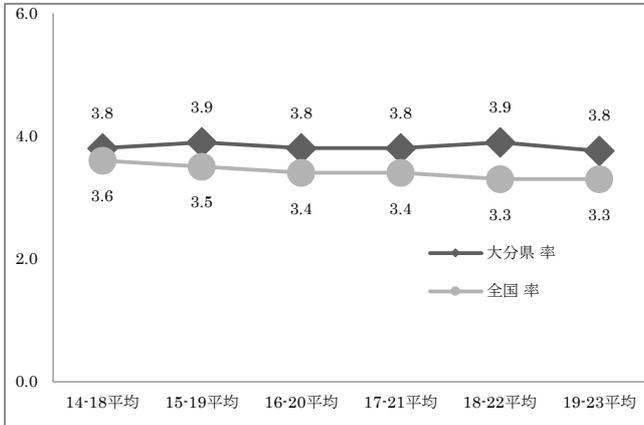
資料 総務省「労働力調査特別調査」「労働力調査」

(4) 母子の健康について

県の周産期死亡率は横ばいで、全国ではゆるやかに減少しています。

また、母子保健法に基づく乳幼児健康診査（1歳6か月、3歳）の受診率については、向上しています。一方、むし歯のないこどもの割合については、3歳、12歳児共に全国水準を下回っているものの、改善傾向にあり、特に3歳児は、全国に近づいています。

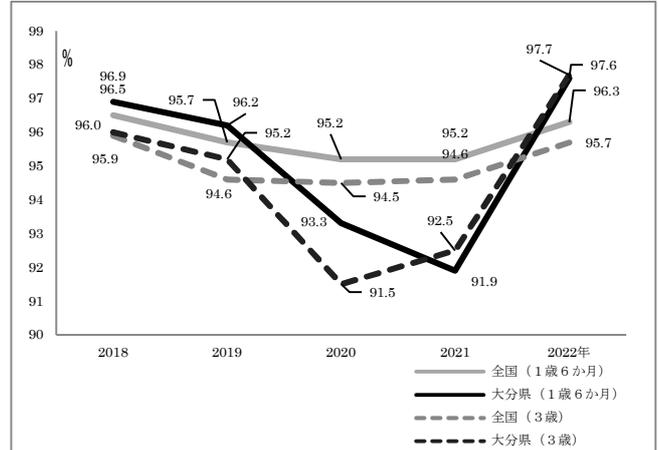
(図17) 周産期死亡率の推移 (過去5年平均)
(大分県・全国 (人口千対))



※周産期死亡率 = (年間の妊娠満22週以後の死産数) + (年間の生後1週間未満の早期新生児死亡数) / (年間の出生数) + (年間の妊娠満22週以後の死産数) × 1,000

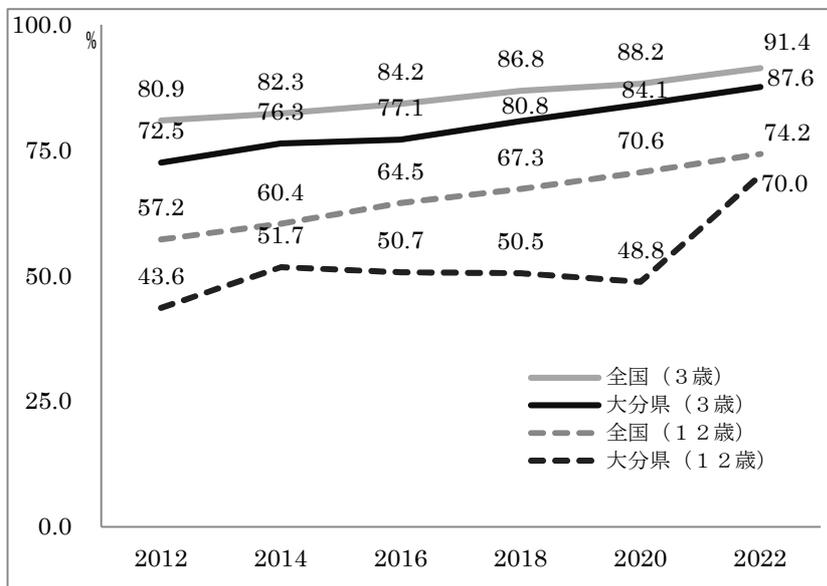
資料 厚生労働省「人口動態調査」

(図18) 乳幼児健康診査 (1歳6か月、3歳) の受診率の推移 (大分県・全国)



資料 厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」

(図19) むし歯のないこども (3歳・12歳) の割合の推移



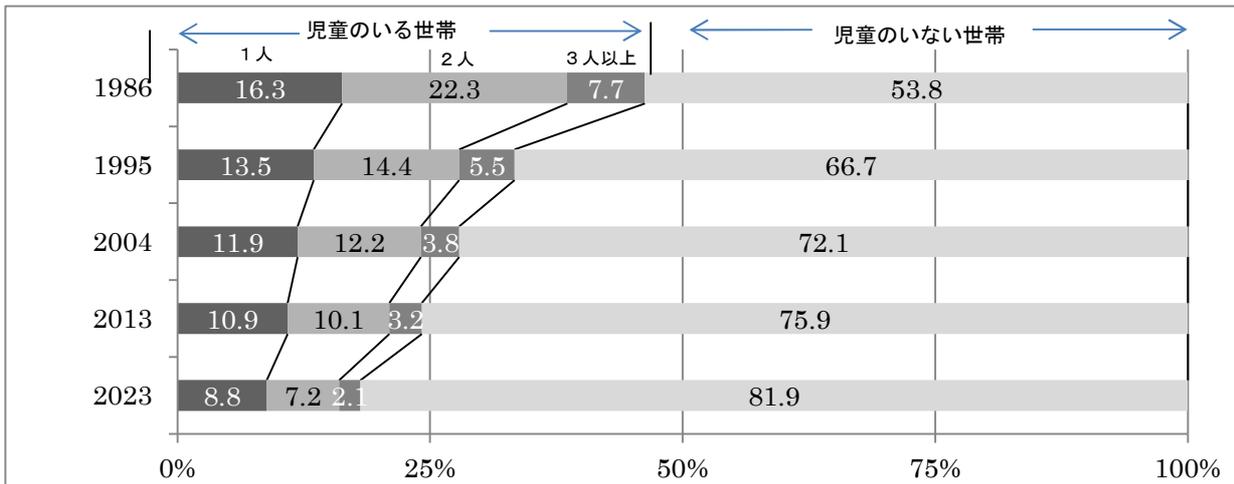
資料 (3歳)厚生労働省調べ、(12歳)文部科学省「学校保健統計調査」

第3節 子育てをめぐる状況

(1) 家族形態の変容

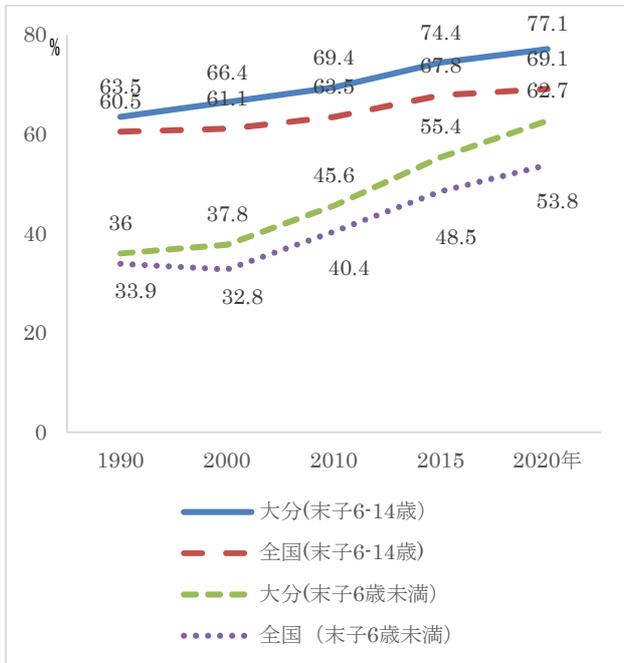
こどものいる世帯は1980年代には約半数を占めていましたが、2023年（令和5年）には20%を下回っています。一方で、共働き世帯やひとり親世帯は増加しており、家族形態の多様化が進んでいることから、1人ひとりの子どもに合ったきめ細かな育ちの支援が求められています。

(図20) 児童の有無別にみた世帯の構成割合の推移（全国）



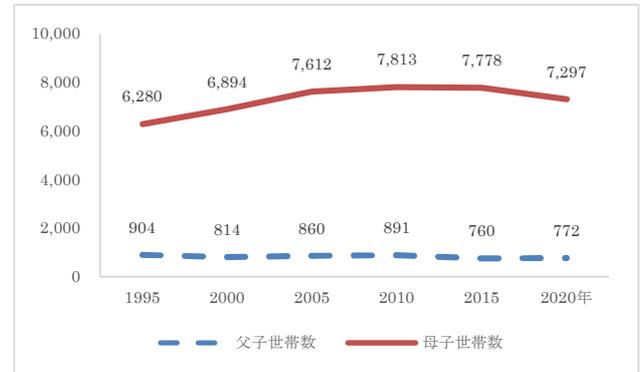
資料 厚生労働省「国民生活基礎調査」

(図21) こどものいる世帯のうち共働き世帯の割合の推移（大分県・全国）



資料 総務省「国勢調査」

(図22) ひとり親世帯数の推移（大分県）



資料 総務省「国勢調査」

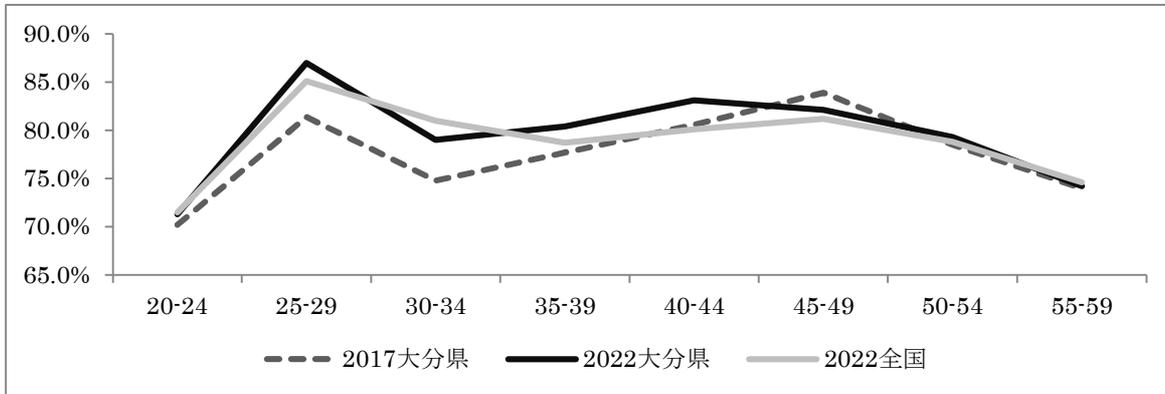
(2) 家庭と仕事の両立

県内の女性の就業状況をみると、20-44歳は5年前に比べ高くなっています。

また、女性（妻）の就業継続や第2子以降の出生割合は、夫の休日の家事・育児時間が長いほど高い傾向にあります。

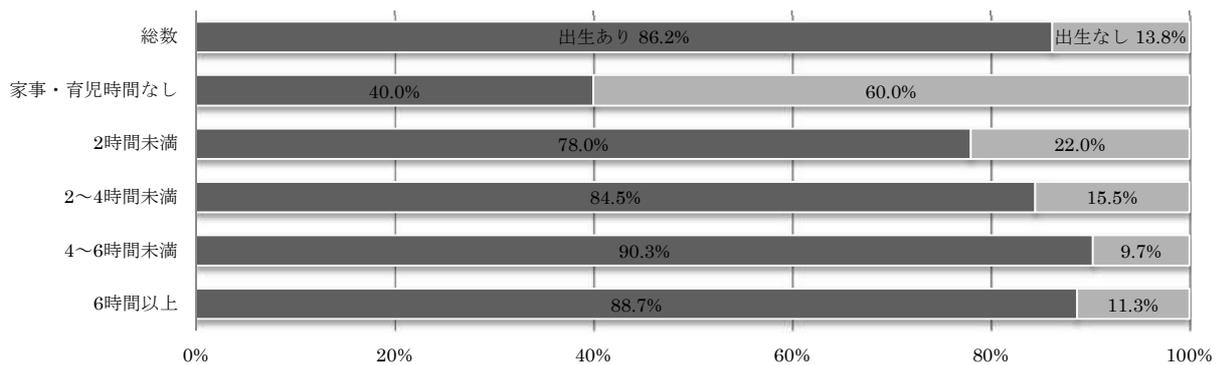
6歳未満の子どもを持つ夫の家事・育児関連時間は、妻に比べ大幅に少ない状況です。

(図23) 女性の就業状況（大分県・全国）



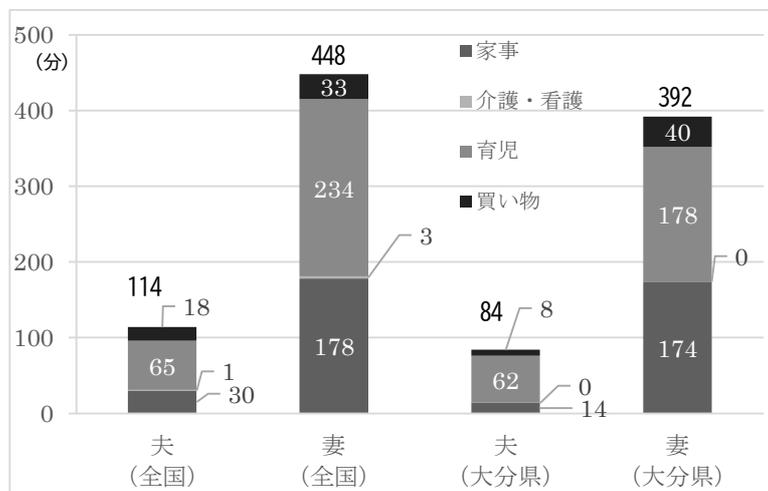
資料 総務省「就業構造基本調査」

(図24) 夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生の状況（全国）



資料 厚生労働省「第11回21世紀成年者継続調査（平成24年成年者）」（2023年）

(図25) 6歳未満の子どもを持つ世帯の家事・育児関連時間（大分県）



資料 総務省「社会生活基本調査」（2021年）

(3) 就学前、就学後の児童の状況

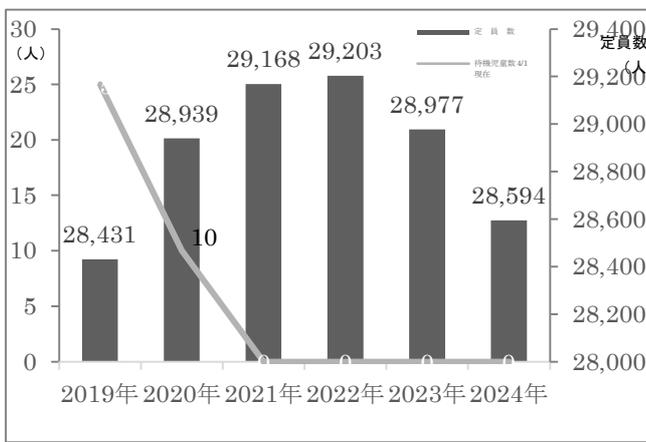
少子化により、就学前に保育所等の定員数は2023年（令和5年）以降減少しており、待機児童数が2021年（令和3年）以降0人（2024年4月現在）となっています。一方で、月一定時間まで就労要件を問わず利用できる「こども誰でも通園制度」の2026年（令和8年）の本格実施に向けた体制づくりが必要です。

就学後に放課後児童クラブを利用する子どもの数は、共働き世帯の増加等により、年々増えており、待機児童は77人（2024年5月現在）となっています。

2023年（令和5年）の「全国学力・学習状況調査」によると、小学生6年生における学力の状況は国語、算数ともに全国平均正答率を上回っています。「全国体力・運動能力等調査」においても、小中学生の男女いずれも、全国と比較すると高い水準を維持しています。

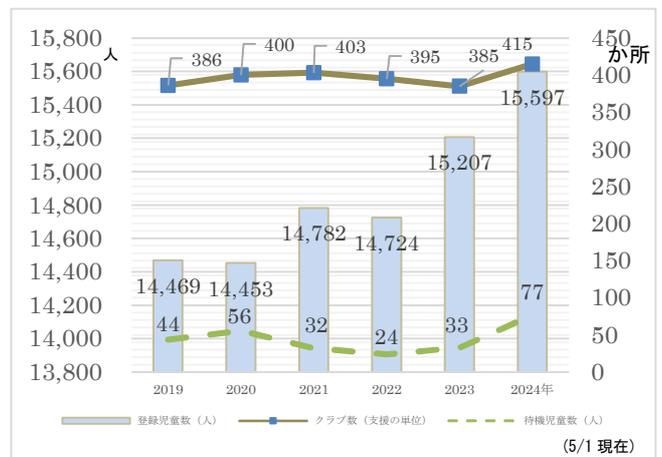
小・中学校の不登校児童生徒数は、近年、増加傾向となっています。

(図26) 保育所等待機児童数の推移（大分県）



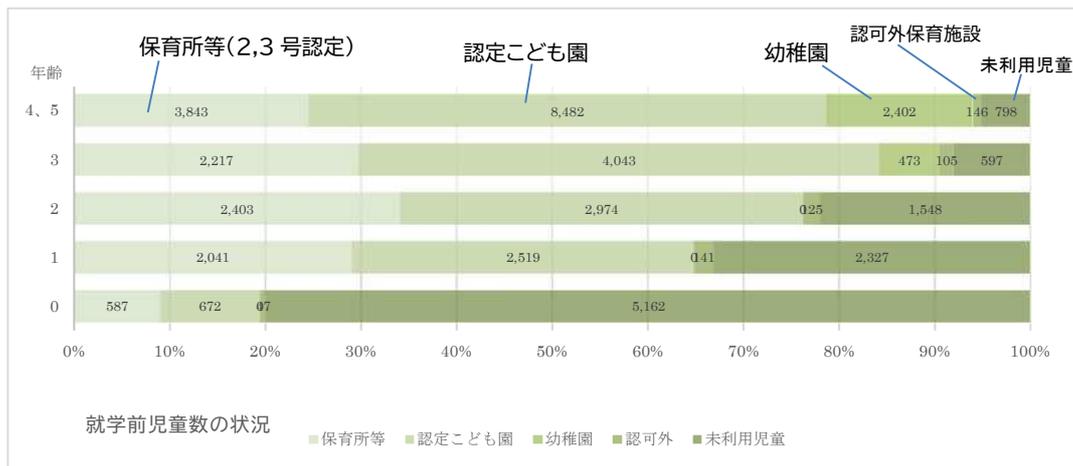
資料 大分県

(図27) 放課後児童クラブ登録児童、待機児童数の推移（大分県）



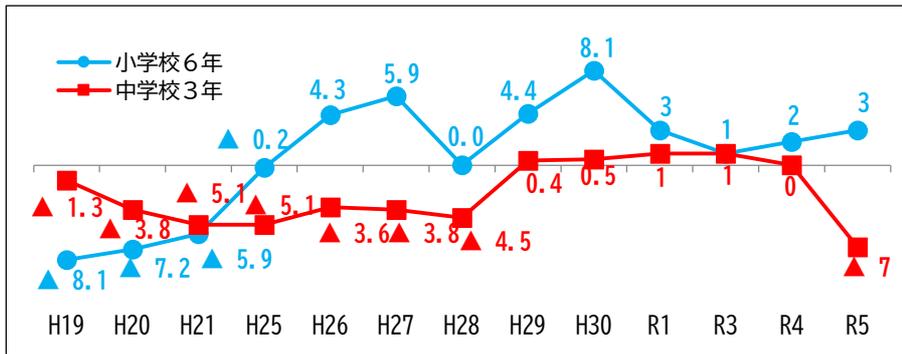
資料 大分県

(図28) 就学前児童の現状



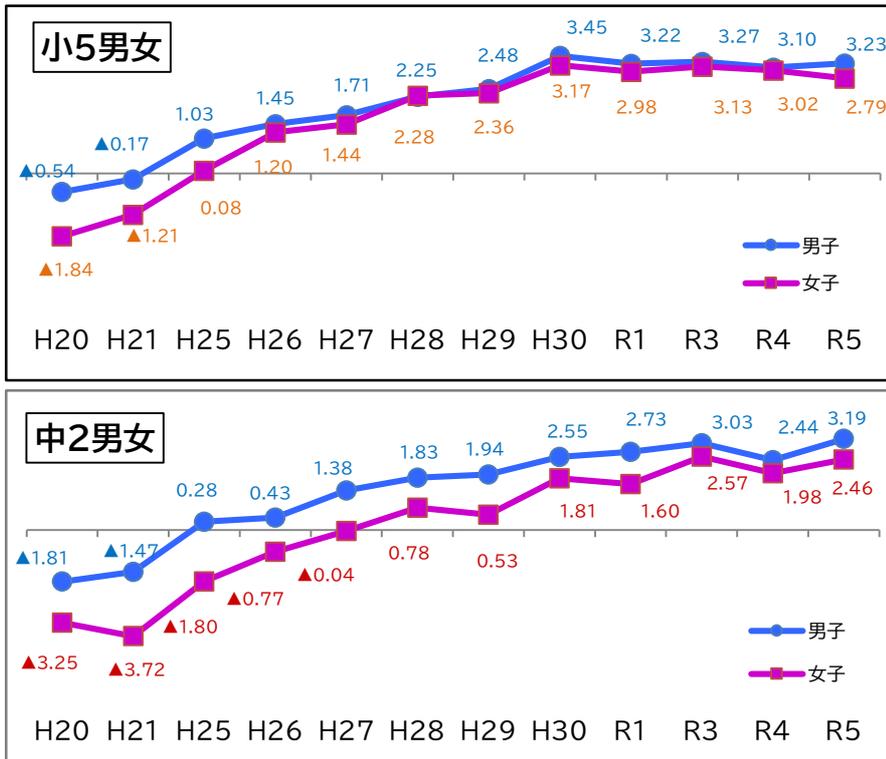
資料 大分県（2024年）

(図29) 全国学力・学習状況調査 (大分県と全国との平均正答率の差)



出典：全国学力・学習状況調査 (文科省)

(図30) 全国体力・運動能力、運動習慣等調査 (大分県と全国との体力合計点 (平均値) の差)



出典：全国体力・運動能力、運動習慣等調査 (スポーツ庁)

(図31) 不登校児童生徒数

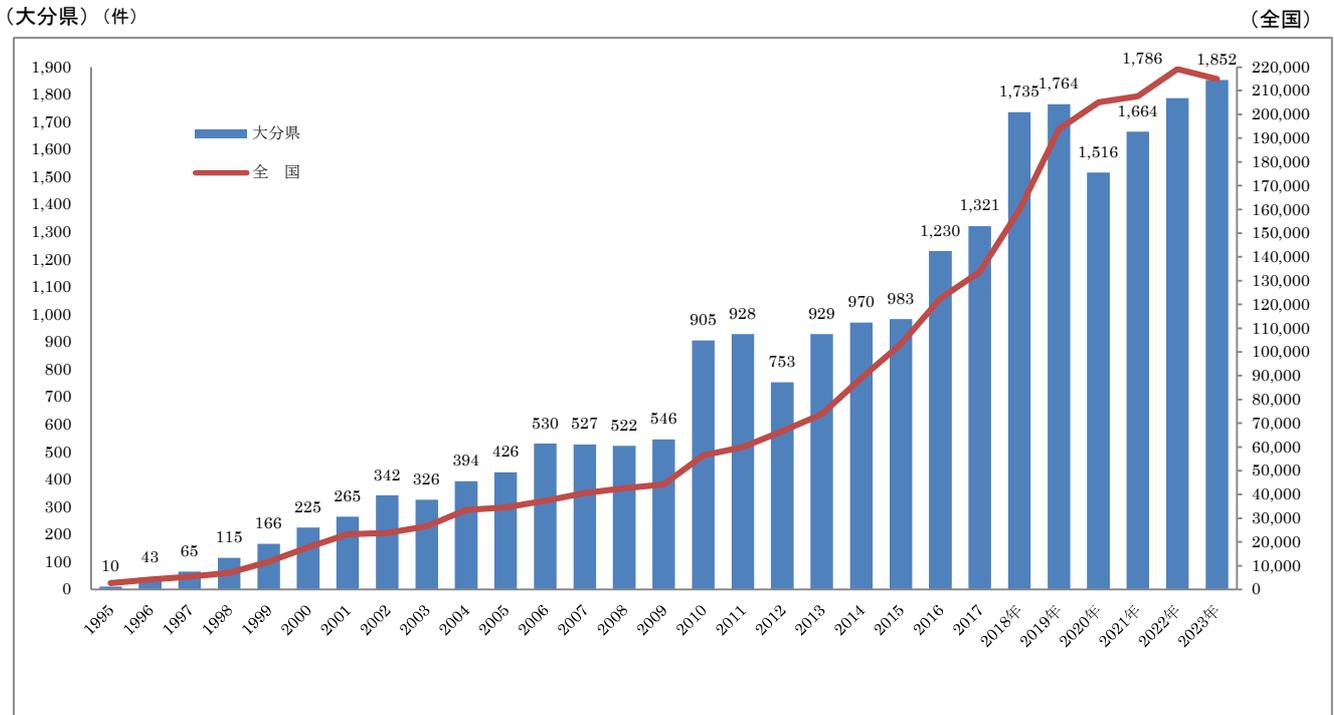


(4) 児童虐待の現状

児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数が急増している中、2000年（平成12年）に「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）が施行されました。

大分県の対応件数は、2018年（平成30年）に急増し、2020年（令和2年）には一旦減少しましたが、その後、再び増加傾向にあります。

(図35) 虐待相談対応件数の推移（大分県・全国）



資料 厚生労働省「福祉行政報告例」

第2章 前期計画(第4期)の進捗状況

令和2年度から令和6年度まで実施した第4期計画の進捗状況は以下のとおりです。

※なお、各指標の実績は、令和6年7月時点のもので、今後変動する可能性があります。

(個別事業ごとの評価)

第4期計画では、個別の事業ごとの進捗状況を評価するため、「子どもの育ちと子育てをみんなで支える意識づくり」、「結婚、妊娠・出産の希望が叶う環境づくり」など8つの基本施策ごとに、合計88項目の数値目標を設定しました。(別表 前期計画(第4期)における個別事業ごとの評価)

令和5年度末には、目標値を上回っている指標(「達成」)が37項目、目標値を90%以上達成している指標(「概ね達成」)は30項目となっており、合計67項目(76.1%)が達成の見込みです。未達成項目のうち、主な概況は以下のとおりです。

No. 3 「社会全体において「男女の地位が平等」と感じる人の割合」(達成率41.3%)

「男性の方が優遇されている」という回答が7割を超えており、目標値には達成しませんでした。引き続き、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みであるアンコンシャス・バイアスの解消に向けた啓発、企業への専門家派遣など、女性の活躍を推進していきます。

No. 4 「管理的職業従事者に占める女性の割合」(達成率67.0%)

企業への専門家派遣等を通じて企業における女性活躍の取組を支援するとともに、取組が進んだ企業の認証や優良企業の表彰、多様な分野で活躍している女性ロールモデルの情報発信などを実施し、目標達成に努めましたが目標値には達成しませんでした。

女性の管理職登用について、現場の女性からは「管理職に必要な実践的なスキルを身につけたい」という声があることから、大学の知見を活かした研修プログラムを実施し、次世代女性リーダーの育成を支援していきます。

No. 24 「地域子育て支援拠点を知っていると答えた就学前児童の親の割合」(達成率76.1%)

情報発信不足により、目標値を達成しませんでした。SNS等による広報を強化し、サービスの周知に努めていきます。

No. 25 「ファミリー・サポート・センターを知っていると答えた就学前児童の親の割合」(達成率47.3%)

情報発信不足により、目標値を達成しませんでした。SNS等による広報を強化し、サービスの周知に努めていきます。

No. 40 「子育て支援サービスを知っていると答えた人の割合」(達成率47.8%)

県LINE公式アカウントの子育て支援メニュー認知度が低い為、目標値を達成しませんでした。引き続き広報の強化を図り、サービスの周知に努めていきます。

No. 51 「地域小規模児童養護施設・分園型小規模グループケア数」(達成率71.4%)

入所児童の減少による休止が相次いだため、目標値に達成しませんでした。

No. 60 「大分県母子家庭等就業・自立支援センターでの自立支援プログラムの作成件数(2回以上面接)」(達成率42.8%)

継続的に実施しましたが、目標値に達成しませんでした。引続き、周知を図っていきます。

No. 63 「大分県母子家庭等就業・自立支援センター登録者の就業件数」(達成率36.1%)

継続的に実施しましたが、目標値に達成しませんでした。引続き、周知を図っていきます。

No. 66 「知的障がい特別支援学校高等部生徒の一般就労率」(達成率72.4%)

一般就労希望率が低下し、目標値に達成しませんでした。一般就労希望率向上に向け、生徒向け進路講演会を新たに実施することで、就労率の向上を図っていきます。

No. 75 「1ヶ月に1冊も本を読まない児童生徒の割合(中2)」(達成率測定不可)

前年度と比較して不読者が著しく増加した為、達成率を測定できませんでした。中学生の読書量は未就学児時点の読み聞かせ量や、小学生時点の読書量・読書に対する評価等に比例することを踏まえ、未就学児への読書推進に重点的に取り組んでいきます。

(総合的な評価)

第4期計画では、子育て満足度日本一に向けた取組を分かりやすく評価するため、総合的に計画の効果を測る指標として、11項目を設定しました。(別表 前期計画(第4期)における総合的な評価)

11項目の指標のうち、指標の⑧「保育所待機児童数」、⑨「放課後児童クラブ待機児童数」の2項目が、計画策定時の基準値(平成31年3月末時点)の順位を上回っています。⑧の「保育所待機児童数」については、「待機児童数ゼロ」をめざし、施設整備等に取り組んだ結果、令和3年度には0人となり、全国順位も8位から1位へと上昇しました。

一方、指標④の「合計特殊出生率」をはじめとする4項目は、平成31年3月末時点の全国順位より下降しました。

全体の達成率は、平成31年3月末時点の70.4%から令和6年10月末時点では62.2%と約8ポイント減少し、全国順位も5位から18位へ下降しています。

めざす姿の具体像ごとの達成状況は以下のとおりです。

1 県民みんなが子どもの育ちに期待を抱き、喜びを感じることができる

①「住んでいる地域の子育ての環境や支援への満足度が高い、やや高い人の割合(就学前児童・小学生を持つ親)」については、平成31年3月末時点と比較して割合は上昇しています。県では、引き続き、社会全体で子育てを支える意識づくりを推進します。

2 希望する人が家庭を築き、子どもを持つことができる

②「不妊治療費・子ども医療費・保育料助成の制度比較」については、平成31年3月末時点と比較して全国的な順位に変動はありません。

③「25~44歳の女性の就業率」は、全国的な順位に変動はありませんが、3.7ポイント増加し、82.3%となりました。引き続き、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るとともに、男性の積極的な家事・育児を推進していきます。

④「合計特殊出生率」は0.2ポイント減少し、1.39となり、全国的な順位も11位から12位と下降しました。

3 親と子どもが十分に向き合うときを持ち、お互いに喜びを感じることができる

⑤「6歳未満の子どもを持つ男性の家事・育児関連時間」については、平成31年3月末時点に比べ4分減少し、全国順位は12位から46位と下降しました。

⑥「ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間があると答えた母親(3歳児)の割合)」

は2.8ポイント増加しましたが、全国順位は19位から32位と下降しました。引き続き結婚、妊娠・出産、子育てまで切れ目ない支援を行い、子育てしやすい環境づくりを推進します。

4 地域とつながりながら、安心して子育てをすることができる

⑦「子育てが地域の人に支えられている、と答えた人の割合（就学前児童、小学生を持つ親）」は8.3ポイント減少しました。

⑧「保育所待機児童数」は前述のとおりゼロを達成していますが、特定の施設を希望し入所しなかった児童等も相当数いることから、地域のニーズに応じた保育所等の定員拡大等を図ります。

⑨「放課後児童クラブ待機児童数」も前述のとおりとなっています。

5 かけがえのない個性ある存在として、自己肯定感を持って育つことができる

⑩「自分にはよいところがあると思う、と答えた子どもの割合(中学3年生)」は、1.4ポイント減少し、順位も19位から39位に下降しました。

⑪「子どもと将来の夢や希望について語り合う機会を、意識して持っている人の割合（小学生を持つ親）」は7.6ポイント増加し、85.4%と上昇しました。

別表 前期計画（第4期）における個別事業ごとの評価

事業名	NO	指標名	単位	目標値 (R6年度)	R6年度 実績(見込)	達成率	達成状況
第1章 子どもの育ち と子育てを みんまで 支える 施策づくり	1	体験的参加型人権学習を受講した児童生徒の割合	%	100	100.0	100%	達成
	2	人権関係機関の活用回数	回	600	778	130%	達成
	3	社会全体において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	%	30	12.4	41%	
	4	管理職職階従事者に占める女性の割合	%	20	13.4	67%	
第2章 結婚、妊娠・ 出産の希望が 叶う環境づくり	5	出会いサポートセンター成婚数(累計)	組	90	197	219%	達成
	6	特定不妊治療費の助成件数	件	増加	247	-	
	7	若年者(45歳未満)就職率	%	43	35.5	83%	
	8	新規高卒者の県内就職率	%	82	R7.1公表予定	82.4%(84実績)	概ね達成
	9	(農林・林業・水産業)新規就職者数	人/年	479	467	97%	概ね達成
第3章 子どもの健やか な成長と母親の 健康を支える 環境づくり	10	産後死亡率(過去5年間の平均)	出生千対	全日本以下 (029全日本:4)	3.8	99%	概ね達成
	11	妊婦11週以下での妊婦の届出率	%	全日本以上 (029全日本:5)	R7.3公表予定	99%(84実績)	概ね達成
	12	全出生数中の低出生体重児の割合	%	全日本以下 (029全日本:4)	R7.3公表予定	10%(84実績)	達成
	13	乳幼児健康診査の受診率(1歳未満)	%	全日本以上を維持 (029全日本:2)	R7.3公表予定	10%(84実績)	達成
	14	乳幼児健康診査の受診率(3歳)	%	全日本以上 (029全日本:2)	R7.3公表予定	10%(84実績)	達成
	15	むし歯のない3歳児の割合	%	80%以上	R7.3公表予定	109%(84実績)	達成
	16	むし歯のない12歳児の割合	%	60%以上	71.9	103%	達成
	17	妊娠中の妊婦の喫煙率	%	0.0	R7.2公表予定	98%(84実績)	概ね達成
	18	育児期間中の母親の喫煙率	%	全日本以下 (029全日本:4)	R7.2公表予定	10%(84実績)	達成
	19	育児期間中の父親の喫煙率	%	全日本以下 (029全日本:7)	R7.2公表予定	10%(84実績)	達成
	20	十代の人工妊娠中絶率	人口千対	全日本以下 (029全日本:8)	3.1	101%	達成
	21	小児の二次救急医療体制の整備率 (整備済医療機関/医療機関)	%	83.3	100.0	120%	達成
	22	朝食を毎日食べるようにしている児童生徒の割合(小5)	%	91.9	89.6	97%	概ね達成
	23	朝食を毎日食べるようにしている児童生徒の割合(中2)	%	90.7	87.4	96%	概ね達成
第4章 子どもの育ち を支えるため の地域における 子育ての支援	24	地域子育て支援拠点を知っていると答えた就学前児童の親の割合	%	100	76.1	76%	
	25	ファミリー・サポート・センターを知っていると答えた就学前児童の親の割合	%	100	47.3	47%	
	26	一時預かり実施保育所数	か所	176	165	94%	概ね達成
	27	トワイライトステイ事業実施市町村数	市町村	13	14	108%	達成
	28	放課後児童クラブ数	か所	412	385	93%	概ね達成
	29	指針で求められている児童1人あたりのスペースを確保している放課後児童クラブの割合	%	100	86.8	87%	
	30	教育・保育施設定員数(2号規定)	人	16,007	15,499	97%	概ね達成
	31	教育・保育施設定員数(3号規定)	人	16,431	13,478	82%	
	32	認定こども園数	か所	177	184	104%	達成
	33	認定こども園と幼稚園における在園児の預かり保育(一時預かり)実施施設数	か所	208	226	109%	達成
	34	病児・病後児保育実施施設数	か所	33	32	97%	概ね達成
	35	保育コーディネーター養成数(累計)	人	790	796	101%	達成
	36	放課後児童支援員・子育て支援員研修修了者数(累計)	人	2,500	2,387	95%	概ね達成
	37	ホームスタート事業に関わる訪問ボランティア数	人	438	407	93%	概ね達成
	38	利用者支援事業を実施している市町村数	市町村	17	17	100%	達成
	39	ホームページ「子育てのタネ」アクセス件数(累計)	件	114,000	166,815	146%	達成
	40	子育て支援サービスを知っていると答えた人の割合	%	100	47.8	48%	
41	放課後児童クラブと連携する放課後チャレンジ教室の割合	%	90	86.8	96%	概ね達成	
第5章 子育ても仕事 もしやすい環 境づくり	42	おおい子育て応援団「しごと子育てサポート企業」認定企業数	社	637	644	101%	達成
	43	女性の育児休業取得率	%	100	96.3	96%	概ね達成
	44	男性の育児休業取得率	%	20の目標以上 (現状30%:R3)	27.9	93%	概ね達成
	45	女性が働くおおい推進会議の女性活躍推進宣言企業数(累計)	社	230	332	144%	達成
第6章 3つの観点から 必要の子 どもと親への 支援	46	子ども家庭総合支援拠点設置市町村数	市町村	18	18	100%	達成
	47	市町村等児童福祉司任用資格取得研修受講者数(累計)	人	185	213	115%	達成
	48	家庭に代わる養育を必要とする子どものうち児童・ファミリーホームで養育する子どもの割合	%	38	39.1	103%	達成
	49	累積登録数	組	230	218	95%	概ね達成
	50	児童養護施設の本施設敷地内で行う小規模グループケア率	%	100	94.7	95%	概ね達成
	51	地域小規模児童養護施設・分園型小規模グループケア数	か所	14	10	71%	
	52	児童家庭支援センター数	か所	4	5	125%	達成
	53	児童養護施設等の一時保護専用施設数	か所	3	3	100%	達成
	54	児童養護施設における基幹的職員研修課程の修了者数(累計)	人	138	143	104%	達成

施策名	NO	指標名	単位	目標値 (R6年度)	R6年度 実績(見込)	達成率	達成状況	
福祉 施策 子どもの 生活に 必要な 子ども と親への 支援	55	生活保護世帯に属する子どもの中学校卒業後の進路決定率	%	99.2	90.2	98%	概ね達成	
	56	生活保護世帯に属する子どもの高等学校卒業後の進路決定率	%	97.9	82.8	92%	概ね達成	
	57	児童養育施設の子どもの中学校卒業後の進路決定率	%	100	97.0	97%	概ね達成	
	58	児童養育施設の子どもの高等学校卒業後の進路決定率	%	100	100	100%	達成	
	59	大分県母子・父子福祉センターへの相談件数	件	470	797	170%	達成	
	60	大分県母子家庭等就業・自立支援センターでの自立支援プログラムの作成件数(2回以上実施)	件	77	33	43%		
	61	ひとり親家庭の16歳の子どもの在学率	%	98	児童世帯の指導課マ	-		
	62	ひとり親家庭の18歳の子どもの在学率	%	82.1	児童世帯の指導課マ	-		
	63	大分県母子家庭等就業・自立支援センター登録者の就業件数	件	72	26	36%		
	64	母子家庭のうち年間就労収入が300万円未満の家庭の割合	%	71.7	87.3公表予定	58% (84実績)		
	65	母子家庭等自立支援給付金を利用して資格取得のために修学した人の就職率	%	100	84.2	84%		
	66	知的障がい特別支援学校高等部生徒の一般就労率	%	33	23.9	72%		
	67	不登校児童生徒の出席率の全国との比(小学校)	%	100	87.9	118%	達成	
	68	不登校児童生徒の出席率の全国との比(中学校)	%	100	106.0	94%	概ね達成	
	69	いじめの解消率	%	90	74.4	83%		
	70	子ども・若者総合相談センター/ひきこもり地域支援センター(旧:青少年自立支援センター)の相談件数	件	2,000	2,394	120%	達成	
	福祉 施策 子どもの 生きる 力を 大きく 伸ばす 教育の 推進	71	幼児教育アドバイザー養成研修の修了者数(累計)	人	90	89	99%	概ね達成
		72	児童生徒の学力(全国平均正答率との比)【小学校】	%	105	102.3	97%	概ね達成
		73	児童生徒の学力(全国平均正答率との比)【中学校】	%	102	97.5	96%	概ね達成
		74	1ヶ月に1冊も本を読まない児童生徒の割合(小5)	%	1	16.2	-	
75		1ヶ月に1冊も本を読まない児童生徒の割合(中2)	%	7	28.2	-		
76		運動・スポーツを週3日以上行う児童生徒の割合(小学校 男子)	%	74.5	71.0	95%	概ね達成	
77		運動・スポーツを週3日以上行う児童生徒の割合(小学校 女子)	%	64.5	61.2	95%	概ね達成	
78		学校評価に基づく改善策に関する家庭・地域との協働の実施率(小・中学校)	%	100	93.2	93%	概ね達成	
79		大分県立美術館の体験学習などに参加する子どもの数	人/年	14,000	16,990	121%	達成	
80		「協育」ネットワークの取組に参加する地域住民の数	万人	11	11.1	101%	達成	
福祉 施策 子ども にとって 安全・安心 なまちづくり	81	県営住宅住戸内バリアフリー整備戸数の割合	%	35	36.5	104%	達成	
	82	バリアフリーマップ登録施設数	施設	3,300	-	99%	概ね達成	
	83	大分あったか・はーと駐車場協力施設数	施設	1,500	1,259	84%		
	84	1人あたりの都市公園等面積	m ²	13.6	13.9	104%	達成	
	85	県管理道における法指定通学路の歩道整備率	%	80	80.8	101%	達成	
	86	通学路合同点検の実施回数(累計)	回	75	60	100%	達成	
	87	ヤングサポートパトロール実施回数(累計)	回	3,600	5,859	163%	達成	
	88	フィルタリングサービスその他の方法により携帯電話等によるインターネット利用を監視している保護者の割合(小・中・高)	%	100	97.2	97%	概ね達成	

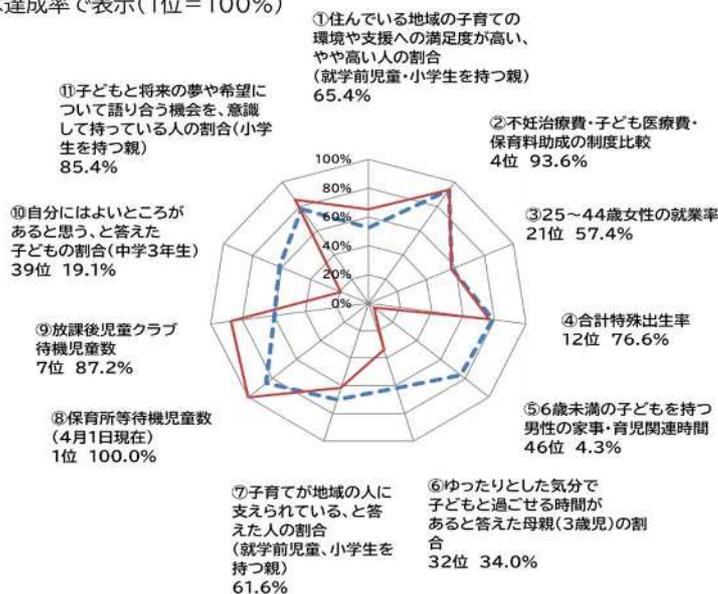
別表 前期計画（第4期）における総合的な評価

具体像	指標	目標値 (6年度末)	基準値 (H30年度末)	R5年度 実績値	出典
1 県民みんなが子どもの育ちに期待を抱き、喜びを感じることができる	①住んでいる地域の子育ての環境や支援への満足度が高い、やや高い人の割合（就学前児童・小学生を持つ親）	100%	52.6%	65.4%	R5年度 子ども・子育て県民意識調査
	②不妊治療費・子ども医療費・保育料助成の制度比較	1位	4位	4位	子ども未来課調べ (R6.4.1時点)
2 希望する人が家庭を築き、子どもを持つことができる	③25～44歳女性の就業率	1位	21位 (78.6%)	21位 (82.3%)	R4年就業構造基本調査
	④合計特殊出生率	1位	11位 (1.59)	12位 (1.39)	R5年人口動態統計
3 親と子どもが十分に向き合うときを持ち、お互いに喜びを感じることができる	⑤6歳未満の子どもを持つ男性の家事・育児関連時間	1位	12位 (88分)	46位 (84分)	R3年社会生活基本調査
	⑥ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間があると答えた母親(3歳児)の割合	1位	19位 (72.0%)	32位 (74.8%)	R4年度「健やか親子21」調査
4 地域とつながりながら、安心して子育てをすることができる	⑦子育てが地域の人に支えられている、と答えた人の割合（就学前児童、小学生を持つ親）	100%	69.9%	61.6%	R5年度 子ども・子育て県民意識調査
	⑧保育所待機児童数	1位	8位 (13人)	1位 (0人)	厚生労働省発表 (R5.4.1時点)
	⑨放課後児童クラブ待機児童数	1位	20位 (117人)	7位 (33人)	厚生労働省発表 (R5.5.1時点)
5 かけがえのない個性ある存在として、自己肯定感を持って育つことができる	⑩自分にはよいところがあると思う、と答えた子どもの割合(中学3年生)	1位	19位 (80.2%)	39位 (78.8%)	R5年度全国学力・学習状況調査
	⑪子どもと将来の夢や希望について語り合う機会を、意識して持っている人の割合（小学生を持つ親）	100%	77.8%	85.4%	R5年度 子ども・子育て県民意識調査

総合的な達成状況 ※指標①～⑪までの達成率を平均したもの ※全国順位が出る指標は達成率で表示 (1位=100%)	100%	70.4%	62.2%	
うち、全国順位が出る指標の総合順位 (指標①、⑦、⑪以外)	1位	5位	18位	

「総合的な子育て満足度」レーダーチャート

※全国順位が出る指標は達成率で表示(1位=100%)



第3章 計画の基本的な考え方・施策体系

【めざす姿】

すべてのこどもが健やかに生まれ育つ温かい社会づくり

～子育て満足度日本一の実現～

こどもは社会の希望であり、未来をつくる存在です。保護者はもとより、社会全体が子育てを応援し、すべてのこどもが健やかに生まれ育つことができる、温かい社会づくりをめざします。また、こども・子育て支援の取組を通じて、より多くのこどもの笑顔をはぐくみ、生んで良かった、生まれて良かった、住んで良かったと思える大分県の未来を拓き、「子育て満足度日本一」の実現をめざします。

(めざす姿の具体像)

第5期計画では、「めざす姿」を、より具体的に、より分かりやすく表現するため、5つの具体像を設定しています。

- ①かけがえのない存在として、自己肯定感を持って自分らしく健やかに育つことができる
- ②こども・若者が自由に意見を表明することができ、その意見が尊重されている
- ③すべてのこども・若者が夢や希望に向け、チャレンジすることができる
- ④経済的基盤が確保され、希望するライフデザインを実現できている
- ⑤社会全体から支えられ、安心してこどもを生み育て、子育ての喜びを実感できる

【基本施策】

「めざす姿」の達成のため、次の9つの基本施策を設定します。

- ①こども・若者の持続的・幸福(ウェルビーイング)の実現に向けた社会全体の意識づくり
- ②こどもの健やかな成長と母親の健康を支える環境づくり
- ③こどもの生き抜く力を育む機会づくり
- ④様々な困難を抱えるこどもと親への支援
- ⑤多様性を尊重し受け容れる社会づくり
- ⑥将来の見通しを持つことができ、結婚、妊娠・出産の希望が叶う環境づくり
- ⑦地域ぐるみでこどもを育む環境づくり
- ⑧安心してこどもを生み育てながら働ける環境づくり
- ⑨こどもまんなかまちづくりの推進

【基本姿勢】

本計画の実施に当たり、基本姿勢を以下のとおり設定します。

○こどもの育ちの支援

人が生まれながらにして持っている、成長する力や周囲に働きかける力を支援することにより、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育つことができる環境を整備します。

○結婚、妊娠・出産、子育ての切れ目ない支援

結婚から、妊娠・出産、子育てまで、その時々に必要な支援を切れ目なく提供します。また、保護者が子育ての責任を果たしつつ親として成長するとともに、子育てやこどもの成長に喜びや生きがいを感じることができる環境を整備します。

○様々な主体がつながる

家庭、地域、企業、学校、行政機関等、それぞれの主体が、相互に支え合い、機能的につながることで、必要な方に必要な支援が行き渡る環境を整備します。

○こども等の意見反映

全てのこども・若者について、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、施策の対象となるこども等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な環境を整備します。

めざす姿	めざす姿	基本施策	基本姿勢
<p>すべての子どもが健やかに生まれ育つ温かい社会づくり ↳子育て満足度日本一の実現</p>	<p>具体像</p> <p>① かけがえのない存在として、自己肯定感を持って自分らしく健やかに育つことができる</p> <p>② 子ども・若者が自由に意見を表明することができる</p> <p>③ すべての子ども・若者が夢や希望に向け、チャレンジすることができる</p> <p>④ 経済的基盤が確保され、希望するライフデザインを実現できている</p> <p>⑤ 社会全体から支えられ、安心して子どもを生み育て、子育ての喜びを実感できる</p>	<p>1 子ども・若者の持続的幸福(ウェルビーイング)の実現に向けた社会全体の意識づくり</p> <p>2 子どもの健やかな成長と母親の健康を支える環境づくり</p> <p>3 子どもの生き抜く力を育む機会づくり</p> <p>4 様々な困難を抱える子どもと親への支援</p> <p>5 多様性を尊重し受け容れる社会づくり</p> <p>6 将来の見通しを持つことができ、結婚・妊娠・出産の希望が叶う環境づくり</p> <p>7 地域ぐるみで子どもを育む環境づくり</p> <p>8 安心して子どもを生み育てながら働ける環境づくり</p> <p>9 子どもまんなかまちづくりの推進</p>	<p>● 子ども等の意見反映</p> <p>● 様々な主体がつながる(家庭・地域・企業・学校・行政機関等)</p> <p>● 結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援</p> <p>● 子どもの育ちの支援</p>
	<p>評価体系</p>	<p>○個別事業ごとの評価指標 ○総合的な評価指標</p>	

第4章 計画の評価体系

「めざす姿」である「子育て満足度日本一」について、分かりやすく、かつ、きめ細かく評価するため、個別事業ごとの評価指標と総合的な評価指標を組み合わせた評価体系とします。

(1) 個別事業ごとの評価

個別事業の進捗状況を評価するため、概ね全ての基本施策の各節ごとに96項目を選定しました。

(2) 総合的な評価

効果を図る指標として、子育て満足度に関する代表的な指標を設定し、「子育て満足度日本一」に向けた取組を分かりやすく評価することとしており、11項目を選定しました。

進捗状況の公表について

本計画の進捗状況については、県議会や「おおいた子ども・子育て応援県民会議」等において、毎年度フォローアップを行うとともに、県ホームページ等で公表します。

また、進捗状況の公表に合わせて、優良事例の紹介に努め、更なる取組の推進を図ります。

(1) 個別事業ごとの評価

新章	新節	NO	新指標名	単位	基準値	(年度)	目標値 (R11年度)	
第1章 子ども・若者の持続 的幸福感(ウェル ビーイング)の実現 に向けた社会全体 の意識づくり	(2)子どもの人権を尊重 する意識づくり	1	体験的参加型人権学習を受講した児童生徒の割合	%	100	R5	100	
		2	社会全体において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	%	12.4	R4	R7審議会で検討	
	(3)男女共同参画に関す る意識づくり	3	管理的職業従事者に占める女性の割合	%	13.4	R5	23.4	
第2章 子どもの健やかな 成長と母親の健康 を支える環境づく り	(1)子どもや母親の健康 づくり	4	妊産婦死亡率(過去5年間の平均)	出生千対	0	R5	全国水準以下 (R5全国3.1)	
		5	周産期死亡率(過去5年間の平均)	出生千対	3.8	R5	全国水準以下 (R5全国3.3)	
		6	新生児死亡率(過去5年間の平均)	出生千対	0.8	R5	全国水準以下 (R4全国0.8)	
		7	妊娠11週以下での妊娠の届出率	%	92.4	R4	全国水準以上 (R4全国94.4)	
		8	全出生数中の低出生体重児の割合	%	8.7	R4	全国水準以下 (R4全国9.4)	
		9	産後1か月時点での産後うつ等のハイリスク者の割合	%	6.5(10市町村)	R5	全国水準以下 (R3全国9.7)	
		10	産後ケア事業の利用率	%	8.4	R5	全国水準以上 (R5全国6.1)	
		11	乳幼児健康診査の受診率(1歳6か月)	%	97.6	R4	全国水準以上を維持 (R4全国96.3)	
		12	乳幼児健康診査の受診率(3歳)	%	97.7	R4	全国水準以上 (R4全国95.7)	
		13	3歳児でむし歯のない者の割合	%	R7.3公表予定	R5	94%以上	
		14	12歳児1人あたりのむし歯本数	本	0.6	R5	0.5	
		15	妊娠中の妊婦の喫煙率	%	1.7	R4	0.0	
		16	育児期間中の母親の喫煙率	%	5.4	R4	全国水準以下 (R4全国5.3)	
		17	育児期間中の父親の喫煙率	%	35.7	R4	全国水準以下 (R4全国30.8)	
		(2)思春期からの健康づ くり	18	十代の人工妊娠中絶率	人口千対	3.1	R5	全国水準以下 (R4全国3.6)
		(3)子どもの病気の支 援	19	小児の二次救急医療体制の整備率 (整備済医療施設/医療施設)	%	100	R5	100.0
		(4)食育の推進	20	月に1回以上食育に取り組み小・中学校の割合	%	-	R5	100.0
	第3章 子どもの生き抜く 力を育む機会づく り	(1)-①幼児教育の充実	21	架け橋期のカリキュラムを作成した幼児教育施設の割合	%	-	R5	48.0
			22	児童生徒の学力(全国平均正答率との比)【小学校】	%	102	R5	102
		(1)-②確かな学力の育 成	23	児童生徒の学力(全国平均正答率との比)【中学校】	%	98	R5	101
24			読書が好きな児童生徒の割合(小5)	%	69.5	R5	75.8	
25			読書が好きな児童生徒の割合(中2)	%	62.0	R5	69.8	
(1)-③豊かな心の育 成		26	読書が好きな児童生徒の割合(高1)	%	61.3	R5	69.5	
		27	児童生徒の体力(総合評価C以上の児童生徒の割合)(小5)	%	78.7	R5	82.5	
(1)-④健やかな体の育 成		28	児童生徒の体力(総合評価C以上の児童生徒の割合)(中2)	%	80.4	R5	84.0	
		29	「地域とともにある学校」づくりの推進に向けて体制が整っている学校の割合(小・中学校)	%	56.6	R5	100.0	
(1)-⑤信頼と対話に基 づく学校運営の実現		30	地域の高校(大分市・別府市を除く)における学校運営協議会の設置割合	%	25.0	R5	70.8	
		31	大分県立美術館の体験学習などに参加する子どもの数	人/年	16,990	R5	15,000	
(2)家庭や地域の教育 力の向上		32	家庭教育を支援する取組を行う組織の数	団体	40	R5	85	
		33	子ども家庭センター設置市町村数	市町村	-	R5	18	
第4章 様々な困難を抱え る子どもと親への 支援	(1)児童虐待に対する取 組の強化	34	市町村等児童福祉司任用資格取得研修受講者数(累計)	人	213	R5	275	
		35	家庭に代わる養育を必要とする子どものうち里親・ファミリーホームで養育する子どもの割合	%	39.1	R5	45~55	
	(2)児童養護施設や里 親など家庭に代わる養 育(代替養育)の充実	36	里親登録数	組	218	R5	280	
		37	児童養護施設の本体施設敷地内で行う小規模グループケア率	%	94.7	R5	100	

新章	新節	NO	新指標名	単位	基準値	(年度)	目標値 (R11年度)
第4章 様々な困難を抱える子どもと親への支援	(2)児童養護施設や里親など家庭に代わる養育(代替養育)の充実	38	地域小規模児童養護施設・分園型小規模グループケア数	か所	10	R5	16
		39	児童家庭支援センター数	か所	5	R5	5
		40	児童養護施設等の一時保護専用施設数	か所	3	R5	5
		41	児童養護施設における基幹的職員研修課程の修了者数(累計)	人	143	R5	183
	(3)貧困やセブケアラーなど困難を抱える子どもたちへの支援	42	生活保護世帯に属するこどもの中学校卒業後の進路決定率	%	90.2	R5	99.2
		43	生活保護世帯に属するこどもの高等学校卒業後の進路決定率	%	82.8	R5	97.9
		44	児童養護施設のこどもの中学校卒業後の進路決定率	%	97.0	R5	100
		45	児童養護施設のこどもの高等学校卒業後の進路決定率	%	100	R5	100
	(4)ひとり親家庭への支援	46	大分県母子・父子福祉センターへの相談件数	件	797	R5	610
		47	大分県母子家庭等就業・自立支援センターでの自立支援プログラムの作成件数(2回以上面接)	件	33	R5	77
		48	大分県母子家庭等就業・自立支援センター登録者の就業件数	件	26	R5	72
		49	母子家庭のうち年間就労収入が300万円以上の家庭の割合	%	R7.3公表予定	R5	22.3
		50	母子家庭等自立支援給付金を利用して資格取得のために修学した人の就職率	%	84.2	R5	100
	(5)いじめ・不登校やひきこもりへの対応	51	学校内外の機関等による専門的な相談・指導を受けた不登校児童生徒の割合(小学校)	%	81.6	R5	93.6
		52	学校内外の機関等による専門的な相談・指導を受けた不登校児童生徒の割合(中学校)	%	67.2	R5	85.2
		53	いじめの解消率(小学校)	%	78.4	R5	86.6
54		いじめの解消率(中学校)	%	71.0	R5	85.2	
55		いじめの解消率(高校)	%	78.4	R5	94.3	
56		子ども・若者総合相談センター/ひきこもり地域支援センターから支援先につないだ割合	%	38.1	R5	45.3	
第5章 多様性を尊重し受け容れる社会づくり	(1)障がい児への支援	57	知的障がい特別支援学校高等部生徒の一般就労率	%	23.9	R5	全国平均+2%
		58	「適切な学びの場として通級での指導を受ける人数(人)」	人	437	R5	570
		59	「『個別の教育支援計画』の作成率(通常学級に在籍し、必要な児童生徒への作成率)(%)」(小学校)	%	79.8	R5	92.0
		60	「『個別の教育支援計画』の作成率(通常学級に在籍し、必要な児童生徒への作成率)(%)」(中学校)	%	94.9	R5	98.4
第6章 将来の見通しを持つことができ、結婚・妊娠・出産の希望が叶う環境づくり	(1)結婚、妊娠・出産への支援	61	出会いサポートセンター成婚数(累計)	組	197	R5	510
		62	不妊治療費(先進医療)助成件数	件	241	R5	増加
		63	妊活応援検診(不妊検査費)助成件数	件	280	R5	増加
		64	プレコンセプションケアの啓発にかかる講座の受講者数	人	1,912	R5	2,000
	(2)若者の就労支援	65	若年者(45歳未満)就職率	%	35.5	R5	40
		66	新規高卒者の県内就職率	%	R7.1下期公表予定	R5	77.9
		67	(農業・林業・水産業)新規就業者数	人/年	467	R5	440
第7章 地域ぐるみで子どもを育む環境づくり	(1)地域子育て支援サービスの充実	68	地域子育て支援拠点(こどもルーム、子育て支援センターなど)を知っていると答えた親の割合	%	76.1	R5	100
		69	ファミリーサポートセンターを知っていると答えた親の割合	%	47.3	R5	100
		70	一時預かり実施保育所数	か所	165	R5	(検討中)
		71	トワイライトステイ事業実施市町村数	市町村	14	R5	16
		72	放課後児童クラブ数	か所	385	R5	(検討中)
		73	指針で求められている児童1人あたりのスペースを確保している放課後児童クラブの割合	%	86.8	R5	100
	(2)幼児期の教育・保育の環境整備	74	教育・保育施設定員数(2号認定)	人	15,499	R5	(検討中)

新章	新節	NO	新指標名	単位	基準値	(年度)	目標値 (R11年度)
第7章 地域ぐるみでこどもを育む環境づくり	(2)幼児期の教育・保育の環境整備	75	教育・保育施設定員数(3号認定)	人	13,478	R5	(検討中)
		76	認定こども園数	か所	184	R5	(検討中)
		77	認定こども園と幼稚園における在園児の預かり保育(一時預かり)実施施設数	か所	226	R5	(検討中)
		78	病児・病後児保育実施施設数	か所	32	R5	(検討中)
	(2)幼児期の教育・保育の環境整備	79	市町村幼児教育アドバイザー養成数	人	87	R5	165
	(3)子育て支援者の育成	80	放課後児童支援員・子育て支援員研修終了者数(累計)	人	2,387	R5	3,400
		81	ホームスタート事業に関わる訪問ボランティア数(累計)	人	407	R5	528
	(4)子育て支援サービスに関する情報提供の充実	82	利用者支援事業を実施している市町村数	市町村	17	R5	17
		83	ホームページ「子育てのタネ」アクセス件数(累計)	件	166,815	R5	156,000
		84	子育て支援サービスを知っていると答えた人の割合	%	47.8	R5	100
(5)子育て支援のネットワークづくり	85	「協育」ネットワークの取組に参加する地域住民の数	万人	11.1	R5	11.7	
第8章 安心してこどもを 生み育てながら働ける環境づくり	(1)ワーク・ライフ・バランスの推進	86	「おおいた子育て応援団(しごと子育てサポート企業)」認証企業数	社	644	R5	850
	(2)男性の家事・育児の推進	87	男性の育児休業取得率	%	27.9	R5	78.0
	(3)女性の就労支援	88	女性活躍推進宣言企業数(累計)	社	332	R5	542
第9章 こどももみんなかま ちづくりの推進	(1)子育てしやすい生活環境づくり	89	県営住宅の子育て世帯向け住戸整備戸数	戸	30	R5	280
	(2)安心して外出できる環境づくり	90	大分あったか・はーと駐車場設置協力区画数	区画	2,555	R5	2,800
		91	1人あたりの都市公園等面積	m ²	12.3	R5	12.5
	(3)こどもを交通事故から守る環境づくり	92	通学路合同点検の要対策箇所対策率	%	-	R5	92.2
		93	通学路合同点検の実施回数(累計)	回	60	R5	75
	(4)こどもを犯罪から守る環境づくり	94	ヤングサポートパトロール実施回数(累計)	回	5,859	R5	3,600
		95	フィルタリングサービスその他の方法により携帯電話等によるインターネット利用を監督している保護者の割合(小・中・高)	%	97.2	R5	100
96		インターネットの利用について「家庭のルール」があると回答した保護者の割合	%	72.8	R5	85.0	

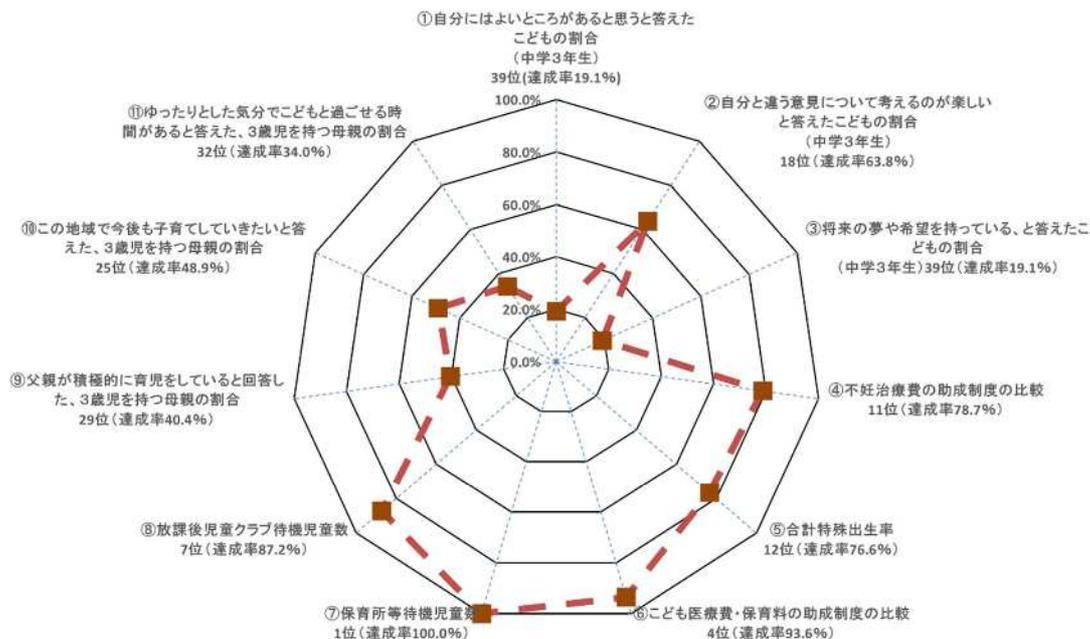
(2) 総合的な評価

大分子どもまんなかプラン（第5期計画）総合的な評価指標

具体像	指標	目標値 (R11年度末)	基準値 (R5年度末)
1 かけがえのない存在として、自己肯定感を持って自分らしく健やかに育つことができる	①自分にはよいところがあると思うと答えたこどもの割合 (中学3年生)	1位	39位
2 こども・若者が自由に意見を表明することができ、その意見が尊重される	②自分と違う意見について考えるのが楽しいと答えたこどもの割合 (中学3年生)	1位	18位
3 すべてのこども・若者が夢や希望に向け、チャレンジすることができる	③将来の夢や希望を持っている、と答えたこどもの割合 (中学3年生)	1位	39位
4 経済的基盤が確保され、希望するライフデザインを実現できている	④不妊治療費の助成制度の比較	1位	11位
	⑤合計特殊出生率	1位	12位
	⑥こども医療費・保育料の助成制度の比較	1位	4位
5 社会全体から支えられ、安心してこどもを生育して、子育ての喜びを実感できる	⑦保育所等待機児童数	1位	1位
	⑧放課後児童クラブ待機児童数	1位	7位
	⑨父親が積極的に育児をしていると回答した、3歳児を持つ母親の割合	1位	29位 (R4)
	⑩この地域で今後も子育てしていきたいと答えた、3歳児を持つ母親の割合	1位	25位 (R4)
	⑪ゆったりとした気分でこどもと過ごせる時間があると答えた、3歳児を持つ母親の割合	1位	32位 (R4)
総合的な達成状況 ※指標①～⑪までの達成率を平均したもの ※全国順位が出る指標は達成率で表示 (1位=100%)		100%	60.2%
全国順位		1位	15位

「総合的な子育て満足度」レーダーチャート

※全国順位が出る指標は達成率で表示（1位=100%）



第5章 計画の推進に当たって

この計画を着実に推進するためには、行政はもとより、家庭や地域、学校、企業等がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携し、取組を進めていくことが大切です。

そのためには、県民一人ひとりが、こどもまんなか社会及び次世代育成支援の必要性等について深く理解し、自身の問題として主体的に取り組むことが何より大切です。この計画がそのための指針として活用され、県内に自主的な取組の輪が広がることを期待します。

第1節 家庭や地域、学校、企業等の役割

①家庭の役割

家庭は、こどもを養育する基本的な場です。愛情あふれる温かい雰囲気の中で、家族一人ひとりが子育てについて責任を持ち、お互いに助け合うことにより、こどもを一人の人間として尊重し守り育てるとともに、基本的な生活習慣や社会的な規範を身につけさせることが必要です。

②地域の役割

地域は、こどもの社会性や自主性を養う場です。子育て家庭に、より身近な場であることから、住民が相互に助け合うとともに、ボランティアやNPOなどの人材をはじめ、既存の設備や自然環境といった地域の資源を活用し、こどもの健やかな育ちや子育てを支援するための仕組みづくりを推進していくことが必要です。

③学校等の役割

認定こども園、幼稚園、保育所及び学校は、こどもが家庭以外で最も長い時間を過ごす場所です。様々な体験活動を通じて、社会の一員として必要な習慣や規範を身につけさせるとともに、家庭や地域と連携し、こどもが自らの存在を実感できるよう、その個性に応じた教育等を行うことが必要です。

④企業等（事業主）の役割

こどもを生き育てやすい環境づくりを推進するためには、家庭や地域のみならず職場のあり方も極めて重要です。

事業主は、次世代育成支援対策の成否が将来の企業等の存立にも影響する自らの問題であることを認識し、就労環境の整備などの取組を積極的に推進していくことが必要です。

また、「次世代育成支援対策推進法」において、常時雇用する労働者が101人以上の事業主について、次世代育成支援のための行動計画（一般事業主行動計画）策定及び届出が義務づけられています。100人以下の事業主についても、策定が努力義務とされています。

第2節 県の役割

①集中的・計画的な推進

こどもまんなか社会の実現及び次世代育成支援対策は、県政において早急に取り組むべき最重要課題であり、この計画に沿って、集中的かつ計画的に推進します。

また、庁内の関係部局が連携を密にし、各種施策を総合的に推進するとともに、毎年度、計画の進捗状況等についての点検・評価を実施します。

②市町村との連携

こどもまんなか社会の実現に向けた取り組みや次世代育成支援対策に係る行政施策の多くは、県民に最も身近な市町村によって実施されており、市町村における主体的な施策の実施が重要であり、県では、各施策が適正かつ円滑におこなわれるよう、市町村に対する必要な助言や適正な援助を行うことが求められています。

そのため、県は、市町村と密接な連携を図りつつ、各市町村において策定された行動計画の推進を積極的に支援し、県全域での取組の底上げを図ります。

③国との連携等

こどもまんなか社会の実現には、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、国において制度の改善や必要な財源措置等を行うことが重要です。また、次世代育成支援対策を推進するためには、子育てと仕事の両立を図るための働き方の見直しや、子育てに係る経済的負担の軽減など、国において制度の改善や必要な財源措置等を行うことが重要です。

県は、国に対し、地域の実情等について適宜情報発信するとともに、全国知事会等あらゆる機会を通じて、必要な提言や要望等を行います。

④県民参加と情報公開

こどもまんなか社会に向けた取組及び次世代育成支援対策が全県的な広がりの中で展開されるよう、「おおいた子ども・子育て応援県民会議」において、一般公募で選ばれた方のほか、こどもの保護者や、こども・子育て支援に関する事業に従事している方、学識経験者等に委員を任命して、幅広い県民の意見を取り込みながら、計画の推進を図ります。

また、この計画の内容や毎年度の進捗状況や「おおいた子ども・子育て応援県民会議」における委員の意見等について、県庁ホームページ内「大分県次世代育成支援のページ」で公表するなど、情報公開に努めます。

II 各論編

第1章 こども・若者の持続的 幸福 (ウェルビーイング)の実現に 向けた社会全体の意識づくり

第1節 社会全体の意識づくり

第2節 こどもの人権を尊重する意識づくり

第3節 男女共同参画に関する意識づくり

第1節 社会全体の意識づくり

1 めざす姿

- ・「こどもまんなか社会※」の実現により、こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができます。
- ・こどもも大人も、全ての県民が、大切にされている、共に生きているという幸せを実感することができます。
- ・こどもや子育て中の保護者等に声をかけ、気遣う温かなふれあいがどこにでもあります。
- ・若い世代が、こどもを生み、育てることに夢や希望を持つことができます。

※こどもまんなか社会=こども大綱において、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」と定義されています。

2 具体的な取組

- ①こどもと子育て家庭を社会全体で支える機運を醸成するため、全ての県民が、次世代育成支援対策の必要性について理解を深め、それぞれの地域や立場に応じた取組の輪を拡げることができるよう、全県的な広がりのある広報・啓発活動を展開します。
- ②こどもや若者が、出産や子育てを通じて喜びを感じることができるよう、肯定的なメッセージを、様々な機会を活用して発信します。
- ③「大分県部落差別等あらゆる不当な差別の解消等に取り組む人権尊重社会づくり推進条例」に基づき、人権が尊重される社会づくりを推進します。
- ④青少年の健全育成を図るため、「大分県青少年の健全な育成に関する条例」を適切に運用するとともに、条例で規定した「青少年の日（毎月第3金曜日）」等における県民の責務について啓発を推進します。
- ⑤社会全体において、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた意識啓発を行います。

トピック

スポーツ組織連携事業 ～人権サッカー教室～

子どもたちの人権意識高揚を目的として、県民への知名度が高いプロチーム「大分トリニータ」と連携し、大分県内の小学生等を対象とした人権サッカー教室を開催しています。

プロのサッカー選手やコーチと一緒にプレーする機会を通じて、楽しみながらチームワークや相手を思いやることの大切さを伝えています。また、サッカー教室に合わせて、人権擁護委員による人権講話を行い、選手・コーチと共に人権を尊重することの大切さについて考える機会を提供しています。

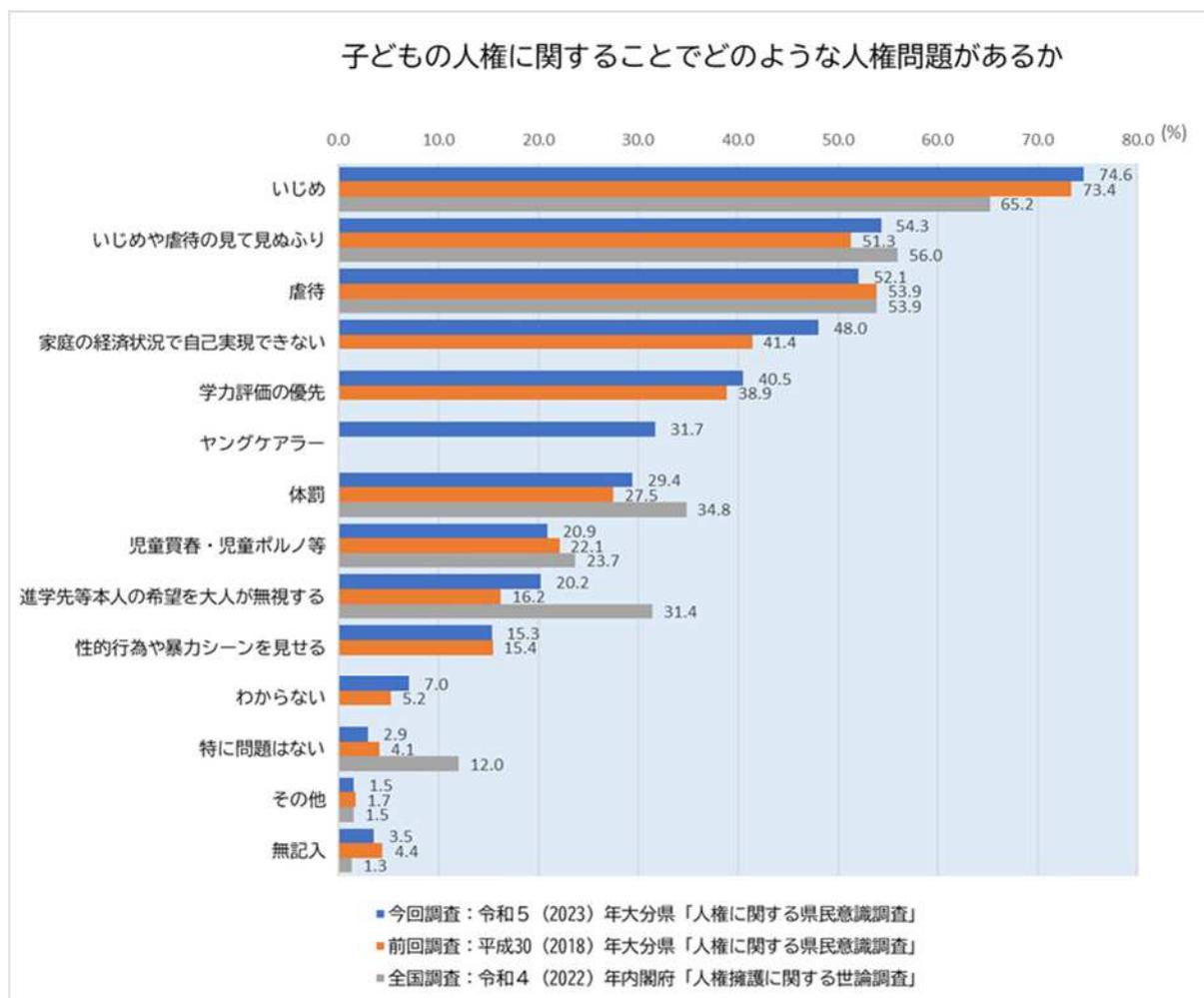


トピック

令和5（2023）年度人権に関する県民意識調査結果について

大分県では、5年に1回「人権に関する県民意識調査」を実施しています。大分県民の人権に関する意識の現在の状況を把握するとともに、過去の調査との変化や全国調査との比較を行うことで、今後の県民に対する人権尊重意識の啓発活動等へ活かすことを目的としています。

「子どもの人権」について、「現在どのような人権問題があると思うか」という質問に対し、「いじめを受けること」と答えた県民が最も多く、次いで「いじめ、体罰や虐待を見て見ぬふりをされること」が多くなっています。また、今回新たに追加した「ヤングケアラー」は3割以上の人を選択しており、新たな人権課題として認識されてきています。



第2節 こどもの人権を尊重する意識づくり

1 めざす姿

- ・こどもが、「自分の権利」について、学校や家庭、地域でしっかり学ぶことができます。
- ・こどもが、自分も他者も大切に作る気持ちを持つことができます。
- ・こどもの意見や気持ちを尊重し、こどもとの対話を大切にします。

2 具体的な取組

(1) こどもの権利についての普及・啓発

- ①こどもを権利の主体として位置付けた「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の趣旨や、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」とする「児童福祉法」の理念の普及に努めます。
- ②こどもが、大人とともに「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」等に基づいた学習をとおして自分の暮らしや将来に関し、自由に自分の夢や気持ち、意見を大人に伝えられる機会を積極的に設け、こどもの保護や支援に当たっては、こどもの意見が尊重され、こどもの最善の利益が優先して考慮されるよう努めます。
- ③アドボケイトの養成など、こどもが自己の意見を表明する際に利用できる仕組み作りに努めます。
- ④こどものしつけに際して保護者が体罰を加えることのないよう、子育てに体罰は不要であることの啓発や、子育てに悩む保護者の支援体制の充実に努めます。
- ⑤いじめや虐待等こどもの現状について、認識を深めるとともにこどもを社会全体で守る環境づくりに努めます。

(2) こどもの人権に関する学習の推進

- ①こどもが、自分と他者それぞれの権利の大切さを認めながら、生活の中にある人権侵害に気づき、適切に対処するためのスキル（技能）や態度の育成を図ります。
- ②こどもが、相手の意見を受け止めながら自分の思いもきちんと伝えるなど、発達段階に応じて意見表明をする力量を高めるための学習を進めます。

(3) こどもの自尊感情の醸成

学校や地域、家庭での様々な活動を通して、こどもが、肯定的な感情や自分を価値ある存在と思う気持ちを感じることをできるよう、また、相互の違いを認め合う中で、自分の大切さとともに他の人の大切さも認めることができるよう、「人権尊重の3視点」を活用した学習を進めます。

※「人権尊重の3視点」とは、児童生徒の「自己有用感」を高めるための視点であり、「わかる授業」の成立のための視点です。「自己存在感を持たせる支援」、「共感的関係を育成する支援」、「自己選択・決定の場の設定」の3つの視点に立ち、学習を進めます。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	(年度)	目標値 (R11年度)
体験的参加型人権学習を受講した児童生徒の割合	%	100	R5年度	100

トピック

「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約) について

「児童の権利に関する条約」は、18歳未満のすべての児童の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として、平成元年、国連総会において全会一致で採択されたものです。日本では、平成2年にこの条約に署名し、平成6年に批准、同年5月22日から効力が発生しています。

この条約では、児童の基本的な人権について国際的な標準を示し、条約の締結国が負うべき義務を明らかにしています。この中で、こどもを単に保護の対象として見るのではなく、「最善の利益」が実現されるため、こどもは権利の主体でありその権利を行使する主体であると位置づけ、意見表明の自由や表現の自由、思想・良心の自由など多くの権利をこどもに保障しています。

(児童の権利に関する条約) 第3条

1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

トピック

「児童福祉法の理念」について

平成28年の児童福祉法の改正によって、「児童福祉法の理念」についての規定が、昭和22年の制定以来初めて見直され、こどもが権利の主体であること、こどもの意見が尊重されること、こどもの最善の利益が優先されること等が明確になりました。

なお、本県では、令和2年度から施設入所児童や里親等委託児童など社会的養護下にあるこどもたちの意見を表明、形成する支援として、こどもの権利擁護事業を実施しており、こどもの権利擁護に取り組んでいます。

(児童福祉法)

第1条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保証される権利を有する。

第2条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

児童虐待防止対策を強化するため、令和元年（2019年）に、児童虐待の防止等に関する法律等が改正され、親権者等がこどものしつけに際して体罰を加えることを禁止しました。

（児童虐待の防止等に関する法律）第14条

1 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。

なぜ 体罰等は いけないの？

- 体罰等が繰り返されると、子どもの心身の成長・発達にさまざまな悪影響が生じる可能性があります。
- これは科学的にも明らかになっています。

しつけと 体罰は どう違うの？

- しつけとは、子どもの人格や才能等を伸ばし、自律した社会生活を送れるようにサポートしていくことです。
- そのためには、体罰ではなく、どうすればよいのかを言葉や見本を示すなど、本人が理解できる方法で伝える必要があります。

こんなことしていませんか

- 何度も言葉で注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた
- いたづらをしたので、長時間正座をさせた
- 宿題をしなかったので夕食を与えなかった

▶▶▶ 全て体罰です。

※適に飛び出しそうな子どもの手をつかむといった子どもを保護するための行為などは該当しません。

子育ては いろいろな 人の力と共に

- 子どもを育てる上では、支援を受けることも必要です。市区町村などが提供している子育て支援サービスを積極的に活用しましょう。
- 子育ての大変さを保護者だけで抱えるのではなく、少しでも困ったことがあれば、まずは、お住まいの市区町村の子育て相談窓口や保健センターなどへ相談しましょう。
- 子育て中の保護者に接するみなさんと、子育て中の保護者が孤立しないようにサポートしていきましょう。
- 保護者だけで抱え込まないように、声かけや支援を行い、市区町村や児童相談所などとも連携して社会全体で支えていく必要があります。

子どもが持っている権利

- 大人に対して叩く、殴る、暴言を吐くといったことは人権侵害になりますが、これは子どもも同じです。
- 子どもも人権の主体であり、全ての子どもには、健やかに成長・発達し、自立する権利が保障されています。
- 保護者は、子どもを心身ともに健やかに育成することに、一義的責任を負います。

詳しくは

「体罰等によらない子育てのために
～みんなで育児を支える社会に～」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/minnadekosodate.pdf>

ご相談は

〇〇市〇〇課 TEL.000-000-0000

虐待かもと思ったら

189

児童相談所 虐待対応ダイヤル (通話料無料)

①一部の伊電からはつながりません。

虐待かもと思ったらなどに、すでに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。「児童相談所虐待対応ダイヤル「189」」にかけるとお近くの児童相談所につながります。通告・相談は、匿名で行うことができ、通告・相談をした人、その内容に関する秘密は守られます。

第3節 男女共同参画に関する意識づくり

1 めざす姿

- ・「男性は仕事、女性は家庭」など固定的な性別役割分担意識が解消され、お互いの人権が尊重され、性別に関わりなく個性と能力を發揮できます。
- ・性別に関わらず、相互に協力しながら家事や育児を行い、共に喜びと責任を分かち合っ心豊かに暮らすことができます。
- ・性別に関わらず、家庭生活と仕事や地域活動を両立させて、充実した生活を送ることができます。

2 具体的な取組

- ①家庭・地域・働く場における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた意識啓発を行います。
- ②夫婦で家事や育児を分担して行うことの意義や大切さについて理解が広まるよう、広報・啓発を行うとともに、男性同士が家事や育児について交流できる場を創出する取組を推進します。
- ③家庭・地域・働く場での女性の活躍を推進します。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	（年度）	目標値 （R11年度）
社会全体において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	%	12.4	R4年度	※検討中
管理的職業従事者に占める女性の割合	%	13.4	R5年度	23.4

※令和11年度目標値については、令和7年度「大分県男女共同参画審議会」等で審議の上、設定を行う。

トピック

男女共同参画推進の取組について

県内の自治会における女性会長の割合は3.8%（令和5年度）にとどまるなど、女性の社会参画は十分には進んでいません。

男性と女性が家庭、学校、地域、働く場でそれぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、県や市町村、企業、民間団体、県民が一丸となって取り組む必要があります。

そこで、毎年、6月23日から29日までの一週間を「男女共同参画週間」とし、県民の意識を深めるための啓発事業として、街頭啓発キャンペーンやアイネス男女共同参画フェスタを開催しています。

フェスタでは、男女共同参画をテーマとした講演会やワークショップ、アンコンシャス・バイアス事例パネル展示等を実施しています。



トピック

女性の活躍推進の取組について

多様性に富んだ活力ある地域社会を構築するためには、女性の活躍推進が不可欠です。

共働き世帯が増加する中、特に働く場における女性の活躍を推進するため、県は経済団体と連携して「女性が輝くおおいた推進会議」を設置し、県内企業等に「女性活躍推進宣言」を働きかけています。

この宣言は、企業等が、女性が働きやすい職場づくり、環境整備、制度の導入、採用、登用などについて、それぞれの状況に応じた取組目標を宣言するもので女性の従業員比率や管理職比率など、一定の基準をクリアした宣言企業は、「おおいたキャリアール認証企業」として県が認証しています。その中で、特に取組が優れた企業は「おおいた女性活躍推進事業者表彰」を行い、その取組を公表しています。

また、こうした企業等の取組を後押しするため、専門家（社会保険労務士やキャリア・コンサルタント）を派遣し、それぞれの実情に応じた支援等も行っています。

【ホームページ】「女性活躍 大分」で検索



「令和5年度おおいた女性活躍推進事業者表彰」



第2章 こどもの健やかな成長と母親 の健康を支える環境づくり

第1節 こどもや母親の健康づくり

第2節 思春期からの健康づくり

第3節 こどもの病気への支援

第4節 食育の推進

第1節 こどもや母親の健康づくり

1 めざす姿

- ・妊産婦が、安心して健診を受けることができます。
- ・妊産婦が、必要に応じて職場での負担軽減措置を受けることができます。
- ・リスクを伴う妊娠・出産に臨む女性が、高度・専門的な医療により守られているという安心感が得られます。
- ・こどもが不安な時に、いつでも体や気持ちを受けとめてもらえることで、安心感や他者への信頼感が育まれ、愛着形成を促せます。
- ・こどもの育ちや子育てが、多くの人に支えられていると実感できます。

2 具体的な取組

(1) 安全・安心な妊娠・出産環境の確保

- ①県内における周産期医療体制を検討・評価するため、産科・新生児科・救急関係者等からなる大分県周産期医療協議会を開催し、安定した周産期医療提供体制を維持します。
- ②一次医療機関と二次・三次周産期医療機関の役割を明確にし、高度・専門的な医療を必要とする妊婦や新生児が安全・安心な医療を受けられるよう、連携強化を図ります。
- ③周産期救急搬送を必要とする妊婦や新生児の安全を守るため、周産期救急搬送体制に係る産科・新生児科・救急関係者等の周産期医療関係者の研修等を実施します。
- ④働く女性が、母子保健法に定める保健指導や妊婦健康診査を受診できるよう、また、職場における労働時間の短縮等、職場において医師等の指導に基づく適切な措置が図られるよう、男女雇用機会均等法や「母性健康管理指導事項連絡カード」の活用について、普及・啓発を行います。
- ⑤市町村が実施する公費負担による妊婦健康診査の受診勧奨を促し、悩みや困りごとを抱えている若者等に対し、産科医療機関への同行支援や初回産科受診料支援等により、未受診妊婦や飛び込み出産の減少を図ります。また、産科医療機関まで20km以上ある妊産婦への交通費等支援を行い妊産婦の経済負担の軽減を図ります。
- ⑥精神疾患を持つあるいは精神的リスクを持つ妊婦に対し、産科医療機関と精神科医療機関、行政との連携により、無事に出産に至るよう支援体制の強化を図ります。
- ⑦妊産婦に対し、かかりつけ歯科医を持ち、定期的な歯科健診や予防処置を受け、本人及び生まれてくるこどもの歯や口腔の健康管理を行う習慣を身につけることの重要性について、普及・啓発に努めます。

(2) 妊娠期からの切れ目ない支援の充実

- ①「こどもの育ちや子育てが多くの人に支えられている」と実感できるよう、こども家庭センターや地域子育て支援拠点等で、妊娠・出産・育児期等のライフステージごとに、利用可能な医療・保健福祉サービス等の情報提供を行うとともに肯定的なメッセージをタイムリーに伝えることを推進します。
- ②妊娠・出産に関する悩みや女性の心身の健康に関する悩みに専門的に対応するため、性と健康の相談支援センター（おおいた妊娠ヘルプセンター）の充実を図ります。
- ③妊娠中は精神的にも不安定になりやすく、妊婦自身の体調や初めての出産や多胎児の子育

てなど、育児に不安を抱く場合には、産科・小児科、必要に応じて精神科医療機関と行政が連携して支援を行うことで、産後うつの予防や育児不安の軽減を図り、産後も、市町村において産後ケア事業や乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援家庭訪問事業を推進します。

(3) 地域におけるネットワークの推進

圏域ごとの関係者連絡会議の開催や育児等保健指導（ペリネイタル・ビジット事業）を推進し、医療機関、地域保健、福祉関係機関が連携した「地域母子保健・育児支援システム」（ヘルシースタートおおいた）による妊娠期からの切れ目ない支援体制を充実します。

(4) こどもの健やかな発育・発達への支援

- ①心身の状態や経済的状况等により、こどもの発育・発達に影響を及ぼすおそれのあるハイリスク妊産婦を早期に発見し、切れ目なく支援が行える体制の充実を図ります。
- ②乳幼児期の愛着を育むために医療機関や保育関係者等と連携した支援体制づくりを推進します。
- ③市町村が実施する乳幼児健康診査の標準化及び質の向上を図り、乳幼児期の疾患や障がいの早期発見に努めるとともに、早期療育を行うため、関係機関のネットワーク化を推進します。
- ④市町村と連携し、こどもの事故防止や乳幼児突然死症候群予防対策、受動喫煙防止対策、予防接種の意義について、保護者、保育関係者等に対し、広報・普及啓発を推進します。
- ⑤むし歯予防のための食生活の確立とフッ化物応用等による効果的な歯科口腔保健対策の推進を図ります。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	(年度)	目標値 (R11年度)
妊産婦死亡数（過去5年間の平均）	出産千対	0-	R5年度	全国水準以下 (R5 全国 3.1)
周産期死亡率（過去5年間の平均）	出産千対	3.8	R5年度	全国水準以下 (R5 全国 3.3)
新生児死亡率（過去5年間の平均）	出産千対	0.8	R5年度	全国水準以下 (R5 全国 0.8)
妊娠11週以下での妊娠の届出率	%	92.4	R4年度	全国水準以上 (R4 全国 94.4)
全出生数中の低出生体重児の割合	%	8.7	R4年度	全国水準以下 (R4 全国 9.4)
産後1か月時点での産後うつハイリスク者の割合	%	6.5 (10市町村)	R5年度	全国水準以下 (R3 全国 9.7)
産後ケア事業の利用率	%	8.4	R5年度	全国水準以上 (R3 全国 6.1)
乳幼児健康診査の受診率（1歳6か月）	%	97.6	R4年度	全国水準以上を維持 (R4 全国 96.3)
乳幼児健康診査の受診率（3歳）	%	97.7	R4年度	全国水準以上 (R4 全国 95.7)
3歳児でむし歯のない者の割合	%	R7.3公表 予定	R5年度	94%以上
12歳児1人あたりのむし歯本数	本	0.6	R5年度	0.5本
妊娠中の妊婦の喫煙率	%	1.7	R4年度	0.0
育児期間中の母親の喫煙率	%	5.4	R4年度	全国水準以下 (R4 全国 5.3)
育児期間中の父親の喫煙率	%	35.7	R4年度	全国水準以下 (R4 全国 30.8)

トピック

ヘルシースタートおおいた（地域母子保健・育児支援システム）について

県では、すべての子どもが健やかな出生を迎えられること（ヘルシースタート）を目指して、県全体や県内7保健所単位で、医療・保健・福祉・教育の関係機関が連携した、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援が受けられる仕組みづくりを行っています。

トピック

おおいた妊娠ヘルプセンター

「思いがけない妊娠で困っている」「妊娠したけど、出産や育児が心配」など、妊娠・出産・育児についての相談はもちろん、女性の心身の悩みにも専任の助産師が丁寧に応じます。相談は無料です。ひとりで悩まず、まずは電話、メールでお気軽にご相談ください。

（メール） ninsin-783@sage.ocn.ne.jp

（電話） 0120-241-783

助産師、産婦人科医師が対面の相談にも応じます。（産婦人科医師への相談は要予約）
水曜日～日曜日 11:30～19:00（年末年始を除く）



第2節 思春期からの健康づくり

1 めざす姿

- ・思春期のこどもが、その時期特有の身体的・精神的不安や悩みについて相談できます。
- ・思春期のこどもが、自分の健康に関する興味関心や、適切な健康習慣、性の知識を身につけた上で、将来のライフイベントを見据え、自らのライフデザインを描くことができます。
- ・思春期のこどもが、思春期特有の悩みを軽減し、自己肯定感を高めることができます。

2 具体的な取組

(1) 思春期特有の悩みの軽減への支援

大分県こころとからだの相談支援センターや保健所、おおいた妊娠ヘルプセンター（性と健康の相談支援センター）において、思春期の身体的・精神的不安や悩み等に関する相談・支援活動の充実を図ります。

(2) 健康教育等の推進

- ・保健所・市町村において学校保健等と連携し、性感染症や人工妊娠中絶、喫煙、ダイエット等の健康問題に関する情報提供や健康教育を推進します。
- ・男女を問わず、性や健康に関する正しい知識を身につけ、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取組を推進します。
- ・心身の発達段階に応じたデートDVに関する講座を実施します。また、DV防止啓発用冊子の活用により、若年層への効果的な啓発に取り組みます。

(3) 学校保健における指導の充実

- ①学校保健に対する校内の指導体制を確立するとともに、保健、医療、福祉等の関係機関と連携し、学校保健委員会の役割・機能の充実を図ります。
- ②健康相談に係る研修を通じた養護教諭の資質向上を図り、こどもの気持ちに寄り添った支援を行います。
- ③心の健康及び薬物乱用防止について、各学校において学校保健計画を作成し、指導時間の確保と充実を図ります。
- ④性に関する指導については、こどもの発達段階を踏まえ、保護者の理解を得ながら、学校全体で共通理解を図り、保健体育科や特別活動等における集団指導と個別指導の連携を密にして効果的に行うように努めます。
- ⑤スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフを活用した組織的な対応を徹底します。

3 数値目標

指 標 名	単 位	基 準 値		目 標 値 (R11年度)
			(年度)	
十代の人工妊娠中絶率	人口千対	3.1	R5年度	全国水準以下 (R5 全国 3.8)

トピック

学校における教育相談体制の充実に向けて

近年、いじめや不登校児童生徒の増加に伴い、複雑化・多様化する困りや心理的な悩みを抱える児童生徒と保護者が増加しています。教育相談体制を充実するために、公認心理師や臨床心理士の資格を有するスクールカウンセラーや社会福祉士や精神保健福祉士などのスクールソーシャルワーカーを学校へ配置し、教員とは異なる専門性や経験を有する専門的なスタッフとともに専門性を発揮しながら、教職員と協力し「チーム学校」として課題解決を目指しています。

また、児童生徒や保護者の困りや悩みの相談窓口として24時間子供SOSダイヤル、いじめ相談メール、こころの相談LINEを設置しています。

【スクールカウンセラー】

- ◆児童生徒、保護者に対するカウンセリング
- ◆保護者への助言・援助
- ◆いじめや不登校、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケア

【スクールソーシャルワーカー】

- ◆保護者に対する相談や福祉に関する情報の提供
- ◆いじめや不登校、貧困などで課題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- ◆関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整



相談窓口

あなたの相談を待っています!

24時間子供SOSダイヤル 24時間電話対応
0120-0-78310 (通話料無料)

いじめ相談(メール) 24時間受付
no-ijime@pref.oita.lg.jp

こころの相談 LINEで友達登録
LINE ID: @913kaiae

ひとりで悩まずに、まずは相談しよう!
●学校での友人関係のこと ●勉強のこと、進路のこと
●家族のこと、先生のこと ●その他様々な不安や悩み、心配なこと

大分県教育委員会(学校安全・安心支援課)

第3節 こどもの病気への支援

1 めざす姿

- ・安心してこどもの病気に関する相談や医療を受けることができます。
- ・こどもの医療費に係る負担が軽減されます。
- ・小児慢性特定疾病等で長期に療養が必要なこどもとその家族の精神的な不安が軽減されます。

2 具体的な取組

(1) 小児救急医療体制の整備

- ①休日・夜間におけるこどもの急な病気やけがに関する相談に応じる大分県こども救急電話相談事業を実施します。
- ②地域の実情に応じた小児の休日・夜間における軽症の救急患者の受入体制整備を進めます。
- ③入院や手術の必要な小児救急患者をいつでも受け入れられる体制の整備を進めます。

(2) 早期治療の促進等

- ①子育て家庭の経済的負担を軽減することにより、こどもの傷病の早期治療を促進し、保健の向上を図るため、市町村が実施する乳幼児等への医療費をはじめ、未熟児養育医療費、育成医療費等の助成を行います。
- ②小児がんや慢性疾患等治療が長期にわたる小児慢性特定疾病患者に対し、家族の経済的負担を軽減するため、医療費の自己負担の一部を助成します。
- ③長期に療養が必要なこども（小児慢性特定疾病児童等）及びその家族を支えるため、地域における支援体制の強化を図ります。
- ④先天性代謝異常等検査の充実を図り、発症予防や正常な発育を支援します。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値		目標値 (R11年度)
			(年度)	
小児の二次救急医療体制の整備率（整備済医療圏数／医療圏数）	%	100	R5年度	100

トピック

子どもの急な病気・けが こんなときどうする？

①大分県子ども救急電話相談

休日・夜間に、子どもの急病やけがで心配なときや、病院行った方がよいかどうか判断に迷ったときに、看護師が相談に応じます。

(相談時間)

平日 午後7時～翌朝8時

日・祝 午前9時～午後5時、午後7時～翌朝8時

(プッシュ回線・携帯電話から) #8000

(電話) 097-503-8822

※県境地域は大分県外につながる場合がありますので、097-503-8822に掛けてください。



②医療情報ネット (ナビイ)

全国の医療機関(病院、診療所、歯科診療所、助産所)・薬局の情報を提供している公的検索システムです。

お近くの小児科医を探したり、休日・夜間の当番医を探したりすることができます。

③小児救急ハンドブック

子どもの具合が悪くなった時に、しばらく様子を見ていいのか、すぐに医療機関を受診した方がよいのかなど、症状に合わせて具体的な対処法を記載しています。実際に医療機関を受診するかどうかは、保護者のご判断となりますが、その際にお役立てください。



【HP】

医療情報ネット



【HP】

小児救急ハンドブック



トピック

大分県難病相談支援センター (小児慢性特定疾病児童等自立支援員)

大分県難病相談支援センターは、難病患者さんやご家族等の相談窓口です。

小児慢性特定疾病児童等自立支援員も配置され難病のお子さんの成長にあわせて、関係機関と連携しながらご相談に応じています。

大分県難病相談・支援センター

〒870-0037

大分県大分市東春日町1-1(NS大分ビル2階)

TEL: 097-578-7831

FAX: 097-578-7832

E-mail: nanbyo-o@tempo.ocn.ne.jp

<http://nanbyo-o.server-shared.com/>

相談の方法

相談は無料です。
個人情報保護は厳守します。

<相談時間>

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
時間 9:00～17:00

<面接相談>

支援員が、患者さんやご家族の方の抱える悩みや不安の解決をお手伝いいたします。面接相談をご希望の場合は、面接が重ならないようにあらかじめ電話にてご連絡ください。

<電話相談>

相談室にお越しになるのが難しい方の

<メール・FAX相談>

「相談はしたいけど初めての人にうまく伝えられるか心配・・・」そんな方には、Eメール・ファックスでもご相談をお受けしています。

第4節 食育の推進

1 めざす姿

- ・「食べることは楽しい」と感じ、家族や仲間等、他者とのふれあいも深まり、食事マナーや礼儀作法が身につきます。
- ・体の成長や健康づくりには、バランスのとれた規則正しい食事が重要であることがわかります。
- ・食品の栄養や安全性について正しく知ること、自分で食品を選び、おいしい料理を作ることができます。
- ・食料の生産、流通、消費の仕組みや自分の住む地域の産物、また、それらに関係する人々等を理解し、食べ物への感謝や地域の食文化、豊かな自然環境を大切にする気持ちが生まれます。

2 具体的な取組

(1) 食を通じた家族や地域のふれあい

- ①家族や仲間と一緒に料理や食事をするを通じて、食の楽しさを伝えていきます。
- ②地域の共食の場を通じて世代間の交流を進め、食事のマナー、食文化、バランスのとれた食事の大切さなどを伝えます。

(2) 望ましい食習慣の定着

- ①市町村が実施する乳幼児健診における離乳食指導や相談機会の活用、また、幼稚園・保育所等との連携により、正しい食習慣が確立できるよう、食育の充実や食物アレルギー対策など、市町村と連携した取組を推進します。
- ②食生活改善推進協議会が行う「おやこの食育教室」や若者世代向けの講習会などを通じ、地域の栄養・食生活の課題解決のため、こどもから高齢者に対する食育を推進します。
- ③学校において、児童生徒が食に関する正しい知識に基づいて自ら判断し、実践していく力や望ましい食習慣を身につけることができるよう、食育の中核的役割を担う栄養教諭の配置を進めます。
- ④学校において、学級活動をはじめ家庭科や給食の時間を利用した食に関する指導を行うほか、親子料理教室の開催や給食だより等により家庭への積極的な情報提供を行うなど、家庭や地域と連携しながら学校教育活動全体を通じた食育を推進します。
- ⑤家庭の事情から食習慣に問題があるこどもについては、栄養教諭等を中心に学校全体で、さらにスクールソーシャルワーカーや地域の関係機関等と連携して必要な相談指導や支援を行います。

(3) 地域の食文化の継承

- ①おおいた食育人材バンク登録者などの食育の実践者や団体が、こどもの食に関する講習会や親子料理教室、生産体験学習などの指導者として、地域における食育活動に取り組み、望ましい食習慣の定着や食文化の継承等を図ります。
- ②学校給食において、地産地消を促進し、総合的な学習の時間や他の教科とも連携を図りながら、地域の農林水産業に携わる人々の姿や生産・流通・消費の仕組みを理解してもらうとともに、地域の伝統的な食文化を大切にしていける心を育成します。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	(年度)	目標値 (R11年度)
月に1回以上食育に取り組む小・中学校の割合	%	-	R5年度	100

トピック

「おおいた食育人材バンク」を活用してみませんか

食のことを知りたい、学びたいとき、「おおいた食育人材バンク」をご活用ください。

地域に食育活動をひろげるため、みなさんの要望に応じて、おおいた食育人材バンクに登録している食育の実践者を「食育の先生（指導者）」として派遣しています（登録者への謝金及び旅費は、県が負担します）。

地域に伝わる郷土料理の実習や味噌などの加工体験、栄養の基礎知識や朝食の大切さなど各年代に応じた食生活に関する講話も行っています。

詳細は、地域食育総合窓口となっているお近くの県保健所または食品・生活衛生課までお問い合わせください。

【ホームページ】「食育人材バンク」で検索

【問い合わせ先】

市町村	所属名	連絡先(電話番号)
別府市・杵築市・日出町	東部保健所	0977-67-2511
国東市・姫島村	東部保健所国東保健部	
臼杵市・津久見市	中部保健所	0974-22-0162
由布市	中部保健所由布保健部	
佐伯市	南部保健所	
竹田市・豊後大野市	豊肥保健所	0977-67-2511
日田市・九重町・玖珠町	西部保健所	
中津市・宇佐市	北部保健所	0979-22-2210
豊後高田市	北部保健所豊後高田保健部	
大分市	食品・生活衛生課	097-506-3058

第3章 こどもの生き抜く力を育む機会づくり

第1節 こどもの生きる力をはぐくむ学びの推進

- 第1項 幼児教育の充実
- 第2項 確かな学力の育成
- 第3項 豊かな心の育成
- 第4項 健やかな体の育成
- 第5項 信頼と対話に基づく学校運営の実現

第2節 家庭や地域の教育力の向上

第1節 こどもの生きる力をはぐくむ学びの推進

第1項 幼児教育の充実

1 めざす姿

幼稚園と保育所、認定こども園の区分や設置主体の違いに関わらず、全てのこどもが健やかに成長できるように、幼児教育センターを核として、幼稚園教諭、保育士等を対象とする研修や助言を行うことで、幼児教育の更なる質の向上を実現します。

2 具体的な取組

- ① 幼児教育と小学校教育を円滑に接続するため、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校の教職員等を対象に、架け橋期のカリキュラムに関する研修会を実施します。
- ② 幼稚園、保育所、認定こども園等幼児教育施設における教育力・保育力の向上を図るため、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を基にした各種研修会等を開催するとともに、園からの要請に応じて幼児教育スーパーバイザーを派遣し、園内研修の支援や助言を行います。
- ③ 幼児教育・保育の振興と質の向上を図るため、市町村幼児教育アドバイザーを育成し、配置を推進します。
- ④ 幼稚園、保育所、認定こども園等幼児教育施設において、保育者が行ってきた援助や指導を小学校に適切に伝達し、就学前後におけるこどもの育ちをつなげるため、関係各課が連携しながら、幼児教育施設、小学校における「5歳児指導の記録」の活用を推進します。

3 数値目標

指標名	単位	基準値	目標値
			(年度)
架け橋期のカリキュラムを作成した幼児教育施設の割合	%	-	R5年度 48.0

トピック

「架け橋期のカリキュラム」について

「架け橋期のカリキュラム」は、幼稚園、保育所、認定こども園などの幼児教育施設と小学校が協働して、期待する子ども像や育みたい資質・能力を明確にし、園で展開される活動や小学校の生活科を中心とした各教科等の単元構成等を示したものです。

幼児期から児童期の発達を見通しつつ、5歳児のカリキュラムと小学校1年生のカリキュラムを一体的に捉えて、地域の幼児教育と小学校教育の関係者が連携・協働して、カリキュラム・教育方法の充実・改善にあたることを推進するため作成が求められています。

竹田市では、文部科学省の「幼保小の架け橋プログラム事業」のモデル地域として、令和4年度から令和6年度までの3年間で「架け橋期のカリキュラム」の作成を進めてきました。竹田市の取組は、各市町村のモデルとなって、県全体の「架け橋期のカリキュラム」の充実につながっています。

第2項 確かな学力の育成

1 めざす姿

- ・こどもが、夢に挑戦し、自己実現ができるよう、「知識・技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの資質・能力をバランスよく育成し、習熟の程度に応じた指導を行い、着実に学力を伸ばします。
- ・学力向上会議等の実施により、学校・家庭・地域が連携・協力してこどもの学習を支援します。

2 具体的な取組

(1) 小・中学校の学力向上対策に係る支援

- ①こどもの学力や学習状況に応じた学習指導を行うため、学力調査を継続的に実施するとともに、調査結果を踏まえながら学習指導の工夫や改善を行います。
- ②学力に関する情報を保護者や校区の関係者に公開するとともに、学校や家庭、地域が一体となった学力向上の取組を支援します。
- ③小学校高学年における教科担任制の取組や、中学校学力向上対策「3つの提言」の取組など、組織的な授業改善の取組を促進します。

(2) 各市町村教育委員会に対する支援

- ①市町村学力向上アクションプランの達成や学校全体による組織的な授業改善の取組が推進されるよう、各種協議会を実施し、情報の提供や助言を行います。
- ②市町村学力向上アクションプランに基づき、各市町村教育委員会に学力向上に向けた加配教員を配置します。

3 数値目標

指標名	単位	基準値		目標値 (R11年度)
			(年度)	
児童生徒の学力（全国平均正答率との比）【小学校】	%	102	R5年度	102
児童生徒の学力（全国平均正答率との比）【中学校】	%	98	R5年度	101

第3項 豊かな心の育成

1 めざす姿

- ・生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等を身に付けることができます
- ・こどもが、自分の気持ちや考えを相手に適切に伝えるとともに、相手の気持ちや考えを、思いやりを持って受け取ることができるようになります。
- ・こどもが、読書を通して、多様なものの見方や考え方を身につけることができます。
- ・こどもが、多彩な文化芸術を通して、豊かな感性や創造性を身につけることができます。

2 具体的な取組

(1) 道徳教育の充実

- ①自分自身と向き合い、他者とともによりよく生きる資質・能力を備えたこどもを育成するため、「考え、議論する」道徳科の授業を推進するなど道徳教育の充実を図ります。
- ②児童生徒が様々な人々との出会いや、地域との関わりの中で社会性や協力する心を育むことができるよう、社会福祉施設や地域におけるボランティア活動を推進します。

(2) 文化芸術活動の充実

こどもが文化芸術に触れ、親しむことができるよう、文化体験や作品展示の機会を提供するとともに、地域の人材を活用するなど、中・高等学校における文化部活動の活性化を図ります。

(3) 読書活動の充実

- ①こどもが本に親しむ機会を増やすため、小学校において読書活動の実施を推進するとともに、保護者、ボランティアや地域住民の協力による読み聞かせの充実を図ります。
- ②こどもを主体として読書活動を活性化させるため、学校や地域で友達等へ読書の楽しさを伝える「子ども司書（子ども読書リーダー）」を育成します。さらに、中学生、高校生対象のビブリオバトルを開催します。
- ③こどもの主体的な読書活動、学習活動の充実のため、学校図書館の「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」としての機能の充実を図り、計画的な図書館活用を推進します。
- ④大分県立図書館情報ネットワーク（OLIB）による、小・中・高等学校への貸出や、県立図書館の休館日を開放した調べ学習体験（スクールサービスデー）を実施するなど、公立図書館と学校が連携した取組を促進します。
- ⑤家庭や地域、学校における取組を支援するため、引き続き「子ども読書支援センター」により、地域や学校の研修会等に子ども読書推進員を派遣します。また、読書活動に役立つ情報を発信します。

(4) 体験活動の充実

- ①「協育」ネットワークや地域人材等を活用し、放課後や休日に、伝統芸術文化活動や環境教育、農業体験、職業体験などのこどもの多様な活動を充実させます。また、引き続き、学校との情報共有や広報の連携を図ります。
- ②県立青少年の家などの青少年教育施設において教育課程を踏まえた体験活動のプログラムを充実させるとともに、不登校の児童生徒を対象とした自然体験・生活体験プログラムを充実させます。また、活動に必要な施設などについて、児童のニーズに合わせた整備・更新を行い、安心して学べる機会の提供に努めます。
- ③こどもたちの科学や技術への興味関心を高めるため、科学技術セミナーや科学体験プラザを開催するとともに、体験型子ども科学館O-L a b oの取組を県内全域に広げるなど、小・中学生向け科学体験活動を充実させます。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	（年度）	目標値 （R11年度）
読書が好きな児童生徒の割合（小5）	%	69.5	R5年度	75.8
読書が好きな児童生徒の割合（中2）	%	62.0	R5年度	69.8
読書が好きな児童生徒の割合（高1）	%	61.3	R5年度	69.5

大分県立図書館には、子ども読書活動推進のために、子ども読書に関する講師の派遣や情報発信などを行い、家庭や学校での読み聞かせなどを支援する「子ども読書支援センター」が設置されています。

【子ども読書支援センターの主な活動】

○子ども読書推進員（研修会講師）の派遣

読み聞かせグループやPTAなどが開催する研修会に、子どもの読書に関する専門的な知識や活動経験の豊富な県内在住の講師を派遣します。読み聞かせの方法や子どもの発達段階に応じた本の選び方、ブックトークや紙芝居の手法などを学ぶ研修を行うときには、ぜひご相談ください。

《研修テーマ》

- ・子どもを取り巻く環境と読書
- ・子どもの成長と読書
- ・本の選び方や読み聞かせにおすすめの本の紹介
- ・学校での読書活動 など

【問い合わせ先】 子ども読書支援センター（大分県立図書館内）

【電 話】 097-546-9972（代表）

【受付時間】 土・日・祝日を除く開館日の9時～17時



第4項 健やかな体の育成

1 めざす姿

- ・こどもが運動やスポーツの楽しさや喜びを味わうことにより、主体的に運動やスポーツに親しむ資質や能力が育成されます。
- ・こどもの生活習慣が改善されるとともに、体力や運動能力が向上します。

2 具体的な取組

- ①児童生徒の体力向上を図るため、小学校体育専科教員活用推進校、小学校体育担任制専科教員活用推進校及び中学校体力向上推進校を指定し、学校体育の充実を図ります。
- ②こどもたちがスポーツ活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、公立中学校における休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行を促進します。
- ③県下全ての公立小学校、中学校、高等学校において体力向上プランを作成し、児童生徒の体力向上に向けた「1校1実践」に取り組むことにより、運動好きな児童生徒を増やし、運動の習慣化・日常化を図ります。
- ④こどもたちが、学校以外でも運動やスポーツに親しめるよう、運動公園等の充実を図ります。

3 数値目標

指標名	単位	基準値	目標値	
			(年度)	(R11年度)
児童生徒の体力（総合評価C以上の児童生徒の割合） （小5）	%	78.7	R5年度	82.5
児童生徒の体力（総合評価C以上の児童生徒の割合） （中2）	%	80.4	R5年度	84.0

トピック

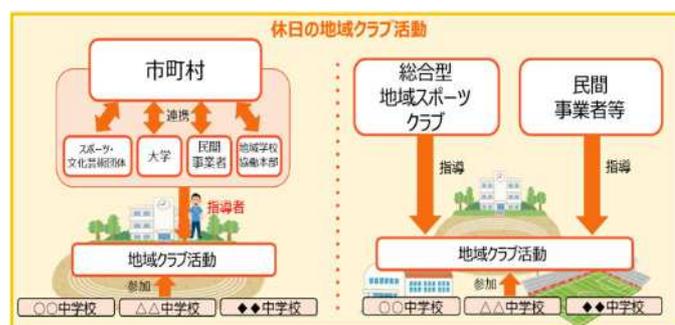
学校部活動の地域移行について

部活動は、「学校単位」から「地域単位」へ
～「地域の子供は、学校を含めた地域で育てる」～

少子化の進展により、学校や地域によっては学校部活動をこれまでと同様の体制で運営することが難しい状況にあります。

国は、休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付け、各地域の取組を支援しています。

こうした中、県では、休日の公立中学校の部活動を令和7年度末までに地域クラブ活動へ移行することを目指しています。「地域の子供は、学校を含めた地域で育てる」という意識の下、設置者である市町村をはじめ、関係者と連携・協働し、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる環境の構築に向けた取組を進めています。



【国が示す地域クラブ活動のイメージ図】

第5項 信頼と対話に基づく学校運営の実現

1 めざす姿

- ・学校運営に保護者や地域住民が参画することにより、学校と地域が一体となって子どもたちを育むことができます。
- ・保護者や地域住民との連携・協働により、学校に対する信頼が深まり、協力関係が構築されます。
- ・保護者や地域住民の意見や地域の教育力を学校運営に活かすことで、地域の強みや特色を生かした教育活動を展開できます。

2 具体的な取組

(1) 地域とともにある学校づくりの推進

- ①学校の教育活動を保護者や地域の方々に積極的に公開するなど、県民の教育に対する関心と理解を深めます。
- ②明日の大分を担う心豊かでたくましい子どもを育成すること等を目的に条例で制定された「おおいた教育の日」（11月1日）や「おおいた教育週間」（11月1日～7日）の取組などを通じて、学校・家庭・地域が一体となった取組を推進します。
- ③保護者や児童生徒等からのアンケートを取り入れた学校評価を行います。その際、重点目標に即した項目により評価します。また、学校ホームページ等による評価結果の公表を進めるとともに、課題に対して必要な対策を講じ、改善を図ります。
- ④学校・家庭・地域が目標の達成や課題の解決に向けて協働する「コミュニティスクール（学校運営協議会制度）」と、学校と地域をつなぐ地域学校協働活動推進員等のコーディネートによる多様な地域人材が参画する教育活動（地域学校協働活動）の一体的な推進を図ります。
- ⑤各学校のニーズに応じて、地域の優れた人材を授業や部活動等へ活用するなど、様々な場面での保護者や地域住民の協力を通じ、学校教育の一層の活性化を図ります。

(2) 信頼される学校づくりの推進

- ①学力・体力の向上、不登校等の諸課題の解決のため、各学校が具体的な目標を設定し、学校全体で組織的に取り組む「芯の通った学校組織」の取組の深化を図ります。
- ②教員採用選考試験を工夫・改善して魅力あるすぐれた教員を確保し、適正な人事配置を行うとともに、「大分県公立学校教員育成指標」を踏まえ、「大分県公立学校教職員の人材育成方針」に基づき、本県の教育課題を踏まえた人材育成を進めます。

(3) 安全・安心な学校づくりの推進

- ①児童生徒の安全を確保し、安心して学べる環境を整備するため、老朽化対策などを推進するとともに、木材を利用するなど、快適でゆとりのある施設の整備を進めます。
- ②GIGAスクール構想の実現に向けて、整備されている学校ICT環境（児童生徒1人1台端末や高速通信ネットワーク、電子黒板等）の着実な更新を進めます。
- ③登下校時や校内における事件や事故、災害から子どもを守るため、学校の危機管理体制を確立するとともに、家庭・地域や関係機関との連携による安全対策を構築します。
- ④インフルエンザや感染症胃腸炎のほか、新型コロナウイルス感染症など新興感染症についても十分な対応が取れるよう万全な対策を講じます。

3 数値目標

指標名	単位	基準値	目標値 (R11年度)	
			(年度)	
「地域とともにある学校」づくりの推進に向けて体制が整っている学校の割合（小・中学校）	%	56.6	R5年度	100
地域の高校（大分市・別府市を除く）における学校運営協議会の設置割合	%	25.0	R5年度	70.8

トピック

「地域とともにある学校」づくりの推進に向けて

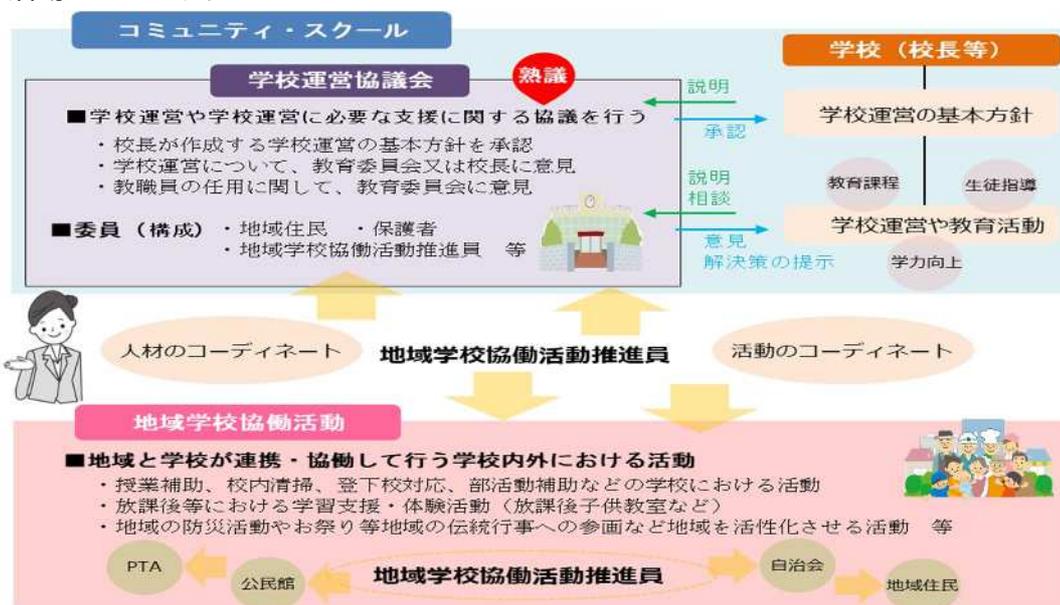
～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進～

学校の抱える課題が複雑化・困難化している現在、様々な課題を解決していくためには、学校はより一層地域に開かれ、学校・地域・家庭の連携・協働が重要になります。

大分県では、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組む「コミュニティ・スクール」と、学校と地域が相互にパートナーとして行う「地域学校協働活動」の一体的推進を図り、学校と地域が一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」づくりを推進しています。

■ 「コミュニティ・スクール」とは、学校内に保護者や地域住民等が参画する学校運営協議会を設置し、地域と連携・協働しながら学校運営に取り組む学校のことです。「地域とともにある学校」への転換を図る有効な仕組みです。各学校の学校運営協議会では、学校の運営とそのために必要な支援についての協議を行っています。

■ 「地域学校協働活動」とは、地域と学校が連携・協働して行なう、子どもたちの成長を支える様々な取組・活動のことです。



第2節 家庭や地域の教育力の向上

1 めざす姿

- ・親としてのあり方や子育ての楽しさ、悩みなどを共有したり、助言しあったりすることができます。
- ・こどもにとって、地域における活動の場が充実したり、森林や自然に対する理解が深まります。
- ・地域の人々の見守りにより、こどもの安全が保たれ、親や保護者の安心につながります。
- ・地域の大人にとって、こどもとふれあう機会や、知識、技能を発揮できる機会が増えます。

2 具体的な取組

(1) 家庭の教育力の向上

- ①家庭教育の啓発に関することや子育てに関する相談などについて、「協育」ネットワーク活動における家庭教育支援の取組や各種研修、県ホームページにおける情報提供などをおして支援を行います。

※「協育」ネットワーク活動とは、地域住民が地域のこどもを守り育てる仕組みのことで、地域のボランティア等が協力して、学習支援や部活動支援、登下校の見守り、放課後や土曜日に行う小学生チャレンジ教室等の活動を行っています。

- ②家庭への支援に際し、乳幼児の心身の発達と生活、親の役割と家庭保育についての理解に重点を置きます。

(2) 地域の教育力向上のためのネットワークづくり

- ①学校・家庭・地域が連携・協働してこどもを育てる「協育」ネットワークの構築を引き続き推進するとともに、中核となるコーディネーター（地域学校協働活動推進員）の配置と資質向上等を図ります。
- ②こどもや若者に芸術文化に触れる機会を提供するため、芸術家や文化団体を地域の小中学校等に派遣し、ミニコンサートの開催や芸術家等との交流の場を設けるとともに、大分県立美術館で開催するこどもを対象としたワークショップやこどもから大人まで楽しめる展覧会など、文化活動に対する支援を行います。
- ③児童生徒が様々な人々との出会いや自然、地域との関わりの中で気づきを得られるよう、こどもや子育て家庭が参加できる農林水産業体験や料理教室等を開催します。
- ④こどもに「ものづくり」や「技能」への関心を高めてもらうため、地域のイベントや商業施設等を会場に熟練技能士等による「ものづくり体験教室」を開催します。あわせて、大分県技能祭において親子でものづくりに親しめる「親子技能ふれあい広場」を開催するほか、技能や技術に関する展示を行います。また、非工業系職種を中心に、熟練技能者等を高等学校に派遣して、高校生の技能検定2・3級資格取得のための技術指導を行います。
- ⑤こどもたちのものづくりと科学への関心を結びつけ、発明につながる創造性を育むために、少年少女発明クラブに対して活動支援や地域の指導者の育成を行い、発明品の発表の場として「大分県発明くふう展」を開催します。
- ⑥こどもたちに等しく科学体験の機会を提供するため、O-L a b oにおける科学体験活動を充実させます。施設では、科学に関する展示やプログラミングに関する教材を常設します。さらに県内各地域における科学体験活動を活性化させるため、出前講座や科学体験イベン

トを実施します。

- ⑦子どもたちが、地球環境等の環境保全に関する問題について、地域の中で主体的に考え、実践的に行動できるよう、「こどもエコクラブ」の結成を促進します。
また、幼児や小・中・高等学校の生徒の環境保全意識の高揚を図るため、要望に応じて、学習会等へグリーンアップおおいアドバイザーを派遣します。
- ⑧森林や自然に対する子どもたちの理解や関心を高めるため、「森の先生」の派遣や、子どもたちが木のおもちゃなど木製品とふれあうことで木材への親しみを深める「木育」等による森林・林業教育を推進します。
- ⑨子どもたちが環境問題への関心や理解を深め、解決に向けて自ら考え行動する力を育むため、子どもたちの自然体験等の環境学習を支援するとともに、幼児・児童向け環境教育を推進します。
- ⑩「協育」ネットワークを活用し、地域における家庭教育支援の取組を行う家庭教育支援部会や家庭教育支援チームの設置を促進し、家庭教育に関する地域課題の解決と保護者支援を行います。
- ⑪地域づくりを牽引する人材を育成するため、青少年団体への活動支援を行うとともに、中高生を対象として、リーダーシップを身につける研修会等の開催に取り組みます。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	目標値
			(年度) (R11年度)
大分県立美術館の体験学習などに参加するこどもの数	人/年	16,990	R5年度 15,000
家庭教育を支援する取組を行う組織の数	団体	40	R5年度 85

トピック

みんな元気!!「大分県少年の翼」を体験してみませんか!

県では、青少年健全育成の一環として、「大分県少年の翼」を実施しています。県内各地から集まった小学生団員が、訪問地の沖縄で、中学生の副班長さんや高校生の班長さんとともに3泊4日の集団生活を送るとともに、平和学習や自然体験、文化交流などの活動を行っています。世代や価値観が異なる仲間やスタッフと交流する中で、相手のことを考え、協力しあうことの大切さや、自らルールを決めて主体的に行動することの難しさなど、多くのことを学びながら成長していきます。昭和55年の事業開始からこれまで、延べ約2万7千人が参加し、参加者は地域や企業等様々な分野でリーダーとして活躍しています。



*「大分県少年の翼」の詳細や、小学生団員、班長・副班長の募集案内は、県庁ホームページや公式フェイスブックでご覧いただけます。

[大分県少年の翼](#)

【お問い合わせ】大分県少年の船実行委員会事務局（生活環境企画課内）
【電話】097-506-3087

トピック

大分県からノーベル賞科学者を!「体験型子ども科学館O-Labo」

大分県では子どもたちの科学や技術への興味関心を高めるため、「体験型子ども科学館O-Labo」を設置し、科学技術やものづくりを体験できる機会を提供しています。

土曜日・日曜日や長期休暇期間中に、大学の先生や企業の技術者、高校の先生や生徒が講師となり、実験や観察、ものづくりなど科学体験を楽しむことができます。時流に乗った内容の講座もたくさんあり、何度参加しても楽しめるものになっています。また高校で実施する講座では、小中学生にとっては科学や技術に触れたり学んだりする喜びが得られ、講師の高校生にとっては教えることの意義や楽しさを感じ取れる、相互にとって貴重な体験になります。開館日には施設内に科学読み物の紹介コーナーを常設し、講座がない日でも企画展示を実施しています。

体験型子ども科学館
O-Labo
オーラボ



【講座内容】 「通常講座」 …企業大学等と連携した各分野における講座
「サテライトラボ」 …大分地区を除く県内すべての市町村における科学体験講座
その他、中学生対象のハイレベル講座等実施しています。

【所在地】 大分市府内町3丁目6-11 NTT府内ビル1F

【開館日・時間】水・木・金・土・日(10:00~17:00) 休館日についてはHPで確認してください。

【ホームページ】「オーラボ」で検索

【問い合わせ先】大分県教育庁社会教育課

大分県立美術館（OPAM：オーパム）では、「五感で楽しむことができる」「出会いによる新たな発見と刺激のある」「自分の家のリビングと思える」「県民とともに成長する」という4つのコンセプトに基づいて、様々な視点で、全ての年齢層の方が芸術文化に親しめる美術館を目指しています。



© Hiroyuki Hirai

美術館では、魅力ある企画展の開催はもちろんのこと、ワークショップや体験学習など、教育普及といわれる活動にも力を入れています。美術館の2Fは、研修室やアトリエ、体験学習室、ライブラリーなど、アートをより身近に感じてもらえるフロアとなっています。エデュケーターといわれる美術館の専任スタッフが、趣向をこらしたワークショップや講座など、楽しい企画をたくさん用意しています。



ワークショップの様子



県立美術館とiichiko総合文化センターを中心とした「大分県芸術文化友の会 びび」では、メンバーを募集中です。美術館の企画展やコレクション展の無料鑑賞や割引、iichiko総合文化センターの公演チケットの先行予約や割引、県内の芸術文化情報のお届けなど、特典が盛りだくさんです。

県立美術館とiichiko総合文化センターでは、子ども向けの企画展や公演を実施しています。また、両施設ともベビーベッド・ベビーチェア、授乳室が完備されており、iichiko総合文化センターでは、公演時の未就学児童の託児や親子室鑑賞サービスなども行っております。「友の会 びび」に入会して、芸術文化を日常生活に取り入れませんか？詳しくは、OPAMホームページ（<http://www.opam.jp/bivi>）をご覧ください。

第4章 様々な困難を抱えるこどもと 親への支援

第1節 児童虐待に対する取組の強化

第2節 児童養護施設や里親など家庭に代わる養育（代替養育）の充実

第3節 貧困やヤングケアラーなど困難を抱えるこどもたちへの支援

第4節 ひとり親家庭への支援

第5節 いじめ・不登校やひきこもりへの対応

第1節 児童虐待に対する取組の強化

1 めざす姿

- ・虐待でこどもが傷ついたり、命を落としたりすることがない社会をめざします。
- ・子育てに対する不安軽減を図るため、身近な場所で相談援助が受けられる体制を整えます。
- ・児童虐待を早期に発見し、迅速かつ的確な対応が可能となるよう、児童相談所等の体制強化や関係機関の連携により、多面的・継続的な見守りの仕組みづくりを行います。
- ・虐待を受けたこどもと、その家族との適切な関係の築き直しを行います。

2 具体的な取組

(1) 児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応

- ①児童虐待を受けたと思われるこどもを発見した人が速やかに通告できるよう、児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」の周知に取り組みます。また、「いつでも子育てほっとライン（電話）0120-462-110」にて24時間365日の相談に対応します。
- ②医療機関（産科・小児科）や乳幼児健診との連携により、支援が必要な妊産婦へ緊急的な住まいの提供や保健指導を受ける機会を提供するとともに、乳児のいる家庭への全戸訪問や、育児不安の強い親や児童虐待が懸念される家庭を対象に養育支援を行うなどの取組を促進し、虐待の未然防止を図ります。
- ③児童虐待の未然防止と早期発見に資するとともに、関係機関と連携し適切な時期に適切な支援につなげられるよう市町村職員や保健師、教職員、保育士等に対する研修を実施するなど、人材の育成に努めます。
- ④こどもとその家庭や妊産婦等を対象に、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働により、児童虐待の発生防止等のため、その必要な支援に係る業務全般を行う「こども家庭センター」の設置を促進します。
- ⑤要保護児童の早期発見や見守りが必要なこどもに適切な支援が行われるよう、市町村ごとに設置される「要保護児童対策地域協議会」の構成員の拡充を進め、病院、学校、認定こども園、幼稚園、保育所、配偶者暴力相談支援センターなど関係機関等との連携を図ります。
- ⑥児童虐待の発生に際しては、こどもの安全確保を最優先とし、平常時から警察との連携を密にするなどにより早期対応に努めます。
- ⑦11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」等での啓発に努めます。

(2) 児童相談体制の強化

- ①増加を続ける児童虐待相談に確実に対応するため、児童相談所の職員配置など体制を強化します。
- ②重篤な虐待事例等対応が難しい事案にも適切に対処できるよう、また、様々な相談に専門的な支援ができるよう、児童福祉司に対し専門研修を実施するとともに、児童相談所に弁護士を配置することにより法的対応力の強化を図ります。
- ③心理的・精神的問題を抱えるこどもや、保護者に対するケア・指導を充実させるとともに家族再統合に向けた取組を充実させるため、児童相談所に勤務する精神科医師の配置体制を強化するほか、児童心理司等の育成や医療等専門機関との連携強化に努めます。
- ④中央児童相談所一時保護所における生活支援や教育面及び医療・心理面での支援や生活環

境について充実させるため、児童指導員や保育士に専門研修を実施するなどにより職員の資質向上を図るほか、居室の個室化等の環境改善を行います。

⑤児童相談の一義的な窓口である市町村を支援するため専門研修の開催や児童相談所への実習受入を行うなどにより市町村児童福祉担当職員のスキルアップを図ります。

⑥「児童家庭支援センター」における、地域における子どもや家庭に関する相談対応、児童相談所及び市町村をはじめとする関係機関と連携した支援等が適切に行われるよう、機能強化を図ります。

(3) 児童虐待の重大事例に関する検証等

児童虐待による死亡事件等重大事例が発生した場合には、事実関係を医療や法律、児童福祉等の専門家からなる社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会に報告し、課題や問題点を検証するとともに、再発防止策を講じます。

3 数値目標

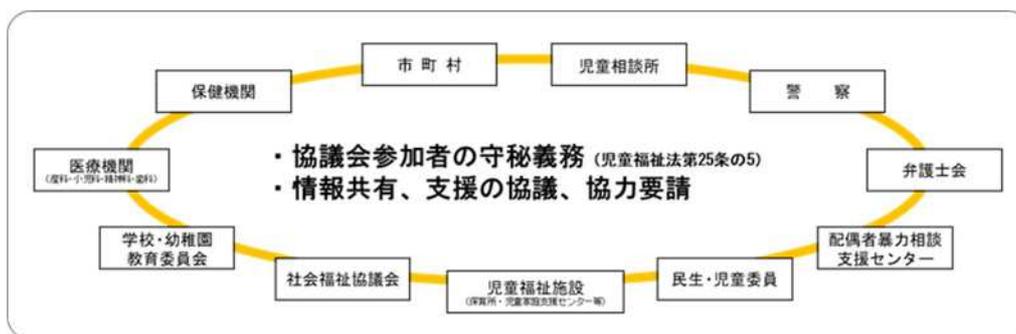
指 標 名	単 位	基 準 値	(年度)	目 標 値 (R11年度)
こども家庭センター設置市町村数	市町村	-	R5年度	18
市町村等児童福祉司任用資格取得研修受講者数(累計)	人	213	R5年度	275

トピック

「要保護児童対策地域協議会」について

児童虐待の早期発見・早期対応のためには、こどもや子育てに関わるあらゆる機関が緊密に連携することが不可欠です。「要保護児童対策地域協議会」は市町村、児童相談所、医療機関、学校など、虐待を発見しやすい立場にある機関がネットワークを組んで、こどもたちを守るための活動を行っています。県内では全市町村にこの「要保護児童対策地域協議会」が設置されていて、各機関の代表者による「代表者会議」、実務者による「実務者会議」、具体的なケースへの支援について話し合う「個別ケース検討会議」の開催等により、連携を図っています。

特に本県では、平成23年1月に県内で発生した児童虐待死事件を受け、「実務者会議」を毎月開催するようにして、ケースの情報共有と進行管理を徹底することで、虐待により幼い命が奪われることのないよう、関係機関の皆さんと一致団結して、きめ細かな対応に努めています。



トピック

「いつでも子育てほっとライン」について

こども子育て-よろず-ひやくと-ばん
(電話) 0120-462-110

子育ての喜びは何ものにも代えがたいものですが、一方で、悩みや不安もつきものです。仕事が忙しくて相談する時間が持てない、身近に相談できる相手がいないなどの理由で、一人で悩みを抱え込んでしまう方も少なくありません。

そこで、県では、こどもや子育てに関するあらゆる電話相談を24時間365日お受けする「いつでも子育てほっとライン」を開設しています。また、SNSによる相談も受け付けています（SNS相談は24時間受付ですが、オペレーターによる返信は平日9:00～16:00に限りです）。

どんな些細なことでも構いません。子育てに悩んだときは、ひとりで悩まず、まずは相談してください。

子育て中のすべての皆さんを応援します

ひとりで悩まず、なんでもご相談ください!!

大分県

いつでも子育てほっとライン

0120-462-110

24時間365日対応



トピック

おかしいと感じたら迷わず連絡を！

「あの子、大丈夫かな」、「しつけにしては厳しすぎるような」と思っても、なかなかよその家庭に口出しできないと思われるかもしれません。

しかし、虐待を受けている子どもだけではなく、親自身も子育てに悩み、一人で悩みを抱え込んでしまっている場合も少なくありません。

周囲が早い段階で気づき、支援の手を差し伸べることが、児童虐待防止の第一歩となるのです。

まずは、下記にご連絡ください。

(連絡先)

○各市町村児童福祉担当課

○大分県中央児童相談所（電話）097-544-2016 ※以下の5市以外の市町村

○大分県中央児童相談所城崎分室（電話）097-579-6650 ※大分市

○大分県中津児童相談所（電話）0979-22-2025 ※中津市、日田市、宇佐市、豊後高田市

○児童相談所全国共通3桁ダイヤル 189



トピック

オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン

こども家庭庁では、11月の「秋のこどもまんなか月間」の取組の一つとして、毎年11月に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施し、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、児童虐待防止のための広報・啓発活動に集中的に取り組んでいます。

本県においても、オレンジリボンたすきリレー（主催：県社会的養育連絡協議会、県社会福祉協議会ほか）を行い、県民に児童虐待防止を呼びかけ、県庁、大分市役所、別府市役所を訪問し、こどもたちの明るい未来を願うメッセージを伝達しています。



第2節 児童養護施設や里親など家庭に代わる養育（代替養育）の充実

1 めざす姿

- ・様々な事情で親や家族と一緒に暮らせないこどもに、安全で安心して暮らすことのできる環境を提供します。
- ・こどもが自立した社会人として、社会に巣立つことを支援します。

2 具体的な取組

(1) より家庭に近い環境での養育の推進

- ①地域の中で養育者の家庭にこどもを迎え入れて養育を行う、里親やファミリーホームでの養育を推進します。
- ②里親が地域の理解と協力のもとにこどもの養育を行えるよう、里親制度の普及・啓発に努めます。
- ③親元を離れて生活するこどもが、生まれ育った地域で安心して暮らせるよう、各小学校区での複数の里親登録の推進に取り組みます。
- ④里親家庭等でこどもが安心して生活できるよう、里親やファミリーホームに対する研修を実施するとともに、児童養護施設等に配置した里親支援専門相談員を活用するなど里親等への支援の充実を図ります。
- ⑤里親支援センターの設置に向けた民間団体の育成に努めます。

(2) 児童養護施設等におけるケア形態の小規模化、地域分散化、高機能化

- ①できる限り良好な家庭的環境において養育できるよう、施設の小規模化かつ地域分散化を促進します。
- ②特に専門的な対応を必要とするこどもに、きめ細かなケアを行う環境を整えるため、本体施設の生活単位を小規模化します。
- ③早期の家庭復帰や里親養育等に向けた支援等、さらに専門性の高い施設養育を行うため、専門性のある職員を配置します。
- ④地域における家庭養育を支援するため、ショートステイなど、一時的にこどもを受入れる体制を整備します。
- ⑤こどもを養育する里親への支援として、レスパイトケアや里親支援専門相談員による訪問活動など、里親養育の支援を強化します。
- ⑥児童自立支援施設（二豊学園）や児童心理治療施設（愛育学園はばたき）による、特に専門的な対応を必要とするこどもへの支援を強化します。

(3) こどもの自立支援の強化

- ①社会的養護自立支援拠点事業者（児童アフターケアセンターおおいた）による生活や就労等の相談支援及び相互交流の場の提供等により、児童養護施設退所者等の自立を促進します。
- ②各児童養護施設に「職業指導員」を配置し、入所児童等に対する就労及び自立支援の充実を図ります。
- ③「児童自立生活援助事業（I型）」の充実及び関係機関との連携体制の構築を支援します。

(4) 施設や里親家庭で暮らすこどもの権利擁護と虐待の防止

- ①こどもの権利擁護の視点から、施設職員や里親等へ養育力向上のための研修を実施するとともに、アドボケイトによる面談、児童福祉審議会への意見表明制度等、こどもが自らの意

見を表明し、自己決定できる環境づくりを進めます。そのために、アドボケイトの募集及び養成に努めます。

- ②施設入所児童などへの虐待が疑われる場合には、「大分県被措置児童等虐待対応マニュアル」に基づき、事実関係を調査した上で、医療や法律、児童福祉等の専門家からなる社会福祉審議会児童相談部会に報告し、課題や問題点を検証するとともに、再発防止策を講じます。
- ③児童相談所による親子関係支援プログラムの実施など、様々な事情で家庭から離れて暮らさざるを得ない子どもが安心して家庭に戻るための取組を推進します。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	目標値 (R11年度)	
			(年度)	
家庭に代わる養育を必要とするこどものうち 里親・ファミリーホームで養育するこどもの割合	%	39.1	R5年度	44～55
里親登録数	組	218	R5年度	280
児童養護施設の本体施設敷地内で行う小規模グループ ケア率	%	94.7	R5年度	100
地域小規模児童養護施設・分園型小規模グループケア数	か所	10	R5年度	16
児童家庭支援センター数	か所	5	R5年度	6
児童養護施設等の一時保護専用施設数	か所	3	R5年度	5
児童養護施設における基幹的職員研修課程の修了者数 (累計)	人	143	R5年度	183

トピック

「大分県社会的養育推進計画 2025 改定版」を推進します

親の病気や経済的困窮、親からの不適切な養育などの理由で親元を離れざるを得ない子どもたちが、児童養護施設などで生活しています。児童養護施設等の多機能化や里親・ファミリーホームへの委託の推進等の取組を通じて、「家庭養育優先原則」(※)を徹底するなどし、こどもの最善の利益を実現するため、「大分県社会的養育推進計画(令和2年度から令和11年度までの10カ年計画)」を策定し、令和7年3月に社会情勢等にあわせて改定を行いました。

(※) 平成28年の改正児童福祉法により、国や都道府県、市町村の責務として明記。

- ① まずは、こどもが家庭において健やかに養育されるよう保護者を支援すること。
- ② 家庭における養育が適当でない場合、こどもが「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう必要な措置を講ずること。
- ③ ②の措置が適当でない場合、こどもが「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう必要な措置を講ずること。

第3節 貧困やヤングケアラーなど困難を抱える子どもたちへの支援

1 めざす姿

- ・子どもの現在及び将来がその生まれ育った家庭の事情等によって左右されることなく、全ての子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、子どもたちへの教育・生活の支援や、子どもの居場所としての「子ども食堂」等、必要な環境の整備を進めます。
- ・全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現をめざします。

2 具体的な取組

(1) 教育の支援

①学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開

学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけ、学校教育による学力の育成やスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置促進、高等学校等における就学継続のための支援を行います。

また、学校で把握した支援が必要な子どもの状況について、学校ごとに福祉関係機関との情報連携を行い、子どもの貧困対策の推進を図ります。

②幼児教育の質の向上及び保育所等での子どもの貧困の早期発見

幼稚園・保育所・認定子ども園と小学校の交流活動や教職員間における教育内容の相互理解を促進するとともに、保育者や教職員に対して研修機会の充実を図ります。また、保育所等での保育コーディネーターと連携した子どもの貧困の早期発見に努めます。

③就学支援の充実

ア 経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して行う市町村の就学援助が適切に実施されるよう働きかけます。

イ 「高校生等奨学給付金制度」などによる経済的負担の軽減や低所得者世帯を対象とした生活福祉資金の周知と円滑な実施を図ります。

④大学等進学に対する教育機会の提供

経済的理由により修学困難な者に対する様々な給付型・貸与型奨学金について、必要な情報が届くよう制度の周知に努めるとともに、円滑な実施を図ります。

⑤子どもの学習支援

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されないことがないように、希望する進学や就職の道に進めるよう関係機関と連携し、学習習慣の定着に向けた支援を行います。

(2) 生活の安定に資するための支援

①保護者の生活支援

生活困窮者自立支援法等に基づき保護者の支援に取り組むとともに、経済的な状況から社会的な孤立に陥らないよう、相談支援の充実を図ります。

②子どもの生活支援

ア 義務教育終了後、児童養護施設等を退所した児童に対して、日常生活上の援助や生活指導、就業支援を行います。

イ 地域の実情に応じて、質の高い教育・保育が適切に提供されるよう、幼児教育・保育の提供体制の確保を支援します。

ウ 保護者の生活支援と一体的に居場所の確保を図ります。

エ こどもの生活実態調査を行い、その結果を踏まえヤングケアラー等への適切な支援に取り組む市町村等を支援します。

③こどもの就労支援

ア 児童養護施設等の退所児童や親の支援のない子ども等への就労支援を行います。

イ 「ジョブカフェおおいた」において、高校生や高校中退者、若年求職者等の就職相談や就活の支援を行います。

④その他の生活支援

子育て世帯等の経済的負担を軽減するため、公営住宅への優先入居を進めます。

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

生活困窮者やひとり親家庭の親への就労相談や職業訓練などを実施し、生活の安定が図られるよう努めます。

(4) 経済的支援

放課後児童クラブ利用における保護者負担金の減免や高校生等奨学給付金の給付等による経済的支援を行います。

(5) ヤングケアラー支援

①顕在化しづらい困難を抱える子どもたちの早期発見・早期支援につなげるための社会的認知度のさらなる向上を図ります。

②市町村や学校と連携したヤングケアラーの現況の把握に努めます。

③いち早く気づける周囲の大人を増やすための学校や民間団体等との連携を強化します。

(6) こどもの居場所づくりの支援

①市町村と連携し、「こども食堂」の開設に必要な経費や学習支援機能強化に伴う経費について助成します。

②開設希望者への相談対応や研修会を開催します。

③困りのある家庭の子どもや保護者の早期発見に繋げるため、関係者による「こども食堂ネットワーク」を形成します。

④市町村の「児童育成支援拠点事業」実施を促進します。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	目標値
			(年度) (R11年度)
生活保護世帯に属するこどもの中学校卒業後の進路決定率	%	90.2	R5年度 99.2
生活保護世帯に属するこどもの高等学校卒業後の進路決定率	%	82.8	R5年度 97.9
児童養護施設のこどもの中学校卒業後の進路決定率	%	97.0	R5年度 100
児童養護施設のこどもの高等学校卒業後の進路決定率	%	100	R5年度 100

トピック

困難を抱えるこどもの対策

こどもの貧困率は11.5%(※)と、約9人に一人が貧困状態にあることから、こどもの貧困対策は国や地方公共団体が喫緊に取り組むべき社会的課題となっています。

また、経済的な問題だけでなく、様々な要因により発達段階において様々な機会が奪われ、人生全体に深刻な不利をもたらすことも大きな問題として考えられています。

こどもの現在及び将来が、その生まれ育った家庭の事情等によって左右されることのないように、全てのこどもたちが夢と希望を持って成長していけるよう、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する計画法律」等に基づき、施策を実施します。

※令和4国民生活基礎調査

トピック

おおいたこども食堂ネットワークについて

こどもたちに食事の提供や、学習支援、体験活動の提供などに取り組むこどもたちの居場所である「こども食堂」は、県内に137か所(R6年6月末時点)あります。

県では、大分県社会福祉協議会にネットワーク事務局を設置して、こども食堂運営者向けの研修会や助成等の情報提供を行っています。また「フードバンクおおいた」とも連携して、食材の提供を行い、こども食堂が安定して運営できるように支援を行っています。

おおいたこども食堂ネットワーク

<https://lets-go-kodomosyokudo.oitakensyakyo.jp/>

TEL 097-558-0305

トピック

ヤングケアラーについて

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものことで、責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

令和3年度の実態調査では、支援を必要とするヤングケアラーが県内に1,000人程度いるとの推計結果を受け、市町村や県・市町村教育委員会とともに、ヤングケアラー支援のための周知啓発や市町村における支援体制の構築に取り組んできました。

コロナ禍後の現状を把握するため、令和6年度に3年ぶりとなる2回目の実態調査を実施したところ、ヤングケアラーの状態にあるこどもが少なくとも約2,100人いると推計されます。その一方で、ヤングケアラーの認知度も約29%から約66%と大きく向上し、隠れていたヤングケアラーの顕在化につながったと、前向きに捉えています。ヤングケアラー状態のこどものうち相談経験のないこどもが約半数いることから、市町村とともに、周りの大人がこどもの困りごとに気付き、支援につなげる体制づくりに努めていきます。



第4節 ひとり親家庭への支援

1 めざす姿

- ・ひとり親家庭のこどもの心身にわたる健やかな育成をめざします。
- ・母子家庭の母及び父子家庭の父のそれぞれの状況に応じた取組を実施することにより、ひとり親家庭の親とこどもが健康で文化的な生活が実現する社会づくりをめざします。
- ・「ひとり親家庭のハンドブック」を作成配布するなど、各施策の周知に努めます。

2 具体的な取組

(1) 教育の支援

①母子父子寡婦福祉資金（就学支度資金、就学資金）

ひとり親家庭のこどもの就学支援のため、母子父子寡婦福祉資金（就学支度資金、就学資金）の貸付を行います。

②こどもの学習支援、就職支援の推進

③こどもの現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されないよう、希望する進学や就職の道に進めるよう関係機関と連携し、学習習慣の定着に向けた支援を行います。

(2) 生活の安定に資するための支援

①相談事業の充実

ア 母子・父子自立支援員をひとり親家庭からのワンストップ相談窓口と位置づけ、子育てや生活、就業等に関する様々な相談に適切に対応します。

イ 大分県母子・父子福祉センターと母子・父子自立支援員の相互連携のもと、ひとり親の抱える様々な悩みや課題に的確に対応できるよう、相談従事者に対する研修を実施し、資質の向上を図ります。

②ひとり親家庭への支援施策の広報・周知の強化

ひとり親家庭への相談・就業・経済的支援などの施策について、様々なウェブサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を活用した広報・周知を強化します。

③関係団体や地域との連携

ひとり親家庭が地域において気軽に相談や交流ができるよう、母子・父子福祉団体の活動を支援します。

④生活支援サービスの充実

ア ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、公営住宅への優先入居を進めます。

イ 母子生活支援施設入居者の自立を促進するため、施設と関係機関との連携を強化するなど機能の充実を図ります。

⑤養育費や面会交流の広報・啓発活動の充実

養育費や面会交流の必要性について、重点的な広報を行い、周知をします。

⑥養育費確保に向けた支援

養育費の取得手続き等について、母子・父子自立支援員がサポートを行うとともに、大分県母子家庭等就業・自立支援センターにおいて弁護士による無料法律相談を実施します。

⑦面会交流の実施に向けた支援

こどもと非同居親との面会交流について、無料相談会を通じ、具体的な方法などのアドバイスを行うとともに、親子の同意に基づく面会交流を支援します。

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

①保育・子育て支援サービス等の充実

ア 就業促進やこどもの健全育成に資するため、ひとり親家庭における保育所や放課後児童クラブの優先的利用を促進します。

イ 就業活動や病気、冠婚葬祭等一時的に日常生活や子育てへの支援が必要となった場合、市町村が行うファミリー・サポート・センター事業等の利用を促進します。

②就職あっせん等の充実

ア 大分県母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就職相談や職業のあっせん等一貫した就業支援サービスを、公共職業安定所(ハローワーク)やひとり親家庭支援プラザ(大分市)、大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)との連携により提供します。また、地域においては、母子・父子自立支援員がハローワークと連携し、就業相談等の支援を行います。

イ ひとり親家庭の就労に理解の深い企業を開拓することで、就職と就労を支援します。

③職業能力開発への支援

ア ひとり親家庭の親の職業能力開発を支援するため、指定教育訓練講座等修了者に対し受講費用の一部を訓練給付金として支給します。

イ ひとり親家庭の親で、看護師や介護福祉士、保育士等の資格取得が見込まれる者等に、訓練期間中の生活支援として、高等職業訓練促進給付金を支給します。

④支援機関の専門性の向上と連携の強化

母子・父子自立支援員への研修を実施するとともに、ハローワーク等との連携を強化します。

(4) 経済的支援

①児童扶養手当の支給や、母子父子寡婦福祉資金の貸付け等、経済的支援を行います。

②ひとり親家庭等が負担した医療費の一部について助成を行う市町村への支援を行います。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	目標値
			(年度)
大分県母子・父子福祉センターへの相談件数	件	797	R5年度 610
大分県母子家庭等就業・自立支援センターでの自立支援プログラムの作成件数(2回以上面接)	件	33	R5年度 77
大分県母子家庭等就業・自立支援センター登録者の就業件数	件	26	R5年度 72
母子家庭のうち年間就労収入が300万円未満の家庭の割合(※)	%	R7.3公表 予定	R5年度 22.3
母子家庭等自立支援給付金を利用して資格取得のために修学した人の就職率	%	84.2	R5年度 100

※ 一定所得以下のひとり親家庭に支給される児童扶養手当を受給している母子家庭に対して、就業支援施策等を実施することにより、年間就労収入が300万円未満の家庭の割合を引き下げることを目指すもの

大分県母子・父子福祉センターでは、ひとり親家庭や寡婦の方の自立と生活安定を図るため、生活上の悩みや各種の相談に応ずるとともに、就業相談や職業あっせんなどの就業支援サービスの提供を行っています。

また、養育費や遺産相続などについては弁護士による予約制の無料法律相談も行っているほか、どなたでも利用できる研修室や会議室、和室の貸出しも行っています。

〈住所〉〒870-0907 大分市大津町2丁目1番41号

大分県総合社会福祉会館3階「大分県母子・父子福祉センター」

〈電話〉097-552-3313

〈ホームページ〉<http://oita-boshikafu.jp/>



大分県母子・父子福祉センター

ひとり親家庭の皆さんからの生活相談や就労相談に、専任の相談員が面接や電話・メールにより応じています。

また、弁護士の先生による無料の法律相談も実施しています。

「まだひとり親じゃないけど、制度を色々知っておきたい」「こどもの養育費について弁護士の先生に相談したい」「生活が安定しない」等、秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

開館日時 平日 8時30分～18時
月曜・日曜 8時30分～17時

休館日 土曜・祝日

所在地 大分市大津町2丁目1-41
大分県総合社会福祉会館3階

電話 097-552-3313

メール info@oita-boshikafu.jp



父子家庭のお父さんの
相談も承っています



母子・父子センターHP

無料法律相談

女性弁護士による無料法律相談を実施しています。
毎月1～2回、13時～17時（※事前予約が必要です）

離婚前相談

養育費

面会交流

雇用問題

DV

消費者問題

第5節 いじめ・不登校やひきこもりへの対応

1 めざす姿

- ・いじめや不登校など、こどもに関する悩みを身近な場所で相談できます。
- ・親や教師以外の大人に自分の悩みを相談することができます。
- ・学校に行きたいのに不安で行けないこどもの心を癒し、自分がしたいことや生き方を見つける場を提供します。

2 具体的な取組

(1) いじめ・不登校対策の強化・充実

- ①24時間子供SOSダイヤルやいじめ相談（メール）、LINE相談、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等によるいじめ等相談窓口を設置して、いつでもどこでも児童生徒や保護者から、いじめや悩みの相談ができるように相談体制の充実を図るとともに、複雑ないじめ事案等については生徒指導支援チームを派遣して早期の解決を図ります。
- ②SNSを利用したネットいじめやネット依存等が増加している傾向から、こどもへの情報モラルに関する教育を充実するなどの対策を講じます。
- ③こどもの気持ちに寄り添った相談を行うため、全ての公立学校に公認心理師等のスクールカウンセラーや社会福祉士等のスクールソーシャルワーカーを配置し、その活用を図ります。また、児童生徒の抱える様々な課題に対処する校内委員会については、福祉関係者等が参加する体制をさらに促進します。
- ④学校ごとに「いじめ防止基本方針」を策定し、校内いじめ対策委員会を設置していじめの予防や早期対応に取り組むとともに、重大な事態が起きた場合は設置者に報告して早期の解決と再発防止に取り組めます。
- ⑤地域児童生徒支援コーディネーターを県内市町村に配置し、不登校の未然防止を推進するとともに、不登校児童生徒に対しては、教育支援センター、学校、家庭、フリースクール等の関係機関が連携し、学校復帰を含めた社会的自立に向けた多様な教育機会を確保していきます。
- ⑥児童生徒にとって魅力ある学校・学級づくりに向け、生徒指導の三機能「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」を意識した授業づくりや、「人間関係づくりプログラム」を実施することにより、不登校の未然防止に取り組めます。
- ⑦不登校児童生徒に対して、教育センターの訪問型支援や大学生サポーター等による校外での補充学習教室の実施など、学校以外の学びの場における教育機会を確保します。
- ⑧県や市町村が「いじめ対策連絡協議会」を設置して教育、人権、福祉、警察等の関係機関が連携をしていじめの防止に向けて取り組むとともに、重大事態の時には調査機関を設けて解決と再発防止に取り組めます。
- ⑨1人1台端末を活用し、こどもたちが抱える不安や困りの早期認知・早期対応を図ります。

(2) ひきこもり等の若者への支援

不登校やひきこもり、就労等の社会的自立に困難な悩みを抱える青少年やその家族等に対しおおいた青少年総合相談所（おおいたひきこもり地域支援センター、おおいた子ども・若者総合相談センター、児童アフターケアセンターおおいた、おおいた地域若者サポートステー

ション)が多様な分野、機関、専門職等と連携を図りながら、相談・支援を行っています。

また、社会資源WEBサイト「このゆびとまれ」を活用し、各市町村の支援情報などを広く周知するなど、身近な地域での支援を推進していきます。

(3) こどもの自殺対策の推進

いのち支える大分県自殺対策計画に基づき、自殺対策を総合的に推進していきます。特に18歳以下の自殺は、学校等の長期休業明けに急増する傾向があることから、休業前から休業期間中、休業明けの時期にかけて、こどものSOSキャッチや見守り等の取組を推進します。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	(年度)	目標値
				(R11年度)
学校内外の機関等による専門的な相談・指導を受けた不登校児童生徒の割合(小学校)	%	81.6	R5年度	93.6
学校内外の機関等による専門的な相談・指導を受けた不登校児童生徒の割合(中学校)	%	67.2	R5年度	85.2
いじめの解消率(小学校)	%	78.4	R5年度	86.6
いじめの解消率(中学校)	%	71.0	R5年度	85.2
いじめの解消率(高校)	%	78.4	R5年度	94.3
子ども・若者総合相談センター/ひきこもり地域支援センターから支援先につないだ割合	%	38.1	R5年度	45.3

トピック

「おおいた青少年総合相談所」について

おおいた青少年総合相談所では、以下の支援機関を1か所に集約し、就学や就労、生活等、さまざまな悩みや困難を抱える子ども・若者やそのご家族に対する相談・支援を行っています。お気軽にお問い合わせください。



■1F・2F 「おおいた子ども・若者総合相談センター／ おおいたひきこもり地域支援センター」

子ども・若者の不登校・ニートなど諸問題の相談（対象～39歳）や、ひきこもりに関する相談（年齢制限なし）の窓口です。

状況に応じて適切な支援ができる機関等の紹介や当事者およびその家族に対するサポートを行っています。

■1F・2F 「児童アフターケアセンターおおいた」

児童養護施設や里親家庭を巣立った方々等に対し、日々の生活の困りごとや仕事について一緒に考え、1人ひとりの状況に応じてサポートしていきます。

■3F 「おおいた地域若者サポートステーション」

働く事に悩みを抱える15～49歳の方へ、個別相談を中心に就労に向けたプログラムや職場体験など一人ひとりに合った「働くためのサポート」を行っています。

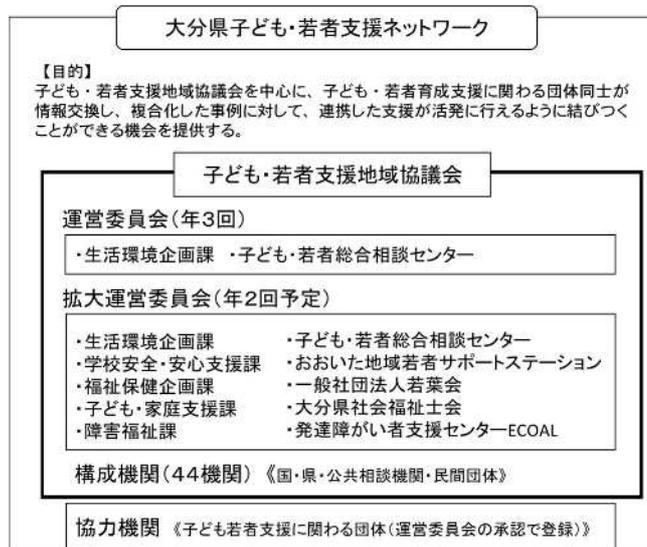
【お問い合わせ】 おおいた青少年総合相談所（大分市中央町1-2-3 KNTビル）

【電話】 097-534-4650 【ホームページ】 <http://oita-konet.net/>

トピック

「大分県子ども・若者支援地域協議会」について

社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施するため、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「大分県子ども・若者支援地域協議会」（平成25年3月設置）において、様々な分野の支援機関が連携して、総合的かつ着実に施策を推進します。



第5章 多様性を尊重し受け容れる社会づくり

第1節 障がい児への支援

第2節 在住外国人の親と子どもへの支援

第3節 性的指向等に悩みを抱える子どもへの支援

第1節 障がい児への支援

1 めざす姿

- ・障がいのあるこどもが、身近な地域で、成長段階に応じた切れ目のない一貫した支援を受けられます。
- ・障がいのあるこどもの家族が、周囲の無理解に悩み、周囲から孤立することがないよう、家族に寄り添った支援を充実します。

2 具体的な取組

(1) 障がいのあるこどもの個々の状況に応じた発達支援

- ①乳幼児期の疾病や障がいに早期に気づき、適切な治療や療育につなげるため、市町村における乳幼児健診の充実を図ります。
- ②在宅の障がい児への支援に当たっては、実施主体である市町村と連携し、児童福祉法による障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）と、障害者総合支援法による支援（居宅介護、短期入所、日中一時支援等）を組み合わせ、障がい児が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。
- ③保育所や放課後児童クラブにおいて障がい児とその家族が必要な支援を受けられるよう、職員の専門性を高める研修を実施します。また、保育所等において、園内での問題解決や必要に応じて専門機関と連携するための保育コーディネーターを養成し、障がい児の受入れを市町村と連携して支援します。
- ④発達が気になるこどもや家庭環境が気になるこどもなどを含め、すべてのこどもがライフステージを通じて適切な支援を切れ目なく受けられるようにするため、特に小学校就学前後における関係者間の情報連携・支援体制の構築を図る「大分県就学前後の切れ目ない支援体制構築のためのガイドライン」の活用を推進します。また、幼児教育保育施設が作成する「5歳児指導の記録」を活用し、関係機関との連携を図ることもできます。
- ⑤就学時における情報の確実な引継ぎが行われるよう、各関係機関が障がい児の支援に関する情報を共有し、それまでの経過を踏まえた一貫した支援を行うための相談支援ファイルの周知、配布及び活用を関係機関と連携して推進します。
- ⑥施設に入所している障がい児に対し、18歳以降も継続した支援が受けられるよう市町村との連携を図るとともに、障がいの重度化・重複化への対応や自立支援の機能強化等の支援目標を明確化し、個別支援計画を踏まえたきめ細かな支援を行います。
- ⑦障がい児の在宅支援の実施主体である市町村と、地域の中核的な相談・療育施設である児童発達支援センターが連携して、センターを中心とする障がい児に関わる保健、医療、福祉、教育、就労支援各関係機関等のネットワークづくりを進めるよう支援します。

(2) よりきめ細かな対応が必要な障がいのあるこどもへの支援

- ①早期発見から早期の相談支援につながるよう、1歳6か月児健診・3歳児健診等におけるアセスメントツールの導入推進により、発達障がいに関するスクリーニング精度の向上を図ります。
- ②発達障がいの診断や治療等が可能な医療機関が少なく、特定の医療機関に診療が集中していることから、専門研修等を行うことにより、発達障がいに対応可能な医療機関の増加を図

ります。また、医療機関を含む関係機関の連携強化、及び新たな情報共有の仕組みづくりを進めることにより、発達障がい児に対する診察待ち期間の短縮を図ります。

- ③発達障がい児の支援にあたっては、大分県発達障がい者支援センター「ECOAL（イコール）」において専門人材を養成し、地域の保育所等に派遣するなど、発達障がい児支援の質の向上とネットワーク強化を図ります。
- ④医療的ケア児やその家族が、状況に応じた適切な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他関連分野と連携する支援センターを運営するとともに、専門人材の育成やサービスの充実を図ります。
- ⑤強度行動障がいのあるこどもは、自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、飛び出しなど危険につながる行為をする、といった本人の健康を損ねる行動や、他人を叩いたり物を壊すなど、周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動を頻繁に起こすため、特別に配慮された支援が必要です。こどもの特性を十分理解した上で適切な支援が行われるよう、施設の支援員等を対象とした専門研修を実施します。

(3) 障がいのあるこどもの家庭への支援

- ①家族の介護負担等の軽減とこどもの多様な体験や余暇活動の充実のため、市町村と連携して、放課後等デイサービスや短期入所、児童発達支援センター等の充実を図ります。
- ②親の会など家族団体は、同じ障がいのあるこどもの親同士が気軽に本音を言い合うことができる情報交換の場として重要な役割を果たしていることから、家族団体主催行事等を広く情報提供するほか、家族同士の交流や研修会などの活動を支援します。
- ③障がいのあるこどもを育てている保護者の不安や悩みに寄り添うことができるペアレントメンターの派遣を行い、保護者の孤立感や負担感を軽減するための取組を行います。
- ④こどもの発達が気になる保護者に対し、こどもの特性に対する客観的な理解の仕方や関わり方を学ぶことができる研修会（ペアレントプログラム）を実施します。
- ⑤家族が困ったときに、身近な場所で安心して相談できるよう、市町村自立支援協議会の充実を図るとともに、相談支援従事者の支援技術の向上及び児童発達支援センターにおける家族への相談支援の充実を図ります。
- ⑥発達障がいはその特性から周囲の理解が得られにくく、障がいのあるこどもを抱える家族は孤立しがちになるため、パンフレットの作成・配布や講演会等を通じて広く県民に向けた普及・啓発を行います。

(4) 特別支援教育の推進

- ①障がいのあるこども一人ひとりのニーズを把握し、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した的確な支援を行うため、保護者や福祉・医療等の関係機関と連携して個別の教育支援計画の作成を促進します。
- ②障がいのあるこどもの指導に携わる教員の専門性を向上させるため、特別支援学校教諭免許状の取得促進や、ICT機器の効果的な活用、外部専門家による校内研修を充実させ、指導や支援の充実を図ります。
- ③特別支援学校において、小・中学校等の教員の要請に応じた支援や、特別支援教育全般に関する相談・情報提供等、地域の特別支援教育のセンターとしての機能充実を図ります。
- ④特別支援学校及び幼稚園、小・中・高等学校等に学校内の支援や他機関との連絡調整を行う特別支援教育コーディネーターを配置し、障がいのあるこどもに対する支援体制の整備・充実を図ります。

- ⑤発達障がい等の障がいのある子どもへの支援・指導の方法等について助言等を行うため、幼稚園や保育所、認定こども園、小・中・高等学校等を対象に、特別支援学校教員による巡回指導を実施します。
- ⑥特別支援学校において、各圏域の企業、福祉・労働機関等の関係者との連携を強化し、産業現場等における実習の受入れや就労等に関する啓発、職場開拓等を促進し、進路指導・就労支援の充実を図ります。
- ⑦通常の学級に在籍する障がいのある子どもに、障がいの状態に即した適切な指導や支援を行うために、専門性を備えた教員が担任する通級指導教室の充実に努めます。

3 数値目標

指標名	単位	基準値	目標値 (R11年度)	
			(年度)	(R11年度)
知的障がい特別支援学校高等部生徒の一般就労率	%	23.9	R5年度	全国平均+2%
「適切な学びの場として通級での指導を受ける人数(人)」	人	437	R5年度	570
「『個別の教育支援計画』の作成率(通常学級に在籍し、必要な児童生徒への作成率)(%)」(小学校)	%	79.8	R5年度	92.0
「『個別の教育支援計画』の作成率(通常学級に在籍し、必要な児童生徒への作成率)(%)」(中学校)	%	94.9	R5年度	98.4

トピック

障がいのある人への「合理的配慮」について

平成28年4月に「障害者差別解消法」と「障がいのある人もない人も心豊かに暮せる大分県づくり条例」が施行されました。

法や条例では、障がいのある人が、障がいのない人と同じように、教育や就業、その他の社会生活に平等に参加できるよう、「合理的配慮」を行うことが求められています。

「合理的配慮」とは、障がいのある人の障がいの特性や困りごとに応じ、過度な負担になりすぎない範囲で行う配慮のことで、例えば、視力の弱い子どもが読めるように、大きな文字を書いてあげるなどのことです。

さらに、令和6年4月の改正法の施行により、私立学校や学習塾等の民間事業者にも対象が拡大されました。

障がいのある子どもへの「合理的配慮」の取組を一層進めていくことは、子育て支援にもつながるとともに、障がいのある人が社会参加のしやすい共生社会の実現が図られることとなります。

トピック

インクルーシブ教育システムの実現に向けて

(インクルーシブ教育システム)

人間の多様性の尊重の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を最大限まで発達させることを可能とする目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み

平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」が批准され、平成28年4月1日には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、令和6年4月1日には、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応方針」が施行されました。学校教育においては、障がいのある子どもの自立と社会参加を目指した取組を含め、「共生社会」の形成に向けて、重要な役割を果たすことが求められています。そのためには、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育が推進され、障がいのある子どものニーズに応じ、適切な合理的配慮の提供がなされるような体制の整備を引き続き進めていきます。

トピック

「児童発達支援センター」について

児童発達支援センターは、県内全ての障がい福祉圏域（6圏域）に設置されており、通所による障がい児の療育訓練のほか、地域における障がい児支援の拠点として、「地域で生活する障がい児や家族への支援」「地域の障がい児を預かる施設に対する支援」などを行っています。



センターでの療育（こじか園）

今後も、障がい児とその家族を地域で支えるため、センターを中核として、障がい児支援に関わる各関係機関の連携によるネットワークづくりを進めていきます。

【児童発達支援センター】 (令和6年10月1日現在)

圏域	所在地	センター名	定員(人)
東部	別府市	児童発達支援センターひばり園	16
	別府市	児童発達支援センターひめやま	30
	日出町	みのり学園 児童発達支援センター「プリンちゃん」	20
中部	大分市	大分こども発達支援センター つばさ学園	30
	大分市	児童発達支援センターこじか園	16
	大分市	こども発達支援センターもも	16
	大分市	博愛こども発達支援センター あそびのお城	30
	大分市	こどもセンター かおるおか	24
	大分市	児童発達支援センター ココカラりんく	38
	大分市	こども発達・子育て支援センター わくわくかん	30
	大分市	こども発達支援センター 大分なごみ園	16
	臼杵市	児童発達支援センター めぐみ	13
	南部	佐伯市	児童発達支援センターつぼみ
豊肥	豊後大野市	こども発達・子育て支援センターなかよしひろば	24
西部	日田市	児童発達支援センター び〜と	8
	玖珠町	こども発達支援センターあ〜く	16
北部	中津市	つくし園 医療型児童発達センター	30
	中津市	こども支援センター にじいろciel	30
	宇佐市	地域総合支援センター どんぐり	20

第2節 在住外国人の親と子どもへの支援

1 めざす姿

- ・地域に暮らす外国人の親と子どもが、言葉や文化、習慣の違いに困ることなく、安心して子育てできます。
- ・外国人の子どもが、学校や地域で仲間はずれにされたり、自分を嫌いになったりすることなく、生き生きと暮らすことができます。

2 具体的な取組

(1) 在住外国人・留学生への情報提供と支援

- ①在住外国人の方々が安心して子育てできるよう、「大分県外国人総合相談センター」において、生活に関わる様々な事柄について相談対応を行うとともに、メールや情報誌により生活情報の提供を行います。また、多くの言語に対応した通訳・翻訳ボランティアの紹介・派遣等の取組を行います。
- ②「大学コンソーシアムおおいた」において、留学生向けの各種相談対応やリユース物品のあっせんなどによる生活支援、人材情報バンク「アクティブネット」の運営やホームステイ交流、留学生を講師とする各種教室の開催などにより地域活動への参画支援を行います。また「おおいた留学生ビジネスセンター」において、留学生の就職と起業の支援を行います。

(2) 地域や学校における異文化理解の取組

- ①地域や学校において、異文化理解を促進する学びや留学生等外国人との交流の機会を設けます。
- ②異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化を持った人々とともに生きていくための態度を育成します。

(3) 外国人児童生徒の自己実現の支援

- ①外国人児童生徒が自らの在り方生き方に自信と誇りを持ち、自己実現を図ることができるように支援します。
- ②外国人児童生徒に関わる指導を充実するため、学校での教育支援体制の充実と教職員研修を推進します。
- ③PTA活動等様々な機会を捉えて、学校で外国人児童生徒と共に学ぶ意義と教育活動についての理解を図るとともに、NPO等との連携を図り、外国人の持つ文化や生活習慣等多様性を尊重する態度の育成に努めます。

トピック

「おおいた国際交流プラザ」について

「おおいた国際交流プラザ」では、県内に居住されている外国人の方々のお手伝いをしています。お気軽にご相談ください。

○大分県外国人総合相談センター（県受託事業）

【相談時間】毎週月～土曜日 10:00～17:00

（第2、第4月曜日（祝日の場合は翌日）及び年末年始を除く）

専用回線 097-529-7119

【相談言語】英語、中国語、韓国語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語、タイ語など全22言語
また、以下の通り専門相談を行います。

- ・専門家（弁護士、行政書士）による相談……毎週土曜日 13:00～16:00
- ・中国語による相談……毎月第1、第3木曜日 10:00～13:00
- ・タガログ語による相談……毎月第1土曜日、第3火曜日 13:00～16:00

○メールによる情報発信

「国際交流プラザ無料配信メールO I P M」に登録いただくと、イベント情報はもとより、県内の生活情報やお得な情報、さらに、いざという時の災害情報などを携帯メールで受け取ることができます。

【対応言語：日本語、やさしい日本語、英語、中国語】

○通訳・翻訳ボランティアの登録及び紹介・派遣

13か国語の通訳・翻訳ボランティアを登録し、紹介・派遣を行っています。また、通訳・翻訳ボランティアの登録も随時受けつけています。

【対応言語：英語、韓国語、中国語、スペイン語、フランス語、ロシア語、ドイツ語、ポルトガル語、イタリア語、ベンガル語、インドネシア語、タガログ語、タイ語】

詳しくは「おおいた国際交流プラザ」までお問い合わせください。

（住所）大分市高砂町2-33 （TEL）097-533-4021 （FAX）097-533-4052

（HP）<http://www.oitaplaza.jp/> （E-mail）in@emo.or.jp

★なお、生活に関するお悩みやお困りごとについては、お住まいの市町村でもご相談いただけます。

トピック

「特定非営利法人 大学コンソーシアムおおいた」について

「大学コンソーシアムおおいた」は、数多くの留学生が学び、生活しているという大分県の地域特性を活かし、県民と留学生との交流を促進しながら、留学生に対する支援、地域社会との連携並びに国際性あふれる人材の育成等に資する事業を行い、世界に開かれた活力ある地域づくりに貢献することを目的としています。

詳しくは「大学コンソーシアムおおいた」までお問い合わせください。

（住所）大分市金池南1丁目5番1号 ホルトホール大分2階

（TEL）097-578-7400 （FAX）097-578-7401

（HP）<http://www.ucon-oita.jp>

（E-mail）info@ucon-oita.jp



留学生との交流事業の様子



第3節 性的指向等に悩みを抱える子どもへの支援

1 めざす姿

- ・すべての子どもが自分の性的指向・ジェンダーアイデンティティを尊重され、自分らしく生きることのできる社会の実現をめざします。

2 具体的な取組

- ・性の多様性への理解促進のため、社会全体の啓発に取り組むとともに、学校においても、教育活動全体を通じて性の多様性についての理解を深める教育を推進します。
- ・LGBT等相談窓口や交流会により様々な悩みを抱える子どもやその家族などからの相談に幅広く対応します。
- ・関係機関等と連携して、家庭や学校生活における様々な困りごとの解消に取り組みます。

トピック

性的少数者が安心して暮らせる社会に向けて～LGBT等相談窓口～

令和5年6月に「LGBT理解増進法」が施行されました。県では誰もが自分のジェンダーアイデンティティを尊重され、自分らしく生きることができる社会の実現のため、「性の多様性」に関する県民の理解促進のための啓発に取り組んでいます。

その他にも、LGBT等相談窓口を設置し、性的指向やジェンダーアイデンティティについて悩みを持つ当事者や、保護者、関係者等からの相談を受け付けています。特に、若年層の声を広く拾うため、令和6年度よりSNS相談を加え、相談しやすい体制を整備しています。

LGBT等相談窓口図案

相談無料・秘密厳守

LGBT等相談

SNSで相談

詳しくはこちら▲

毎週水曜日・金曜日 19:00～22:00

電話とメールでも相談できます。

第6章 将来の見通しを持つことができ、結婚、妊娠・出産の希望が叶う環境づくり

第1節 結婚、妊娠・出産への支援

第2節 若者の就労支援

第1節 結婚、妊娠・出産への支援

1 めざす姿

- ・子どもが、愛情あふれる温かい雰囲気の中で、生命の大切さや親になることによる喜びと責任について、実感を持って学び、考えることができます。
- ・結婚を希望する若い世代がパートナーと出会い、家庭を築くことができます。
- ・思春期の頃から自分の健康に興味を持ち、妊娠・出産の正しい知識を身につけ、自分の生活や健康に向き合いながら、自らライフデザインを描くことができます。
- ・不妊に悩む人たちが安心して相談できることで精神的な負担が軽減され、また、不妊治療にかかる経済的な負担についても軽減されます。
- ・両親や友人の結婚生活を肯定的に捉えています。

2 具体的な取組

(1) 次代の親の育成

①次代の親になるための意識の醸成

- ア ふれあいや対話を通して、家族のきずなを深めるため、「大分県青少年の健全な育成に関する条例」で定める「家庭の日」(毎月第3日曜日)の普及・啓発を進めます。
- イ 若い世代が、将来、家庭を持つことや親になること等を意識する機会として、仕事、結婚、妊娠、出産、子育てといったライフデザインに関する学習の充実を図ります。
- ウ これから子どもを持つことを希望する夫婦が、子育てやキャリア、人生等のライフプランを共有し、その実現を後押しするための啓発講座等を行います。
- エ 若い世代の男女を問わず、性や健康に関する正しい知識を身につけ、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取組を推進します。

②若者の自立への支援

- ア 全ての意志ある生徒が安心して教育を受けることができるよう、授業料負担の軽減を図る高等学校等就学支援金の支給、低所得世帯への高校生等奨学給付金の給付、及び経済的理由により修学が困難な生徒に対する奨学金の貸与により、修学を支援します。
なお、高等学校等就学支援金の支給を受けてもなお授業料負担の残る私立高校生の世帯に対しては、授業料の減免により支援を行います。
- イ 工科短期大学校では学卒者等を対象に、高等技術専門校では学卒者、離転職者等を対象に、技術や技能を習得し、インターンシップ等を通して働くことの意義等を理解してもらうことにより、職場理解の促進と職場への定着を図ります。

(2) 結婚支援の充実

- ①個人の意思を尊重しつつ、結婚や家庭を持つことによる喜び等を啓発します。
- ②OITAえんむす部出会いサポートセンターを運営し、お見合いサービスを提供するとともに、結婚につながる丁寧なサポートを行います。また、企業・団体、市町村等と連携し、多様な出会いの場を提供します。

(3) 妊娠・出産に係る相談支援サービス等の充実

- ①市町村の子ども家庭センターによる、妊娠期から子育て期・乳幼児期等への切れ目ない総合的相談支援や、身近な地域で子育て応援する「地域子育て拠点」の取組を推進します。

②これから妊娠適齢期を迎える若者等に、生殖機能や、妊娠、不妊症、不育症、男性不妊等に関する正しい知識の普及・啓発を図るため、出前講座や女性の健康アプリ等を利用した周知を行います。

(4) 不妊に悩む人への支援

①「おおいた不妊・不育相談センター」の周知と専任助産師、生殖医療専門医師、生殖心理カウンセラー（公認心理師）、胚培養士の配置により相談体制の充実を図り、相談内容に応じた丁寧な対応を行い、不妊症・不育症に悩む人たちの精神的負担の軽減に努めます。

また、流産や死産等の周産期にこどもを亡くした方への相談支援を行います。

②不妊検査及び不妊治療費の一部助成などを行い、早期の医療機関への受診と治療を促し、経済的な負担を軽減します。

③不妊治療と仕事の両立を支援するため、経済界と連携し、不妊・不育に対する理解促進のための普及・啓発を行います。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	(年度)	目標値 (R11年度)
出会いサポートセンター成婚数（累計）	組	197	R5年度	510
不妊治療費（先進医療）助成件数	件	241	R5年度	増加
妊活応援検診（不妊検査費）助成件数	件	280	R5年度	増加
プレコンセプションケアの啓発にかかる講座の受講者数	人	1,912	R5年度	2,000

トピック

結婚を本気で希望する若者を応援！

「OITAえんむす部出会いサポートセンター」

OITAえんむす部出会いサポートセンターでは、結婚を希望する若者を対象とした、会員制のお見合いサービスを提供しています。

(所在地) 大分市高砂町2番50号

(TEL) 097-578-7777

(ホームページ) 「おおいたえんむすぶ」で検索

<http://www.oita-enmusubu.com>



トピック

おおいた不妊・不育相談センター(hopeful)

不妊や不育のお悩みに、専任助産師による相談のほか、生殖医療専門医や生殖心理カウンセラー、胚培養士による専門相談を実施しています。

(電話番号) 080-1542-3268

(電話相談) 火曜日～金曜日 12:00～20:00

土曜日 12:00～18:00

(メール) ホームページの相談フォームから送信してください。



トピック

正しい知識を持って、ライフデザインを考えよう！

若い世代の皆さんが自分の人生を自分で決めるためには、早い時期から、妊娠や出産、子育てに関する正しい知識を持ってライフデザインを考えることが大切です。

①プレコンセプションケア啓発動画

高校生を対象に「プレコンセプションケア」について学ぶ動画を作成しました。「プレコンセプションケア」とは、若い男女が将来のライフプランを考えて、日々の生活や健康と向き合うことです。向き合うきっかけとして動画を御覧下さい。

- (1) プレコンセプションケアってなに？
- (2) 女性の性について
- (3) 男性の性について
- (4) 妊娠・避妊について
- (5) 生活習慣って大切な？(食事編)
- (6) 感染症予防について



第2節 若者の就労支援

1 めざす姿

- ・若者が働く意欲を持ち続けられるような雇用の場を開拓します。
- ・「働きたいけど、働けない」と悩む若者の気持ちに寄り添った支援を受けられます。
- ・早い段階からの職業体験活動等を通じ、働くことの大切さを学ぶとともに、夢や実感を持って将来の仕事を考えることができます。
- ・若者が安定した生活基盤を確保することで、結婚や出産など、将来の夢を描くことができます。

2 具体的な取組

- ①様々な業種をバランスよく企業誘致することで、進出企業と地場企業の共生・発展を図り、雇用の場の創出に努めます。
- ②「ジョブカフェおおいた」において、就職相談や企業情報の提供、就職支援セミナーの実施等個々の状況に応じたきめ細かな就業支援に取り組みます。
- ③こども一人ひとりの勤労観・職業観を育てるために、地域や学校の実態、児童生徒の特性や進路希望等を考慮しながら、職場体験やインターンシップなどの社会体験活動を積極的に導入します。また、こどもたちが自分の将来や進路に対して理解を深めながら、集団や社会の中で自己を生かそうとする資質や能力を育むキャリア教育の推進を図ります。
- ④農林水産業への理解を深めるため、小・中・高校生を対象に知識の普及や体験の場の提供に努めます。また、農山漁村の後継者や新規参入者を支援するため、技術の普及や経営への参画に関する指導を行うとともに、各種資金の融資等を行います。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	（年度）	目標値 （R11年度）
若年者（45歳未満）就職率	%	35.5	R5年度	40
新規高卒者の県内就職率	%	R7.1 下旬 公表予定	R5年度	77.9
（農業・林業・水産業）新規就業者数	人/ 年	467	R5年度	440

トピック

「ジョブカフェおおいた」について

ジョブカフェおおいたは、概ね49歳以下の若者の県内就職を支援するために、県が設置した機関です。大分市の本センターをはじめ、県下4市（別府市、中津市、日田市、佐伯市）に「サテライトオフィス」を設置しています

（主な業務内容）

- 就職相談・企業情報・求人情報の提供
- 職業適正診断
- 企業見学会
- 就職支援セミナー
- 応募書類の添削、模擬面接



名称	場所	TEL	開所時間
ジョブカフェおおいた 本センター	大分市中央町 3-6-11 (ガレリア竹町内)	(097) 533-8878	月～土 9:30～18:00 (祝日、年末年始除く)
別府サテライト	別府市中央町 7-8 (別府商工会議所内)	(0977) 27-5988	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始除く)
中津サテライト	中津市殿町 1383-1 (中津商工会議所内)	(0979) 22-1207	月～金 8:30～17:30 (祝日、年末年始除く)
日田サテライト	日田市三本松 2-2-16 (日田商工会議所内)	(0973) 23-6898	月～金 8:30～17:30 (祝日、年末年始除く)
佐伯サテライト	佐伯市向島 1-10-1 (佐伯商工会議所内)	(0972) 23-8730	月～金 8:30～17:30 (祝日、年末年始除く)

トピック

「森の先生」による森林・林業体験活動

次世代を担う子ども達に、森林や自然に対する理解を深めてもらうため、「森の先生」による森林体験活動の促進に取り組んでいます。

「森の先生」は、森に関する専門知識や森林・林業体験活動等の経験を有する専門家で、243名（R6.4月現在）が登録されており、県内各地の保育所や幼稚園、小・中学校・放課後児童クラブなどからの要請に応じて、自然観察会やネイチャーゲーム、森林・林業体験などの指導を行っています。

身近にある樹木や季節の草花、昆虫、木の実などから自然の不思議を学ぶほか、森の手入れや竹笛作り、葉っぱ遊びなどの様々な体験をとおして、森林への理解を深めるとともに、子ども達の豊かな感性が育まれています



<自然観察会>

第7章 地域ぐるみでこどもを育む環境づくり

第1節 地域子育て支援サービスの充実

第2節 幼児期の教育・保育の環境整備

第3節 子育て支援者の育成

第4節 子育て支援サービスに関する情報提供の充実

第5節 子育て支援のネットワークづくり

第1節 地域子育て支援サービスの充実

1 めざす姿

- ・こどもや子育てについて悩んだり、困ったりした時に、気軽に話を聴いてもらったり、相談できる場所が身近にあります。また、必要な子育て支援サービスを気軽に受けられるよう地域社会全体で子育てを応援する体制を構築します。
- ・外国人や多子・多胎児など多様なニーズに対応した子育て支援サービスを気軽に受けられ、安心して子育てができます。
- ・こどもを預けて、ちょっと用事を済ませたり、外出したりすることができます。
- ・こどもが、放課後も楽しくのびのびと安心して過ごすことができます。
- ・こどもが、保育所等から小学校に進んだ後も、保護者は安心して働くことができます。

2 具体的な取組

- ①24時間365日体制でこどもと子育てに関するあらゆる電話相談を受ける「いつでも子育てほっとライン（電話）0120-462-110」やラインによる子育て相談を充実するなどにより子育ての不安解消を図ります。
- ②多様なニーズに対応するため、市町村枠を超えた子育てを応援する等、子育てサービスの柔軟な運用を促進します。
- ③主に乳幼児とその保護者が気軽に集い、交流や育児相談等ができる「地域子育て支援拠点」の設置を促進し、地域全体で、こどもの育ち・親の育ちを支援するための取組を推進します。
- ④子育て支援施設や交流施設の整備など、支援環境の充実に向けた取組を促進します。
- ⑤利用者にとって身近で、利用しやすい地域子育て支援拠点等で子育て家庭の個別ニーズを把握し、家庭に出向く「訪問支援」や、相談・情報提供等を行う「利用者支援事業」の充実を図ります。
- ⑥保育者への送迎やこどもの預かりなど、地域の人たちが会員制で子育てを助け合う「ファミリー・サポート・センター」の実施を促進します。
- ⑦保護者の病気や育児疲れの解消のため一時的に保育所等でこどもを預かる「一時預かり」や、保護者の就労要件を問わず月一定時間まで利用できる「こども誰でも通園制度」を促進します。
- ⑧認定こども園や幼稚園、保育所等における、地域の子育て家庭に対する相談や、施設を活用した親子交流の場の開設による情報提供など、保育士等の専門性を活用した地域の子育て支援の取組を促進します。
- ⑨「大分県就学前後の切れ目ない支援体制構築のためのガイドライン」に基づき、すべてのこどもがライフステージを通じて適切な支援を切れ目なく受けられるようにするため、特に小学校就学前後における関係者間の情報連携・支援体制の充実を推進します。
- ⑩保護者が病気等の理由により、家庭におけるこどもの養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設、里親及びファミリーホーム等で短期間（7日以内）こどもを預かる「ショートステイ事業」を促進します。
- ⑪保護者が仕事やその他の理由で平日の夜間又は休日等に不在となり、こどもの養育が困難になった場合に、児童養護施設、里親及びファミリーホーム等で預かる「トワイライトステ

イ事業」を促進します。

- ⑫保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ」の設置を促進するとともに、ニーズに応じた開所時間を確保するなど、サービスの向上を図ります。
- ⑬こどもたちに対し、放課後や土曜日、夏休み等の長期休暇中に、体験・交流・学習活動を提供するため、地域の人たちの協力を得て「協育」ネットワーク活動を推進します。

※「協育」ネットワーク活動とは、地域住民が地域のこどもを守り育てる仕組みのことです。地域のボランティア等が協力して、学習支援や部活動支援、登下校の見守り、放課後や土曜日に行う小学生チャレンジ教室等の活動を行っています。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	（年度）	目標値 (R11年度)
地域子育て支援拠点（こどもルーム、子育て支援センターなど）について、知っていると感じた親の割合	%	76.1	R5年度	100
ファミリー・サポート・センターを知っていると答えた親の割合	%	47.3	R5年度	100
一時預かり実施保育所数	か所	165	R5年度	検討中
トワイライトステイ事業実施市町村数	市町村	14	R5年度	16
放課後児童クラブ数	か所	385	R5年度	検討中
指針で求められている児童1人あたりのスペースを確保している放課後児童クラブの割合	%	86.8	R5年度	100

ファミリー・サポート・センター事業では、子育て中の家庭を応援するため、こどもの預かりや送迎などの援助を依頼する方（依頼会員）と援助を行う方（提供会員）とのマッチングを行っています。

依頼会員（援助を依頼する方）になるためには、お住まいの市町村のセンターに登録が必要です。また、提供会員（援助を行う方）になるためには、センターへの登録に加えて講習の受講が必要です。

【お問い合わせ先】

大分市	大分市金池南1丁目5番1号 ホルトホール大分2階	097-576-8246
別府市	別府市荘園6組5 ほっぺパーク内	0977-27-1189
中津市	中津市三光成恒421番地1 三光コミュニティセンター内	0979-27-7715
佐伯市	佐伯市鶴岡西町1-104 つるおか子どもの家内	0972-20-0726
臼杵市	臼杵市江無田1343-1 よいこのへや内	070-4087-1591
津久見市	津久見市宮本町20番15号	0972-82-9519
竹田市	竹田市君ヶ園1158番地3 ゆめいかだ内	090-2084-7912
豊後高田市	豊後高田市美和1335-1 健康交流センター花いろ内	0978-25-4512
杵築市	杵築市山香町大字内河野2629-20 山香児童館内	0977-75-2223
宇佐市	宇佐市大字四日市264番地 うさ児童館内	0978-33-0725
豊後大野市	豊後大野市三重町市場1200 豊後大野市子育て支援課内	0974-22-1001
由布市	由布市庄内町東長宝601 山家学園内	080-2742-2659
国東市	国東市国東町鶴川149 国東市子育て支援課内	0978-72-5114
日出町	日出町大字藤原2777-1 日出町保健福祉センター内	0977-85-8899
九重町	九重町大字引治508-1 ここのえ子育て交流センター内	0973-73-2666
玖珠町	玖珠町岩室24-1 玖珠町社会福祉協議会内	0973-72-5513

お住まいの市町村には、妊娠期から子育て期までを支える様々な相談機関があります。
このトピックではその一例をご紹介します。

①こども家庭センター

「こども家庭センター」は、母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目ない支援を行うとともに、新たに、支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランの作成、民間団体と連携しながら支援体制を強化するための地域資源の開拓などを担うこととされています。

令和4年に改正された児童福祉法等により、令和6年4月から市町村は「こども家庭センター」の設置に努めなければならないこととされており、県内には、16箇所（14市町村）設置されています。

○県内市町村の相談窓口は県のホームページ（市町村の児童相談窓口一覧）をご覧ください。
(https://www.pref.oita.jp/uploaded/life/2231416_4049381_misc.pdf)



②地域子育て支援拠点

より身近な地域にある「地域子育て支援拠点」では、乳幼児のこどもの遊びを見守りながら、親同士が交流することで、リフレッシュを図ったり、子育ての悩みを相談したりすることができます。

県内には、75箇所(令和6年4月現在)設置されており、市町村によっては「こどもルーム」や「子育て支援センター」、「子育てひろば」と呼ばれています。

また、設置場所も保育所や小児科医院、行政機関に併設されていたりとさまざまです。



○地域子育て支援拠点のページ

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/12470/kosodatesienkyoten.html>



第2節 幼児期の教育・保育の環境整備

1 めざす姿

- ・それぞれの地域に、こどもを安心して預けることができる保育所等や様々な保育サービスがあります。
- ・身近な保育所や幼稚園、認定こども園は、こどもにとって安全で安心できる楽しい場所で、質の高い教育・保育が受けられます。
- ・子育て世帯の保育料の負担を軽減します。

2 具体的な取組

(1) 幼児教育・保育の提供体制の確保

- ①地域の実情に応じて、質の高い教育・保育が適切に提供されるよう、市町村の計画等に基づき新たな保育所や幼保連携型認定こども園の設置認可を行うなど、地域における幼児教育・保育の提供体制の確保を支援します。
- ②保護者の働いている状況に関わらず利用が可能で、人口減少地域にあっても、こどもの健やかな成長にとって適切な集団規模の確保が図られる「認定こども園」の普及に努めます。
- ③幼稚園、保育所等を利用するこどもの安全・安心を確保するため、施設の新設・改修・増改築等、施設整備を促進します。
- ④認可外保育施設に入所するこどもの安全を確保するため、巡回支援や、健康診断等の経費助成を行う市町村の取組を支援します。
- ⑤認可外保育施設の立入調査を実施し、調査結果を公表するとともに、全ての施設が指導監督基準を満たすよう改善指導を行います。

(2) 多様な保育ニーズへの対応

- ①多様な保育ニーズに対応するため、保育所の「延長保育」や幼稚園や認定こども園で実施する「在園児を対象とした預かり保育（一時預かり）」の実施を促進します。
- ②病気のため、通常の保育が困難なこどもを、保育所・認定こども園・病院・診療所等で預かる「病児・病後児保育」の実施を促進します。
- ③保育所や放課後児童クラブなど、それぞれの地域のニーズに沿ったサービスが利用できるよう、市町村の取組の支援や環境整備を促進します。

(3) 幼児教育・保育従事者の育成及び人材確保

- ①多様な保育ニーズへの対応のため、賃金水準の改善や修学資金等の貸し付け、就職マッチングの強化などにより、必要な保育士等の確保を図ります。
- ②幼児教育・保育に従事する幼稚園教諭や保育士等の資質の向上を図るため、幼児教育センターによるこどもの人権、教育・保育に必要な知識及び技術、安全対策等に関する研修を充実するとともに、園からの要請に応じて幼児教育スーパーバイザーを派遣し、園内研修の支援や助言を行います。
- ③保育所等の機能強化を図るため、障がいのあるこどもやネグレクトなど特別な配慮が必要な家庭やこどもへの対応等専門性を高める研修を実施します。
- ④ICTの普及促進や保育補助者等の配置支援など働き方改革により、保育士の業務の効率化と負担軽減、保育の質の向上を図ります。
- ⑤幼稚園教諭免許や保育士資格の取得の特例制度の周知を図るなど、保育教諭の確保を支援

します。

(4) 子育て世帯の保育料の負担軽減

- ①子育て家庭の経済的な負担を軽減するとともに、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性から、幼児教育・保育の無償化を行います。
- ②保育所、認定こども園、認可外保育施設に入所する3歳未満児の第2子以降の保育料を全額免除する市町村の取組を支援します。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	目標値 (R11年度)	
			(年度)	
教育・保育施設定員数（2号認定）※	人	15,499	R5年度	検討中
教育・保育施設定員数（3号認定）※	人	13,478	R5年度	検討中
認定こども園数	か所	184	R5年度	検討中
認定こども園と幼稚園における在園児の預かり保育（一時預かり）実施施設数	か所	226	R5年度	検討中
病児・病後児保育実施施設数	か所	32	R5年度	検討中
市町村幼児教育アドバイザー養成数	人	87	R5年度	165

※認定区分等

	年齢	保護者の利用状況	利用先
1号認定	3～5歳	幼稚園等での教育を希望	幼稚園、認定こども園
2号認定		保育の必要性があり、保育所等での	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳	保育を希望	保育所、認定こども園、地域型保育

トピック 「認定こども園」ってなあに？

亮太君は3歳の男の子。ついこの間まで保育園に通っていた。でも、今はおうちにいる。弟が生まれて、ママが出産を機に仕事を辞めることになったので、保育園は退園しなければならなかったのだ。

退園して3か月が経ったある日、園長先生からママに電話がかかってきた。「亮太君のお母さん！来年の4月から当園は認定こども園になります。認定こども園は、お母さんが働いていても、いなくても3歳以上なら利用できるんですよ。」

ひがしこども園（豊後大野市）

保育園の友達と会えなくて寂しがっていた亮太君は大喜び♪ママもひとり

ぼっちで遊んでいた亮太君のことがとても心配だった。「亮太、よかったね。4月からみんなと一緒に遊べるね。」

「認定こども園」とは

◎幼稚園と保育所のそれぞれの良いところを活かしながら、その両方の役割を果たすことができます。

◎認定こども園に通っていないお子さんや保護者に対しても、子育て相談や親子の集いの場の提供などの地域の子育て支援を行っています。

トピック

病児保育は子育て世代の強い味方です。

病児保育をより利用しやすくするため、大分県では令和3年10月から病児保育の広域化・ICT化に取り組んでいます。

以前は、お住まいの市や町以外の病児保育施設を利用したくても、利用料が割高になるなど利用しにくい面もありましたが、広域化により域外料金を域内料金に統一したことで、お住まいの地域に関係なく病児保育施設を利用できるようになりました。

また、病児保育ネット予約サービス「あずかるこちゃん」を導入している施設では、電話で空き状況を問い合わせることなく、24時間いつでもスマートフォンで空き状況が確認でき、そのまま予約申し込みが可能です。

便利になった病児保育をぜひご活用ください。



第3節 子育て支援者の育成

1 めざす姿

- ・子育てに悩んだ時、あなたの気持ちを受け止め、安心や自信を引き出してくれる人がいます。
- ・こどもに障がいや発達上の心配などがあるとき、専門家につないだり、市町村や関係機関と連携・協力して個別に支援をしてくれる人がいます。
- ・子育て当事者に寄り添い、オンラインを活用した相談やプッシュ型の情報提供を行います。

2 具体的な取組

- ①地域で子育て応援活動や団体運営を担うリーダーを養成し、活動の継続・発展を支援するとともに、地域の子育て支援の優良事例を情報発信し、取組の拡大を促進します。
- ②幅広い年代を対象とした子育て支援活動のきっかけとなる講座を実施することで、新たな担い手の増加を図ります。
- ③地域子育て支援拠点が、子育て家庭へのきめ細かな支援や地域における多様な子育て支援者との連携といった役割が果たせるよう、スタッフの資質向上を図る研修を実施します。
- ④地域の子育て家庭への相談支援活動を行う主任児童委員の資質向上を図るため、研修会を実施します。
- ⑤家庭訪問型子育て支援（ホームスタート）に従事するスタッフのスキルアップのための研修会を実施するとともに、取組団体・市町村・県からなる会議を定期的で開催し、情報交換を行うとともに、活動の質を確保するよう努めます。
- ⑥保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する人に、知識や技能等を習得するための放課後児童支援員研修や子育て支援員研修を充実します。
- ⑦地域における家庭教育支援者の組織を「協育」ネットワーク内に立ち上げ、地域の状況に応じた家庭教育支援の取組を行います。
- ⑧放課後児童支援員や「協育」ネットワーク活動の支援者の資質の向上を図るため、保育や遊びの指導、こどもの人権、障がいのあるこどもへの対応、保護者に対する支援等についての研修を充実します。

※「協育」ネットワーク活動とは、地域住民が地域のこどもを守り育てる仕組みのことで、地域のボランティア等が協力して、学習支援や部活動支援、登下校の見守り、放課後や土曜日に行う小学生チャレンジ教室等の活動を行っています。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	目標値 (R11年度)	
			(年度)	
放課後児童支援員・子育て支援員研修修了者数（累計）	人	2,387	R5年度	3,400
ホームスタート事業に関わる訪問ボランティア数（累計）	人	407	R5年度	528

トピック

「放課後児童クラブ」について

放課後児童クラブは元々「鍵っ子」の社会問題をきっかけに生まれました。共働き家庭が増える中、働く親にとって安心して児童を預けられる場所として、また、児童にとっては、放課後を過ごす豊かな居場所となっています。

クラブでは、放課後児童支援員に見守られながら、友達と色々な遊びをしたり、おやつを食べたりとのびのびとした時間を過ごしています。

県では、放課後児童支援員向けの研修等を開催し、児童に携わる支援員の資質向上を図り、安全・安心な放課後の居場所づくりに取り組んでいます。



長浜校区児童育成クラブ（大分市）

トピック

訪問型子育て支援「ホームスタート」について

子育てに悩む家庭に寄り添い、地域とつながりをつくる取組、ホームスタートが県内で広がっています。

ホームスタートとは、1973年にイギリスから始まった子育て支援活動です。妊婦や未就学児のいる家庭に、研修を受けた子育て経験のあるボランティアが、1回2時間の訪問を4回程度行います。具体的には、家庭の話をじっくり聴いて、不安や悩みをしっかりと受け止め、一緒に家事や育児を行うなどの活動をしています。



県内では令和6年7月時点で12の市と町で団体が活動しており、「子育てを一緒に支えたい」、「誰かの役に立ちたい」と思って活動する訪問ボランティアは400人を超えています。

県では、ホームスタートの取組団体や関係市町村職員を対象に、ホームスタートの普及、発達障がいのお子さんと親への支援、母子保健との連携・協働など研修を実施しています。

第4節 子育て支援サービスに関する情報提供の充実

1 めざす姿

- ・子育て支援サービスに関する情報を必要とする家庭にわかりやすく提供します。
- ・保護者は、様々な子育て支援サービスの中から自分が受けたいサービスを選び、安心して子育てすることができます。
- ・身近な地域子育て支援拠点に行けば、子育てをサポートしてくれる人・場所・サービスを知ることができます。

2 具体的な取組

- ①住民に身近な市町村におけるきめ細かな子育て支援情報の提供を促進します。
- ②子育て支援に関する行政情報や地域の先進的な取組事例等を県ホームページなどで紹介し、関係機関との連携や先進事例の横展開を進めます。
- ③必要な子育て支援サービスを選択、利用しやすいように、県ポータルサイト「子育てのタネ」に様々な情報を集約しわかりやすく提供するとともに、インスタグラムなどSNS等を活用し、創意工夫した情報発信に努めます。
- ④地域子育て支援拠点等において、子育て家庭の個別ニーズを把握し、相談・情報提供等を行う「利用者支援事業」の充実を図るとともに、子育て家庭に出向いて支援を行うアウトリーチの取組の中で、必要な情報提供に努めます。
- ⑤「おおいたNPO情報バンク（おんぼ）」において、子育てに関わるNPO・ボランティア等についての情報をわかりやすく提供します。

3 数値目標

指 標 名	単 位	基準値	目標値 (R11年度)	
			(年度)	
利用者支援事業を実施している市町村数	市町村	17	R5年度	17
ホームページ「子育てのタネ」アクセス件数（累計）	件	166,815	R5年度	156,000
子育て支援サービスを知っていると答えた人の割合	%	47.8	R5年度	100

令和5年度に実施した「こども・子育て県民意識調査」では、「子育て支援サービスを知っている」と答えた人の割合（就学前児童の保護者に15サービスの周知状況を調査し、その平均をとったもの）は47.8%と、その周知が課題となっています。

そのため、県では子育て支援ポータルサイト「子育てのタネ」やInstagramなどSNS等を活用し、主に子育て世代にニーズが高い支援サービスの情報や、子育て相談窓口、地域情報等を掲載しています。

また、「大分県次世代育成支援のページ」では、主に大分県こどもまんなかプラン「第5期計画」プランに沿った取組内容を掲載し、情報提供に努めています。

○子育てのタネ



○大分県次世代育成支援のページ



第5節 子育て支援のネットワークづくり

1 めざす姿

- ・子育て家庭と地域の人たちがつながり、みんなが子育てを応援してくれていると実感できます。
- ・子どもや保護者、高齢者等の多世代の交流を活性化させるとともに、住民相互の支え合い活動を推進します。
- ・子どもが、保護者や学校の先生以外にも話を聴いてもらったり、相談したりできる場所があります。
- ・みんなで食事や勉強をすることにより、コミュニケーションの向上や地域の人との交流を深めることにつながります。
- ・子どもが、安心して自由に過ごせる場所が地域にあります。

2 具体的な取組

(1) 地域子育て支援拠点を中心とした地域のネットワークづくり

- ①地域ぐるみでの子育てを推進するため、「地域子育て支援拠点」を中心に、専門機関や様々な子育て支援サービスとの連携を図るとともに、子育てサークル等のグループへの支援やコーディネートを行うなど、ネットワークづくりを進めます。
- ②子育て支援の充実のため、地域子育て支援拠点間の情報共有を図ります。また、外に出向いて必要な支援を行うアウトリーチの利用促進や、スタッフの専門性の向上等に取り組みます。

(2) NPOやボランティア、関係団体等との連携・協働

- ①民間の子育てに関する知識やノウハウを活用し、地域の実情に応じた自発的な子育て支援活動を推進するため、「大分県におけるNPOとの協働指針」に基づき、NPOやボランティアとの協働事業を推進します。
- ②子育て親子の見守りや交流の場づくり等を推進するため、ボランティアをはじめ、民生委員・児童委員や老人クラブ、愛育班等の保健福祉関係団体、自治会、地域福祉活動を行う社会福祉法人、社会福祉協議会等のネットワークづくりを支援します。
- ③地域での子育て応援を推進するため、子どもを対象に行う支援活動、子育て家庭の身体的・精神的負担軽減につながる子育て応援活動を行う団体の活動を支援します。
- ④高齢者による子育て支援等の地域活動の取組を支援します。

(3) こどもの居場所づくり

- ①地域において、子どもが自主的に参加し、自由に遊べる児童館などのこどもの健全な居場所づくりを応援します。
- ②地域の人たちの協力を得て体験・交流・学習活動を提供する「協育」ネットワーク活動と、「放課後児童クラブ」の連携を促進させ、放課後や土曜日、長期休暇等におけるこどもの安全な居場所づくりを進めます。

※「協育」ネットワーク活動とは、地域住民が地域の子どもを守り育てる仕組みのことで、地域のボランティア等が協力して、学習支援や部活動支援、登下校の見守り、放課後や土曜日に行う小学生チャレンジ教室等の活動を行っています。

- ③子育て世代が気軽に集う「子育てサロン」等、NPOやボランティアなどによる、地域に

おける交流の場や、助け合いの仕組みづくりを支援します。

- ④市町村との連携による「こども食堂」の開設や機能強化に対する支援及び関係者による「こども食堂ネットワーク」の形成を図ります。

(4) 地域ぐるみの交流活動の推進

- ①児童館が実施する、子育て親子や小学生、中高生など、地域における異年齢間の交流促進に向けた取組みを市町村とともに支援します。
- ②豊かな経験と知恵や技術を持つ高齢者との交流を図り、「協育」ネットワーク活動における地域の文化伝承や自然体験活動の取組を促進します。
- ③多様目・多世代・多志向の理念のもと創設された「総合型地域スポーツクラブ」における多様な交流が可能となるよう、スポーツ活動にとどまることなく提供するプログラムや企画するイベントの更なる充実を推進します。
- ④大人がこどもの手本となり、皆が感謝の言葉を伝えられる社会となるよう、「県民総ぐるみあいさつ運動」など「大人が変われば子どもも変わる」県民運動に取り組みます。
- ⑤「こども食堂」は、こどものみならず、地域の高齢者や障がい者なども参加できる場所も多くあり、地域の「こどもの居場所」として市町村と連携した支援に取り組みます。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	(年度)	目標値 (R11年度)
			R5年度	11.7
「協育」ネットワークの取組に参加する地域住民の数	万人	11.1	R5年度	11.7

トピック

地域で活躍する高齢者の活動を応援します！

～パワフルシニア活動応援事業～

現在の高齢者は、10～20年前に比べて、身体面で5～10歳程度「若返り」が見られており、また、高齢者自身の社会参加意欲は高く、今後、様々な分野での高齢者のさらなる活躍が求められています。

県では、地域の高齢者団体が行う、「健康づくり」や「生きがいづくり」、「子育て支援」等の活動を募集し、活動に要する経費を補助することで、事業の立ち上げを支援しています。

【活動例】

高齢者が地域の子ども達へ野菜の栽培等の指導を行う活動への補助。(食育活動の推進)
(放課後児童クラブの子どもたちと一緒に畑で野菜の種まき～収穫までを行う活動。)

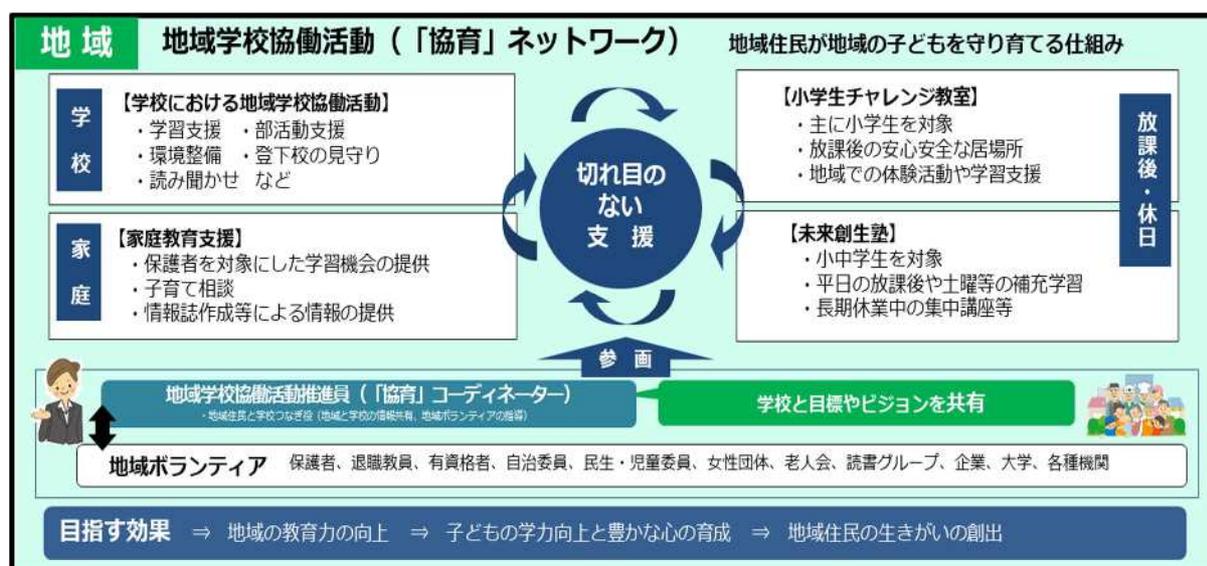
近年、変化の激しい社会において、子ども達が安心・安全に成長するには、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たすとともに、連携した取組が必要になります。

「協育」ネットワークとは、おおむね中学校区を単位に、学校関係者・保護者・地域住民・関係団体等が緩やかなネットワークを形成することにより、子ども達の育ちや学びを地域ぐるみで見守り支援するための仕組みです。

「協育」ネットワークは、地域の公民館等を拠点に学校、地域住民、関係団体等をつなぐ役割である地域学校協働活動推進員を中心に、地域や学校における教育活動を企画・実施しています。

「協育」ネットワークでは、地域全体で様々な活動を行っています。学校における地域学校協働活動は、登下校の見守りや読み聞かせのような地域の方々を支援ボランティアとして学校に派遣する取組です。小学生チャレンジ教室は主に小学生を対象とした放課後の体験活動です。未来創生塾は放課後や土曜等の補充学習等の学習支援です。家庭教育支援活動は子育て講座や親子活動など家庭教育に関わるものです。学校・家庭・地域が連携・協働しながら子ども達を支援してきます。

「協育」ネットワーク（地域住民が地域の子どもの守り育てる仕組み）と主な活動



第8章 安心してこどもを生き育てながら働ける環境づくり

第1節 ワーク・ライフ・バランスの推進

第2節 男性の家事・育児の推進

第3節 女性の就労支援

第1節 ワーク・ライフ・バランスの推進

1 めざす姿

- ・子育て中の人だけでなく、全ての人が仕事と生活の調和を図りながら、家族とともに過ごす時間や、趣味やスポーツ、生涯学習、ボランティア活動など自己実現のための時間を持つことができます。
- ・家庭と生活を大切にすることは、効率的で創造的な仕事につながるといった意識が広がります。
- ・メリハリのある働き方をすることで、家族との有意義な時間を過ごすことができます。

2 具体的な取組

- ①働き方の見直しを行い、仕事と生活を両立できる環境整備や意識改革を行うため、セミナーや各種講座の開催、リーフレットの作成・配布など様々な啓発活動に取り組みます。
- ②働き方改革の推進を目的として開催する会議で、県内企業における仕事と子育ての両立支援等につながる議論を行い、浸透を図ります。
- ③社会全体での多様で柔軟な働き方の実現に向けた取組を拡大するため、働き方改革に関する国の調査・研究報告や、県内外の取組、先進事例等について情報提供を行うとともに、周知に努めます。
- ④企業の一般事業主行動計画策定を促進するため、「おおいた子育て応援団（しごと子育てサポート企業）」認証企業の拡大を図ります。
- ⑤キャリアコンサルタントや社会保険労務士などの専門家を派遣し、女性が働きやすい職場づくりやワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業を応援します。
- ⑥企業や団体の仕事と育児を両立しやすい職場環境を醸成するため、イクボスの普及・啓発を行います。
- ⑦子育てと仕事を両立できる働き方を選択しやすくするため、育児休業や育児短時間勤務を取得しやすい環境づくりを進めます。

3 数値目標

指 標 名	単 位	基 準 値		目 標 値 (R11年度)
			(年度)	
「おおいた子育て応援団（しごと子育てサポート企業）」 認証企業数	社	644	R5年度	850

トピック

「おおいた子育て応援団（しごと子育てサポート企業）」について

次世代育成対策推進法に基づく一般事業主行動計画を労働局へ届けた企業を、「おおいた子育て応援団（しごと子育てサポート企業）」（仕事と家庭の両立がしやすい職場環境づくりに取り組む企業）として認証しています。

認証企業に交付される「おおいた子育て応援団」認証マークは、会社案内等に付すことができるため、学生や社会一般へのイメージアップや優秀な従業員の採用・定着などにつながります。



「おおいた子育て応援団」認証マーク

トピック

県内企業における働き方改革の取組について

「おおいた子育て応援団（しごと子育てサポート企業）」の認証を取得し、働き方改革を推進する株式会社大和電業社（大分市）を紹介します。

電気工事を中心とする同社は、男性の比率が高く、現場作業中心の業務内容で、以前は育児や介護など、家庭と仕事を両立させたい女性が働きやすい制度は整っていませんでした。

そこで、女性社員はもちろん、男性社員も子育てに参加しやすい会社への変革を目標に掲げ、時短勤務制度や在宅勤務制度、時間単位の有休取得制度のほか、男性の育児休業取得促進のため、育児休暇中5日間は有給とするなど、次々と新しい制度を取り入れていきました。こうした取り組みにより、時短勤務や在宅勤務を利用して家庭と仕事を両立させて働く女性社員の増加や、男性社員の育児休業取得につながっています。

また、社員の幸福と会社の成長を両立させるため、生産性向上と労働時間削減に注力し、DX化も積極的に推進しています。社内にDX推進室を設置し業務効率化を進めることにより、残業時間は減少し有給休暇の取得率は向上しました。

社員全員が仕事もプライベートも充実した毎日を過ごしてもらうため、社内連絡ツール内に働き方についてのアンケートボックスを設置し、子育て世代や若手社員の意見を柔軟に取り入れる工夫をし、働き方改革を積極的に進めています。



令和6年度「おおいた働き方改革」推進優良企業の表彰式の様子（同賞は、働きやすい職場環境づくりに加え「働き方改革」に積極的に取り組み成果をあげた企業に贈られる。）

第2節 男性の家事・育児の推進

1 めざす姿

- ・男性の家事や育児について、企業や社会の理解が深まります。
- ・男性も、子育てや家庭生活を楽しむ時間を持つことができます。
- ・家事や育児の喜びや責任を共有することで、家庭生活がより豊かになります。
- ・家族のふれあいが増えることで、こどもの健やかな育ちに良い影響を与えます。
- ・子育てを通じて、視野が広がるとともに、周囲の協力を得たり、時間を上手に使ったりと段取り力の向上も期待できます。

2 具体的な取組

(1) 効果的な意識啓発

- ①男性の積極的な子育てについての理解や関心を深め、県民総参加による取組が促進されるよう、男性の子育てを応援するシンボルマークを活用し、啓発冊子やインターネット等、様々な媒体を活用した広報・啓発を推進します。また、男性の子育てを推進する市町村等の取組の支援を行います。
- ②働き方の見直し等や家事・育児に対する男性の意識改革を図るとともに、育児休業制度をはじめ法制度の周知を行うため、セミナーや労働講座の開催、リーフレットの配布等の取組を行います。
- ③地域子育て支援拠点を中心に、夫婦で協力し、積極的に子育てを行う父親のコミュニティづくりの支援を行います。
- ④男性の子育てへの理解促進を図るため、県内企業と連携し、子育て推進にかかるイベント等の取組により、夫婦で共に子育てする共育ての機運醸成を図ります。

(2) 男性の積極的な育児を可能とする職場環境づくり

- ①男性の子育て支援について取組を行う中小企業を支援するとともに、取組の内容を広く周知することにより、機運の醸成を図ります。
- ②企業に対して、育児・介護休業法をはじめとする労働関係法令の周知を図るとともに、男性の積極的な育児が推進されることによる企業のメリットを啓発するためのセミナーを開催する等、企業の意識改革に努めます。

3 数値目標

指 標 名	単 位	基 準 値	目 標 値	
			(年度)	(R11年度)
男性の育児休業取得率	%	27.9	R5年度	78.0

トピック

おおいたパパくらぶ ～パパをもっと楽しもう～

男性の積極的な子育ての推進は、母親の育児負担の軽減やこどもの健全な育ちはもとより、女性の就業率向上や、職場の業務効率化にも資すると言われています。

「おおいたパパくらぶ」は、大分県の実施した父親向け講座の参加者有志により自発的に誕生した父親による育児サークルです。

「たのしむ」「つなぐ」「まなぶ」「つたえる」の4つのスローガンのもと日々活動しており、父親同士の交流のほか、子どもと触れあう機会として、絵本の読み聞かせや親子イベントへの参加など、ボランティア活動にも力を入れています。



絵本の読み聞かせ



イベント出展協力の様子



「パパの子育て応援」
シンボルマーク

トピック

おおいたイクボス宣言

子育てや親の介護などにより働き方に制約がある方が増えている一方で、労働力不足も大きな課題となっています。

このため、県では一緒に働く部下や職場の仲間が、ワーク・ライフ・バランスを実現しつつ、組織としての成果を出すため、具体的な行動や目標を宣言する「イクボス」の普及・啓発に取り組んでいます。

【イクボス宣言の例】

- ①意識改革（自分の考え方や価値観を示す）
 - ・仕事を効率的に終わらせ、早く帰る部下を評価します。
 - ②業務改善（仕事の見直しや改善を目指す）
 - ・仕事の効率化や進め方の改善に努めます。
 - ③自分の取組（まずは自分が実践することを示す）
 - ・休日、定時以降には、仕事の依頼をしません。
- （ホームページ）「おおいたイクボス宣言」で検索



「おおいたイクボス宣言サイト」
イクボス宣言企業の情報や企業内での取組みを紹介

第3節 女性の就労支援

1 めざす姿

- ・様々な子育ての段階や状況に応じて、女性が希望する働き方を選択することができます。
- ・働きたい女性が、意欲や能力を生かすことができ、企業や社会の活性化につながります。

2 具体的な取組

- ①女性が安心して働き続けられるよう、大分県労政・相談情報センターにおいて仕事や職場の悩みごとに関する相談に応じます。また、長時間労働の是正、短時間勤務制度等多様な働き方の推進を図るため、セミナーや各種講座の開催、ガイドブックの作成など様々な啓発活動に取り組みます。
さらに、「おおいた働きたい女性応援サイト」等において、就労に関する支援サービス等についての情報提供を行います。
- ②女性の採用や登用について一定の基準を満たす企業を認証するとともに、女性の継続就労、職域拡大、登用促進等に関して優れた取組をしている事業所の表彰や事例紹介等を行います。併せて、女性のキャリア形成を支援するため、様々な業種で活躍する女性をロールモデルとして情報発信していきます。
- ③出産や育児等で離職した子育て中の女性の再就職等を支援するため、求職活動や就職に向けた面接、試験などの際に利用できる、無料の託児サービスを実施します。
- ④女性の再就職を支援するための就職に結びつきやすい職業訓練や、女性の活躍が期待される分野の職業訓練を、民間教育機関等に委託して実施します。また、子育て中の女性が参加しやすいよう、託児サービスを併設した職業訓練を実施します。
- ⑤出産や育児等で離職した女性のスムーズな職場復帰を支援するため、実際に県内企業で働きながら、必要な技術を習得する就労体験の機会を設けます。さらに、子育て等により外で働くことが困難な女性に対し、働く場所や時間にとらわれない柔軟な働き方が可能なテレワークに関する支援を行います。
- ⑥女性の起業へのチャレンジを支援するため、セミナーの開催や女性起業家ネットワークの構築などを進めます。また、農林水産業に従事する女性に対し、経営への参画に関する支援や、各種資金の融資を行います。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	目標値
			(年度)
女性活躍推進宣言企業数（累計）	社	332	R5年度 542

トピック

「働きたい女性のための託児サービス」について

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）では、結婚や育児、介護などでいったん退職された女性の再就職等を応援するため、就職活動や面接、就業ガイダンスなどに参加する方を対象に、無料の一時託児を行っています。大分市ではアイネスにおいて、その他の市町村では保育所等の一時預かり事業と連携して実施しています。

詳しくは、県のホームページをご覧ください。



●大分市分 <https://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/takujisabisu.html>

●大分市以外 <https://www.pref.oita.jp/site/iness-jyosei/takuji.html>

●お問い合わせ

電話番号：097-534-2039

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス） 参画推進班

トピック

女性の起業を応援します！

一億総活躍社会の実現が求められる中で、創業の面でも女性のチャレンジを促進し、女性の多様な生き方の実現を図ることが必要となっています。

県では、自分らしく輝く女性の起業を応援するため、平成29年度より、様々な学びや交流の場の提供と、事業実現に向けた集中的な支援プログラムを実施し、女性起業家の裾野拡大と、次代の女性起業家のロールモデル創出に取り組んでいます。

令和5年度県内起業件数のうち、30.4%が女性による起業となっています。今後は、女性の起業を全体の3分の1まで引き上げることを目標に、引き続き女性起業家の支援を行っていきます。



セミナー、交流会の様子

県庁では、職員の子どもたちを健やかに育てていくために、
「特定事業主行動計画」を定めて、職員みんなで子育てを支え合い、子育ても仕事もしやすい環境づくりに率先して取り組んでいるよ。

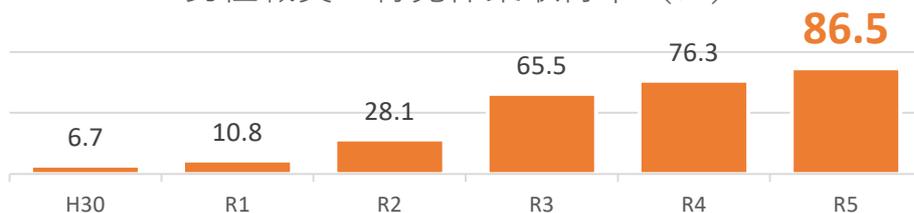


「所属長によるお父さんの子育て応援プログラム」の活用

子どもが産まれる予定の男性職員と職場が、休暇の取得や職場としてのサポートなどをどうしていくのか話し合い、育児関係休暇等の取得予定表「所属長によるお父さんの子育て応援プログラム」を作成しています。

お互いが同じ思いを共有しながら、職員の子育てを応援していくよう取り組むことで、男性の育児休業取得率が上昇しています。

男性職員の育児休業取得率（％）



第9章 こどもまんなかまちづくりの 推進

第1節 子育てしやすい生活環境づくり

第2節 安心して外出できる環境づくり

第3節 こどもを交通事故から守る環境づくり

第4節 こどもを犯罪から守る環境づくり

第1節 子育てしやすい生活環境づくり

1 めざす姿

- ・安心して子どもを生み、子育ての喜びを実感できる充実した住環境が整っています。
- ・川や海などきれいな水環境や空気に囲まれ、子どもが健やかに育ちます。

2 具体的な取組

(1) 安心して子育てできる住環境の確保

- ①子育て世帯等における経済的負担を軽減するため、公営住宅への優先入居を進めます。また、県営住宅において、子育て世帯向け住戸整備や子育てしやすい間取り・設備への改修を行います。
- ②子どもの成長や家族構成の変化に応じて間取りを変更できる住宅の普及や、子ども部屋のリフォーム支援を行います。また、空き家等の既存ストックを活用した子育て世帯向け住宅の供給を促進します。
- ③子育て世帯への居住支援体制の充実、地域交流スペースの確保や子育て世帯が利用できる居場所（サードプレイス）づくりの促進により、つながり支え合いながら子育てできる住環境の実現に向けた取組を推進します。

(2) 良好な生活環境の確保

- ①地域の子育て環境の改善を図るため、公営住宅の整備に当たっては、地域住民の利用に配慮した子育て支援施設の配置等に努めます。
- ②河川や海などの水質を保全するため、地域の特性に応じた下水道や農業・漁業集落排水の整備、合併処理浄化槽への転換などの生活排水処理の取組を推進します。
- ③子どもが屋外での遊びやレジャーを安心して楽しめるよう、海や河川等の水質や大気の状態を監視するとともに、必要に応じて迅速な広報を行います。
- ④子どもの学習や睡眠にとって良好な環境を保つため、測定や監視を通じ騒音の低減に努めます。

3 数値目標

指 標 名	単 位	基 準 値	目 標 値
			(年度)
県営住宅の子育て世帯向け住戸整備戸数	戸	30	R5年度 280

トピック

子育て世帯のリフォームを支援します！

安心して子育てできる住環境づくりのため、子ども部屋の増築や間取りの変更、子どもの見守りができる対面キッチンへの改修等のリフォーム工事費用に対して補助を行うなど、市町村と連携して支援しています。

また、近年共働き世帯が増える中、世代間で助け合いながら子育てができる三世代同居世帯が行うリフォームについても支援しています。多様化する子育て世帯のニーズに対応したリフォーム支援により、安心・快適な住まいづくりに力を入れていきます。



対面キッチンへのリフォーム事例

リフォームをお考えの方は、県建築住宅課
(097-506-4677) またはお住まいの市町村へ
お気軽にご相談ください



HPは
こちらから

トピック

生活排水対策の普及啓発について

川や海の汚れの原因の約4割は、日常生活では欠かせない台所や洗濯、お風呂などから出る生活排水です。次世代へきれいな水環境を引き継いでいくためには、子供のころから身近な水環境に関心を持ってもらうことが重要です。

県では、小学校を訪問し「生活排水出張教室」を開催しています。生活排水がきれいになる仕組みや下水道への早期接続、合併処理浄化槽への転換の重要性等について動画や実験などを交えながら授業を行っています。

そのほか県内各地で開催されるイベントに「生活排水きれい推進」ブースを出展し、パネルの展示、リーフレットや普及啓発グッズの配布を行いながら、生活排水対策についてのご質問やご相談にお答えしています。



生活排水出張教室の様子



「生活排水きれい推進」ブースの様子

第2節 安心して外出できる環境づくり

1 めざす姿

- ・子育て世帯や妊娠中の方に対する配慮が行き届き、安心して外出ができるようになります。
- ・こどもが、家族や友達と一緒に外で元気に安心して遊ぶことができます。

2 具体的な取組

(1) 子育てバリアフリー化の推進と情報提供

- ①「大分県福祉のまちづくり条例」により定められた建物等のバリアフリー基準に適合するよう、事業者に対して求めていきます。
- ②こども連れでも安心して外出できるよう、公道や公共施設等において、歩道の段差解消や障がい物の除去、ベビーベッド・ベビーチェアを備えたトイレの設置促進を行うなど、ユニバーサルデザインの考え方を基本にしたまちづくりを進めます。
- ③民間の事業者や団体等の自主的な取組を促進するため、こども連れでも気軽に参加できるイベントの実施や子育て家庭への開放を行う施設への支援を行うとともに、こどもや妊娠中の方が利用しやすいようノンステップバス導入の支援を行います。
- ④公共施設や商業施設等の「障がい者等用駐車区画」を、妊産婦の方も優先して利用できる「大分あったか・はーと駐車場」の協力施設の拡大と利用マナーの向上に取り組みます。
- ⑤こども連れでも安心して外出し、歩きたくなるようなコミュニティ機能を有する場所として、また、こどもも楽しくすごせる商店街づくりに向けて支援します。

(2) 安全な遊び場の整備

- ①都市公園の遊具や運動施設等について、利用者のニーズに合わせた整備・更新を行い、こどもが元気に安心して遊べる、にぎわいのある公園づくりを進めます。また、こどもや子育て世帯が安心・快適に過ごせる水辺空間づくりも進めます。
- ②「るるパーク」や「県民の森」等を活用し、豊かな自然と親しみながら、アウトドア体験や体験農園などを通して農山村の魅力を発信し、子育て家庭でも楽しめる空間を提供します。

3 数値目標

指 標 名	単 位	基 準 値	目 標 値	
			(年度)	(R11年度)
大分あったか・はーと駐車場設置協力区画数	区画	2, 5 5 5	R 5 年度	2, 8 0 0
1人あたり都市公園等面積	m ²	1 2 . 3	R 5 年度	1 2 . 5

トピック

あったか・ハート駐車場利用制度について

「大分あったか・はーと駐車場」利用証制度

県では、公共施設や商業施設などに設置されている「障がい者等用駐車区画」を適正に利用いただくため、障がいのある方や介護の必要な方、妊産婦の方など、車の乗り降りや歩行が困難な方へ利用証を交付する「大分県あったか・はーと駐車場利用証制度」を設けています。

妊産婦の方には、妊娠7か月から産後12か月までの間に利用できる利用証を交付しており、この利用証を車内に掲示することにより、「大分あったか・はーと駐車場」の看板のある対象駐車区画を利用することができます。

詳しくは県庁ホームページ（「大分あったかはーと」で検索）をご覧ください。



妊産婦等用利用証



対象駐車区画看板

トピック

るるパーク（大分農業文化公園）について

るるパーク（大分農業文化公園）は、豊かな自然と親しみながら農業・農村の文化などを学習する機会を提供し、農業・農村や自然環境に対する県民の理解を深めていくことを目的として、平成13年に設置されました。

公園には、季節の花々や野菜、果物が植えられており、動物や昆虫なども観察することができます。また、サツマイモやブドウなどの収穫体験や陶芸など親子で参加出来る講座を行っているほか、大自然の中でも快適に過ごせるコテージや電源付のオートサイト、自由に楽しめるフリーサイトがあるキャンプ場など、家族で自然や農業にふれあう機会を盛りだくさんに用意しています。

また、園内の花畑にネモフィラやコキアを植栽し、四季を通じて見どころづくりにも力をいれています。



ブドウの収穫体験



夏のコキア



満開のネモフィラ



秋のコキア

第3節 子どもを交通事故から守る環境づくり

1 めざす姿

- ・交通事故のない道路交通環境が整備されています。
- ・地域で子どもを見守る取組が充実しています。
- ・子どもが正しい交通ルールを学べます。

2 具体的な取組

(1) 安全な道路交通環境の整備

子どもが交通事故に遭うことを防止するため、教育委員会、学校、警察、道路管理者等が連携して、通学路及び保育所等の園外移動経路の合同点検を実施し、歩道や防護柵、信号機の整備、歩車分離式信号機の検討、横断歩道の更新等、安全・安心な道路交通環境の整備を推進します。

(2) 交通安全活動の推進

- ①交通安全に対する理解・浸透を図るため、県民総ぐるみによる交通安全運動を推進するとともに、様々な広報媒体を活用した普及・啓発を行います。
- ②親子で一緒に交通ルールやマナーを学べるよう、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施します。
- ③自転車利用時における、交通ルールの遵守と乗車用ヘルメットの着用等について指導・安全教育を推進します。
- ④全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底を図る為、着用効果と正しい使用方法に関する広報・啓発を行います。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	目標値
			(年度)
通学路合同点検の要対策箇所対策率	%	-	R 5年度 92.2
通学路合同点検の実施回数（累計）	回	60	R 5年度 75

トピック

「みんなの事故防止マップ」(<https://ansin-oita.jp/jikomap/>)をご存じですか?

県内で発生した交通事故の発生場所や内容などを電子地図上で公開しています。

検索条件により、小学生が歩行中に交通事故に遭遇した場所を調べることができますので、家庭で交通事故を起こさない・あわないように役立ててください。

詳しくは「県警ホームページ」、または「大分県交通事故マップ」で検索してご覧ください。



トピック

「大分っ子フレンドリーサポートセンター」について

大分っ子フレンドリーサポートセンターでは、少年や保護者等からの家庭・学校・交友等に関する問題や犯罪被害等の悩み、困りごとへの相談対応を行っています。

また、少年の非行を防止するために、必要と認められる場合には、保護者等と協力しながら、少年に対して継続的な助言・指導等を行う継続補導も行っています。

この他にも、少年の社会参加活動や体験活動等の機会を確保するために、大学生サポーター等と連携して、学習支援活動やスポーツ活動、料理教室等を行う「こんぱす活動」を推進しています。



◆相談受付時間：平日 9:00～17:45（時間外は、留守番電話による対応となります。）

サポートセンター	担当地域	専用電話
本部サポートセンター 警察本部人身安全・少年課	県北・県西センター以外の地域	097-532-3741
県北サポートセンター 中津警察署	中津・宇佐・豊後高田警察署管内	0979-24-3741
県西サポートセンター 日田警察署	日田・玖珠警察署管内	0973-24-3711

第4節 こどもを犯罪から守る環境づくり

1 めざす姿

- ・地域ぐるみで、こどもを犯罪から守ります。
- ・こどもを取り巻く有害な社会環境を浄化し、こどもを非行から守ります。
- ・被害に遭った場合でも、適切なケアやサポートが受けられます。

2 具体的な取組

(1) こどもを取り巻く有害環境対策の推進

①犯罪被害の未然防止

ア こどもを犯罪から守るため、県民や事業者等と連携して、こども達を見守る目を増やします。また、通学路や公園等の危険と思われる箇所の点検を行い、管理者に対して防犯設備設置を促すとともに、県警ホームページ「おおいた防犯マップみはるちゃん」や「まもめーる」等を活用し、防犯情報の提供に努めます。

イ 緊急時にこどもが助けを求められるよう、関係機関・団体等と連携し「こども連絡所」の設置促進や運用に対する支援を行います。

ウ 学校や地域と連携し、こどもを対象とした防犯教室等を実施するとともに、防犯機器の普及・啓発に努めます。

エ 登下校時におけるこどもの見守り活動を行う自主防犯パトロール隊など、地域の防犯ボランティアや市町村及び事業者等関係機関との連携を密にし、円滑な防犯活動を推進します。

オ 交番の機能を強化するため、交番相談員を充実し、通学路や学校周辺の警察官によるパトロールを強化します。

カ 学校におけるこどもの安全確保・こどもの犯罪被害の防止等を図るため、「スクールサポーター」を充実させるとともに、活用を推進します。

キ 家庭や学校、地域の関係団体で構成する青少年健全育成協議会が少年補導員等と一緒に地域を巡回する「ヤングサポートパトロール」や、街頭での「声かけ活動」等を継続的に実施します。

ク 「青少年の健全な育成に関する条例」に基づく深夜外出の制限等やスマートフォンのフィルタリング設定に関する趣旨の周知を行うなど、青少年の被害防止対策を推進します。

ケ 暴走族等に対する指導取締りを行うとともに、関係機関や団体と連携して暴走行為等を許さない社会環境を醸成します。暴走行為等で検挙した少年には、暴走グループからの離脱や再犯防止に向けた支援指導を行います。

②こどもの福祉を害する犯罪対策

ア 性的感情を刺激し、粗暴性や残虐性を植え付け、犯罪や自殺を誘発するような有害環境を浄化するため、「青少年の非行・被害防止全国強調月間（7月）」等において、家庭、地域、学校、職場、行政が一体となって広報啓発活動に取り組むとともに、「青少年の健全な育成に関する条例」に基づく有害興行・図書・がん具の指定や立入調査を推進し、青少年を取り巻く有害環境の一掃等を行います。

イ 児童ポルノの製造や児童買春、少年の飲酒・喫煙を助長する事件等、こどもの福祉を害する犯罪の取締りを強化します。

(2) こどもの非行を防止する取組

①喫煙・薬物乱用の防止

ア たばこ販売業者等に対して、対面販売時における年齢確認の徹底と街頭啓発活動の積極的な促進を呼びかけ、未成年者の喫煙防止に取り組みます。

イ 中学・高等学校における薬物乱用防止講座の開催や、大分県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動を推進するなど、薬物乱用の防止に取り組みます。

②インターネット安全利用の教育推進

ア 学校と連携して、こどもや保護者にスマートフォン・携帯電話のフィルタリング（有害サイトアクセス制限サービス）の重要性やスマートフォン・携帯電話の利用について家庭内でのルールづくりの大切さ等を広報・啓発するとともに、出会い系サイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を介した被害防止対策を推進します。

イ こどもたちが、インターネット上で消費者トラブルに巻き込まれるケースが絶えないことから、児童、生徒、教職員を対象とした「ネットトラブル・情報モラル出前授業」を通して、こどもたちが安全・安心にインターネットが利用できるよう情報モラル教育を推進します。また、教職員や保護者等に対して、情報モラルや情報セキュリティに関する知識と支援方法等についての研修等を実施し、校内で児童生徒に指導できる人材を育成します。

③非行問題に関する相談や支援の実施

ア 問題行動を早期発見・早期対応するため、警察やボランティア等により、少年のたまり場等において重点的な街頭補導活動を推進します。

イ 県内3か所にある「大分っ子フレンドリーサポートセンター」において、非行問題を中心に悩みを抱えるこどもや保護者等からの相談に応じるとともに、他機関とも連携し、問題解決に向けた継続的な支援を行います。

ウ こどもの気持ちに寄り添った相談や支援を行うため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を促進します。

エ 非行少年の再非行防止と早期更生を図るため、学校、児童相談所、警察、家庭裁判所、保護観察所等関係機関の連携を密にし、支援体制の充実を図ります。

(3) 犯罪被害に遭ったこどもへの支援

①犯罪被害に遭った少年の早期発見や保護に向けた取組を推進するため、「大分っ子フレンドリーサポートセンター」において、こどもや保護者を支援します。

②犯罪被害に遭ったこどもやその家族に対し、「少年サポーター」や関係機関の専門家等による相談・カウンセリングを実施するなど、組織的かつ継続的な支援を行います。

③県警広報課の犯罪被害者支援室及び（公財）大分被害者支援センターと連携し、被害少年等の支援に当たるとともに、サポートセンター職員のカウンセリング技術の向上に努め、被害少年の要望に添った活動を行います。

3 数値目標

指標名	単位	基準値	目標値 (R11年度)	
			(年度)	(R11年度)
ヤングサポートパトロール実施回数(累計)	回	5,859	R5年度	3,600
フィルタリングサービスその他の方法により携帯電話等によるインターネット利用を監督している保護者の割合(小・中・高)	%	97.2	R5年度	100
インターネットの利用について「家庭のルール」があると回答した保護者の割合	%	72.8	R5年度	85.0

トピック

「まもめーるアプリ」を配信中！

「まもめーる」とは、大分県警察電子メール情報配信システムのことです。県内の不審者情報・事件情報等をリアルタイムで配信しています。

「まもめーるアプリ」では、声掛け事案、不審者の出没場所を地図で確認できたりもします。

アプリのダウンロードを希望される方は、二次元バーコードを読み取り、アプリをダウンロードしてください。

電子メール配信を希望される方は、e@ansin-oita.jp に空メールを送信すると、本登録するためのサイトURLがメールで届きます。

「まもめーるアプリ」配信中！
県内の不審者情報・事件情報を配信！

まもめーるとは？
 ●事件等の発生、被害防止の情報 ●声かけ事案、不審者の情報
 ●交通事故、交通安全に関する情報 ●迷い子、行方不明者の情報
 などをリアルタイムにお知らせするサービスです。

アプリ **コチラからダウンロード！**
 Google Play App Store

声掛け事案発生場所等が地図上で確認できる
防犯マップみはるちゃんの機能も搭載！

メール メール配信を希望される方は、こちら！
e@ansin-oita.jp に空メールを送ってください。
 ※右記QRコードを読み込むと上記メールアドレスが表示されます。

迷惑メールの設定をしている方は、ドメイン指定などで、「a@ansin-oita.jp」からのメールを受信できるように設定して下さい。

大分県警察

大分県青少年対策本部について

大分県では、青少年の健全育成及び非行防止等青少年に関する施策を推進するため、知事を本部長とする大分県青少年対策本部を設置しています。

大分県内の青少年育成団体が加盟する大分県青少年育成県民会議や、学識経験者、教育関係者等で構成される大分県青少年健全育成審議会と意見交換・連携協力しながら、有害環境の浄化や安全・安心なインターネット利用環境の推進など青少年の非行・被害防止に努めています。

